

令和4年第433回定例会

矢吹町議会会議録

令和4年6月10日 開会

令和4年6月17日 閉会

矢吹町議会

令和4年第433回矢吹町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月10日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
監査報告	4
組合議会報告	4
町政報告	5
報告第2号の上程、説明、質疑	10
報告第3号の上程、説明、質疑	10
報告第4号の上程、説明、質疑	11
報告第5号の上程、説明、質疑	11
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	19
議案の上程、説明(議案第24号～議案第27号)	20
散会の宣告	21

第 2 号 (6月13日)

議事日程	23
------	----

本日の会議に付した事件	2 3
出席議員	2 3
欠席議員	2 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2 3
職務のため出席した者の職氏名	2 4
開議の宣告	2 5
一般質問	2 5
芳 賀 慎 也 君	2 5
関 根 貴 将 君	3 8
三 村 正 一 君	4 8
富 永 創 造 君	6 7
会議時間の延長	7 8
藤 井 源 喜 君	8 0
散会の宣告	8 9

第 3 号 (6月14日)

議事日程	9 1
本日の会議に付した事件	9 1
出席議員	9 1
欠席議員	9 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 1
職務のため出席した者の職氏名	9 2
開議の宣告	9 3
一般質問	9 3
安 井 敬 博 君	9 3
青 山 英 樹 君	1 0 8
総括質疑	1 2 2
議案・陳情の付託	1 2 2
散会の宣告	1 2 3

第 4 号 (6月17日)

議事日程	1 2 5
本日の会議に付した事件	1 2 5
出席議員	1 2 5
欠席議員	1 2 5

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	125
職務のため出席した者の職氏名	126
開議の宣告	127
議事日程の報告	127
議案第24号、第25号の委員長報告、質疑、討論、採決	127
議案第26号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決	128
議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決	130
日程の追加	138
同意第2号の上程、説明、採決	138
議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
閉会中の継続調査の申出について	140
議員の派遣について	140
閉会の宣告	141
署名議員	143

令和4年6月10日（金曜日）

（第 1 号）

令和4年第433回矢吹町議会定例会

議事日程(第1号)

令和4年6月10日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸報告
- 日程第 4 町政報告
- 日程第 5 報告第 2号 令和3年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告について
- 日程第 6 報告第 3号 令和3年度矢吹町事故繰越しの報告について
- 日程第 7 報告第 4号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告について
- 日程第 8 報告第 5号 出資法人の経営状況について
- 日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて(専決第2号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算(第13号))
- 日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて(専決第3号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて(専決第4号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算(第2号))
- 日程第12 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて(専決第5号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))
- 日程第13 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて(専決第6号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算(第5号))
- 日程第14 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて(専決第9号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第15 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて(専決第10号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算(第1号))
- 日程第16 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第18 議案の上程
議案第24号・第25号・第26号・第27号
(町長提案理由説明のみ)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（14名）

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	代表監査委員	佐藤昇一君
企画総務課長	佐藤豊君	危機管理監兼 企画・デジタル推進室担当	阿部正人君
まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君	会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君
税務課長	小磯剛君	保健福祉課長	正木孝也君
農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君	商工推進課長	柏村秀一君
都市整備課長	福田和也君	上下水道課長	有松泰史君
教育次長兼 教育振興課長	国井淳一君	子育て支援 課長	小椋勲君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	氏家康孝	副局長	神山義久
--------	------	-----	------

◎開会の宣告

○議長（角田秀明君） 皆さんおはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより第433回矢吹町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） これより会議を開きます。

それでは、これより日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（角田秀明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

5番 堀井成人君

6番 鈴木浩一君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（角田秀明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期及び議事日程につきましては、議会運営委員会において審議されておりますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、おはようございます。

第433回矢吹町議会定例会が本日6月10日に招集になりましたので、それに先立ちまして6月8日午前10時から議会運営委員会を開き、今定例会の運営について協議をいたしました。

協議に入る前に、町長から提出予定の議案について企画総務課長から説明を求め、さらに議長から提出された日程等について事務局長から説明を求め、協議をいたしました結果、会期を本日6月10日から6月17日までとし、会期日程についてはお手元に配付の日程表のとおり協議が成立いたしました。

なお、会期中に追加議案等があれば、その時点において議会運営委員会を開き、その対応について協議することにいたしますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の報告といたします。よろしく審議お願いいたします。

○議長（角田秀明君） お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、今定例会の会期は、本日6月10日から6月17日までの8日間をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日6月10日から6月17日までの8日間に決定をいたしました。

なお、会期中の個々の日程につきましては、議事日程としてお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸報告

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより諸般の報告をいたします。

初めに、配付資料等についてご説明をいたします。

本定例会の議案書及び議案説明資料、例月出納検査の結果報告書、白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会及び福島県町村議会議長会令和4年度定期総会における議案書等の写し、陳情文書表並びに議案等説明のために出席を求めた者の報告書は、お手元に配付してあるとおりであります。

◎監査報告

○議長（角田秀明君） これより、例月出納検査結果について、代表監査委員から報告を求めます。

代表監査委員、佐藤昇一君。

〔代表監査委員 佐藤昇一君登壇〕

○代表監査委員（佐藤昇一君） 議場の皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから例月出納検査結果についてご報告申し上げます。

検査を執行した日ですが、一般会計及び特別会計につきましては、令和3年度2月分を3月25日に、3月分を4月22日に、令和3年度および令和4年度4月分を5月25日にそれぞれ行いました。

水道事業会計につきましては、令和4年1月1日から3月31日までの第4四半期分を4月25日に行いました。検査に当たっては、会計管理者及び上下水道課長から関係する必要書類の提出を求め、それぞれ関係月の出納状況を聞いた後、検査を行いました。

その検査結果につきましては、各会計とも出納事務に違法、不当は認められず、計数においても違算はなく、適正なものとして認めました。

なお、詳細につきましては報告書をご覧いただきたいと存じます。

以上、例月出納検査の結果報告といたします。

○議長（角田秀明君） 以上で代表監査委員からの報告を終結いたします。

◎組合議会報告

○議長（角田秀明君） 次に、私から、令和4年5月26日に開催されました令和4年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についてご報告をいたします。

臨時会提出議案の審議に先立ち、組合議会正副議長の選任に関する申合せ事項に基づき、組合議会の正副議長の選任が行われ、議長に鈴木清美泉崎村議会議長が、副議長に須藤俊一君、棚倉町議会議長がそれぞれ選任されました。

臨時会での提出議案は、2件であります。

議案第6号 損害賠償の額の決定及び和解については、原案のとおり議決されました。

次に、議案第7号 白河地方広域市町村圏整備組合監査委員の選任についてであります。筒井孝充白河市議会議長が同意されました。

なお、詳細につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で、令和4年第2回白河地方広域市町村圏整備組合議会臨時会についての報告を終わります。

次に、令和4年6月3日に開催されました令和4年度福島県町村議会議長会定期総会についてご報告をいたします。

定期総会の議事に先立ち、優良町村議会の表彰が行われ、天栄村議会、磐梯町議会、大熊町議会が、そして、町村議会議員特別功労者として9名の方々、自治功労者として28名の方々が表彰され、小椋会長から優良町村議会に、そして、特別功労者、自治功労者にあつてはその総代にそれぞれ表彰状、記念品が授与されました。

本定期総会での議案についてであります。報告2件、議案3件及び選挙1件が提出されました。

議案第4号は、町村振興対策に関する要望として、各地方町村議会議長会から提出された23件の議題についての審議がありました。そのうち、西白河地方町村議会議長会から提出された第7号及び第8号をはじめ、各地方町村議会議長会から提出された要望についても、全件、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号及び第6号で決議、特別決議についてが提案され、原案のとおり決議されました。

次に、選挙第1号 監事補欠選挙についてが提案され、監事に大塚純一郎只見町議会議長が選任されました。

なお、詳細につきましては、お手元配付の定期総会資料のとおりであります。

以上で、令和4年度福島県町村議会議長会定期総会の報告を終わります。

これにて私からの報告を終了いたします。

以上で、諸般の報告は終了いたしました。

◎町政報告

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより町政報告を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。

第433回矢吹町議会定例会の開催に際しまして、角田議長をはじめ、議員の皆様にご挨拶申し上げます。

それでは、町政報告をさせていただきます。

お手元に配付いたしました第433回矢吹町議会定例会町政報告より抜粋し、ご報告をさせていただきますので、ご了承ください。

1ページをご覧ください。

初めに、本年3月16日の福島県沖地震により被害に遭われた皆様にご心よりお見舞いを申し上げますとともに、被害箇所等の確認や高齢者の安否確認など、矢吹町消防団をはじめ各行政区長、民生委員、建設協力会など多くの皆様、団体等にご協力をいただきましたことにご心より感謝申し上げます。

令和4年3月16日、午後11時36分に福島県沖を震源として福島県と宮城県において最大震度6強を観測した地震の発生により、本町では震度5強が観測されました。重傷者1名、軽傷者1名、また、多くの町民の方が家屋等に被害を受けております。

本町では、地震発生後速やかに災害対策本部を設置し、防災無線等により町民の皆様の安全確保についてお願いするとともに、翌17日午前零時55分に保健福祉センターに避難所を開設し、4世帯5名の方が避難されました。なお、17日午後には避難者全員が帰宅され、新たな避難者がいないことを確認し、午後7時に避難所を閉鎖いたしました。

また、町内の一部において水道の断水や水圧低下が発生したため、17日午前7時30分から午後5時まで役場駐車場に給水所を設置いたしました。

同じく17日に、家屋等に損傷を受けられた方々に対しブルーシートの配付を行い、18日には災害廃棄物の搬入場所として寺内地内に仮置場を設置し、3月31日までに延べ385件を受け入れ、同期間中に直接西白河地方クリーンセンターへ搬出処分される方への手数料免除の手続を19件行いました。被災建造物の公費解体につきましては、6月1日から8月30日までの期間にて申請の受付を予定しており、今後仮置場の災害廃棄物の搬出等について計画的に進めてまいります。

次に、罹災証明書及び被災届出証明書についてであります。罹災証明書の申請受付を3月17日から開始し、3月28日から内閣府が示す基準に基づき現地調査を実施しております。

証明書交付は3月29日から交付を開始し、5月23日現在で全壊0件、中規模半壊0件、半壊2件、準半壊28件、一部損壊284件の合計314件であります。

なお、6月9日現在では、全壊0件、中規模半壊0件、半壊2件、準半壊35件、一部損壊297件の合計334件の証明書を交付しております。

被災届出証明書につきましては、届出により35件を交付しております。

なお、6月9日現在では、届出により37件の証明書を交付しております。

次に、被災住宅の修理支援についてであります。現在罹災証明書により決定される被害の程度に応じて被災者への支援に取り組んでいるところであります。昨年、2月13日の福島県沖地震では、本町では災害救助法が適用されず、被災者支援に苦慮したところであります。今回の支援の内容は、全壊から準半壊が対象である住宅応急修理事業につきましては、災害救助法の適用により国の支援を受けることが可能となっております。

なお、昨年は金額等に差はないものの、福島県独自の支援制度に実施しております。

また、一部損壊が対象である福島県独自の支援制度による一部損壊住宅修理支援事業につきましては、昨年と同様の支援内容となっております。

各事業の内容については、町ホームページ、新聞折り込みなどで周知を図り、5月6日から申請受付を開始し、5月23日現在、16件の申込みを受付しております。住宅応急修理事業9件、一部損壊住宅修理支援事業7件がその内訳でございます。

なお、6月9日現在では36件の申込み受付をしております。この内訳が、住宅応急修理事業18件、一部損壊住宅修理支援事業18件でございます。

次に、保健福祉施設についてであります。福祉会館につきましては、壁クロスの破損、外部はりの損傷被

害があり、現在、復旧工事の実施設計を行っております。

保健福祉センターにつきましては、玄関ロビーの照明及び警報装置の不具合、ボイラー配管の破損、集団指導室間仕切り壁の破損、窓のゆがみ等の被害があり、復旧工事を発注したところであります。

温水プールにつきましては、天井の一部が落下するという被害がありましたが、3月27日に復旧工事が完了しております。

温泉スタンドにつきましては、設備に損傷等は見られませんでした。貯湯槽内に濁りが発生したところから、貯湯槽の洗浄を行い、水質検査を実施し安全を確認いたしました。

あゆり温泉につきましては、擁壁の一部損壊や男女浴室内外壁の損壊や落下、ボイラー配管の損傷等の大きな被害があり、詳細な被害状況の調査のための足場設置工事を発注し4月25日より浴室壁タイル及び外壁の損傷状況を目視、打音、超音波検査等による調査を実施いたしました。調査結果を踏まえ、復旧工事の復旧工法の検討を行い、復旧工事の実施設計を行っているところであります。

町民の皆様にあゆり温泉の現状を知っていただく取組として、危険防止のための立入り制限等の安全対策に最大限留意した形で被災現場の公開を6月8日に実施いたしました。この際、2名の方に出席をいただきました。これにつきましては、人数よりも町民の皆様に見ていただく機会を設ける、さきのように安全等に最大限の配慮をした上でということですので、そういった機会を設けるといところが大切などころだと認識しております。

また、本日と12日の午前10時及び11時からの各日2回の実施についても予定をしております。

全ての保健福祉施設において、3月17日は安全確認のため休止し、保健福祉会館及び保健福祉センターは3月18日より再開、温水プールは3月28日より再開、温泉スタンドは4月28日から販売を再開しております。あゆり温泉につきましては、現在、復旧工事の実施設計中ではありますが、先ほどのような事情により時間を要しておりますが、施設利用者の安全を最優先に一日も早い復旧に鋭意努めてまいります。

5ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症関連についてであります。

初めに、町民の皆様には、基本的な感染防止対策の徹底と継続についてご理解とご協力をいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

また、最前線で懸命に対応していただいております医療機関等の関係者の皆様をはじめ感染対策に取り組みながら町民の皆様の生活を支えていただいている事業者の皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

本町では、3月に73例、4月に118例、5月23日現在で5月に59例、これまでに441例の新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認されております。

直近の手元のデータを見ますと6月9日現在では、3月に73例、4月に119例、5月に73例、6月に2例ということで、4、5月と比べて現在までに、9日現在までで2例ということで大変少なくなっているということがお分かりいただけるかと思いますが、合計で457例の陽性者が確認されております。

感染拡大防止の取組として、防災行政無線を活用した町内の感染状況と感染対策の周知、町ホームページを活用した基本的な感染対策、家庭内での感染対策などの周知、感染対策総点検の実施に関する新聞への折り込みなどを行い、感染拡大防止対策を呼びかけてまいりました。

今後も国や県の動向に注視し、新型コロナウイルス感染症における感染防止対策と社会経済活動の両立を図りながら、引き続き、万全の体制で取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況についてであります。

本町では、新型コロナウイルスワクチンの3回目までの接種を2月から矢吹町文化センター及びその他の医療機関などで開始し、5月23日現在、接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方は1万4,642名、接種対象となる5歳以上の人口比を接種率として88.9%、2回目接種を終えた方が1万4,528名、88.2%、3回目接種を終えた方は1万724名で65.1%となっております。接種対象者の母数は、先ほどの数え方で1万6,461名が母数であります。

なお、6月9日現在の接種人数及び接種率につきましては、1回目接種を終えた方、直近の数字ということですが、1万4,699名で89.2%、2回目接種を終えた方が1万4,572名、88.5%、3回目接種を終えた方は1万1,262名で68.4%となっております。

また、5歳から11歳までの小児接種につきましては、小児用ワクチンの供給状況に合わせて3月13日から接種を開始いたしました。特に、3月下旬から4月上旬にかけて若年層の感染者数が増加傾向にあったことから5月の接種予定分を前倒し、4月17日から22日にかけて接種機会を増設するなど感染拡大の防止に努めました。

小児接種は努力義務にはなっておりませんが、県が公表した接種実績は2割強の接種率でありますけれども、本町の接種率は約4割というふうになっております。

なお、3回目接種につきましては、現在、接種を希望する多くの方の接種が完了しており、6月17日の接種日を3回目接種の最終日として事業を進めているところであります。

なお、3回目接種につきましては、接種率の向上と事前予約なしでも接種を希望する方への対応としまして、6月19日まで期間を延長する変更を行っております。

また、4回目接種につきましては、現在の国の方針では、3回目接種からの接種間隔を5か月間とし、接種対象者を60歳以上の方または18歳以上60歳未満の基礎疾患をお持ちの方を接種対象者としているところであり、本町におきましては、ワクチン接種の間隔5か月間ルールを踏まえ、令和4年7月初めから接種を開始する予定で準備を進めているところであります。

高齢層の3回目ワクチン接種は浸透したものの、新変異株の拡大、若年層のワクチン接種が十分に進んでいないということから、現在、本町では若い方々、特に子供たちへの感染が連日確認されていた状況にあります。

そして、先ほどの諸対策であるとかワクチン接種その他もろもろの対策の浸透、それから、各所で申し上げておりますが、小中学校、幼稚園、保育園等、それから、家庭内での言わば感染ルート、こういったものが大分落ち着いてきたということがございまして、本日で実は8日間、新たな陽性者確認ゼロの日が続いております。先ほどのワクチン接種についての5か月間につきましては2月1日からということで、現在7月1日からということになってございます。

4回目接種に加えて3回目接種までの未接種の方の接種機会、それから、5歳から11歳までの小児の方の接種機会を並行して確保しながらワクチンの供給状況に合わせて速やかに希望する多くの町民の皆様が接種でき

るよう接種体制の整備に努めてまいります。

6ページをご覧ください。

次に、令和3年度の町独自の経済支援策についてであります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に取り組んでいる町内店舗を矢吹町商工会と町が認定し、感染対策に要する費用の一部として一店舗当たり3万円を給付する矢吹町店舗応援キャンペーンであります。141店舗に認定証を交付し、うち140店舗に対し420万円を交付いたしました。

また、令和3年1月から5月までの期間における売上げが一昨年または昨年同月分の売上げ額と比較し20%以上減少している飲食店や小規模事業者等を対象に一事業者当たり10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金であります。139事業者に対し1,390万円の給付を行いました。

さらに、令和3年10月1日を基準といたしまして、町民1人当たり5,000円分の商品券を交付する矢吹町くらし応援商品券についてであります。6,722世帯、1万7,000人に総額8,500万円を交付し、4月末日現在、延べ326店舗から8,386万円分交付の98.7%の換金を受付いたしました。

7ページをご覧ください。

次に、遊水地整備事業についてであります。地域の安心安全な居住地づくりや将来に向けて住みよい地域づくりを一体的に推進する組織として、3月に三城目地区遊水地対策協議会が設立されました。遊水地整備事業に併せて、近年の大雨等による甚大な被害があった阿由里川の内水対策や生活道路の安全確保対策等について町と協議会が一体となり国や県へ要望をしております。

また、4月12日から14日の3日間、三城目集落センターにおいて国による阿武隈川遊水地整備住民説明会が開催され、68名が参加し、遊水地整備事業で整備される堤体の高さや範囲について3D動画を活用しながら説明があり、参加者からは県道矢吹・小野線の安全確保のお願いや阿由里川の内水対策など活発な意見交換が行われました。

次に、第39回中畑清旗争奪ソフトボール大会についてであります。今年度は3年ぶりとなります。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、県中、県南のスポーツ少年団40チームの参加に絞りながら、矢吹球場をメイン会場として5月7日に開催いたしました。

開会式では、中畑清名誉大会長や特別ゲストの元ソフトボールキャッチャーでオリンピック金メダリストの峰幸代氏による始打式に加え、元読売巨人軍キャッチャー吉田孝司氏と、元プロ野球セントラル・リーグ審判部長井野修氏が応援に駆けつけ、3年ぶりの大会を盛り上げていただきました。開会式の様子は、町内外の多くの方にご覧いただけるようユーチューブでライブ配信いたしております。

本町からはオール矢吹スポーツ少年団2チームが参加し、しゅんらんブロック、3ブロックに分かれておりますので、決勝を戦い優勝、準優勝を分け合うという健闘をいたしました。

日頃よりスポーツ少年団にご支援をいただいている指導者の皆様、さらに、ご協力をいただきました審判団、ボランティアの皆様、多くの協力団体の皆様に心から感謝申し上げます。

なお、この中畑清旗ソフトボール大会を矢吹のほうで開催したということで周辺の各種スポーツのイベントにつきましては、コロナ禍の中で開催するということがかなり背中を押してもらったというような声もあるようでございます。

ここまで、町政報告から7点を抜粋し報告を申し上げます。

矢吹町の地方創生に向け、議員の皆様のさらなるご協力をお願い申し上げ、私からの町政報告とさせていただきます。

そのほか33項目につきましては、お手元に配付いたしました第433回矢吹町議会定例会町政報告により報告とさせていただきます。

それでは、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 以上で、町政報告は終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより報告第2号 令和3年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、報告第2号 令和3年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告についてであります。本件は、令和3年度矢吹町一般会計予算において計上いたしました主要町道路整備事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業等の24事業を、地方自治法施行令第146条第1項の規定により繰越計算書のとおり令和4年度へ繰り越しましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第2号 令和3年度矢吹町繰越明許費繰越しの報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告のため、討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより報告第3号 令和3年度矢吹町事故繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○議長（角田秀明君） それでは、説明いたします。

日程第6、報告第3号 令和3年度矢吹町事故繰越しの報告についてであります。本件は、令和3年度一

般会計予算のうちから主要町道道路整備事業を地方自治法第220条第3項の規定により繰越計算書のとおり令和4年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

報告第3号 令和3年度矢吹町事故繰越しの報告については、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより報告第4号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○議長（角田秀明君） それでは、説明いたします。

日程第7、報告第4号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告についてであります。本件は、令和3年度水道事業会計予算において計上いたしました滝八幡地内配水管切替事業等の2事業を地方公営企業法第26条第1項の規定により、また、水道施設災害復旧事業等の2事業を同条第2項ただし書の規定により繰越計算書のとおり令和4年度へ繰り越しましたので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

報告第4号 令和3年度矢吹町水道事業会計予算繰越しの報告については、地方公営企業法第26条第3項の規定による報告のため討論を省略し、報告のみとさせていただきます。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（角田秀明君） 日程第8、これより報告第5号 出資法人の経営状況についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○議長（角田秀明君） それでは、説明いたします。

日程第8、報告第5号 出資法人の経営状況についてであります。地方自治法第243条の3第2項の規定により、町が出資している白河地方土地開発公社の経営状況を報告するものであります。

報告する内容につきましては、令和4事業年度事業計画、令和3事業年度事業報告、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの損益計算書、令和4年3月31日現在の貸借対照表、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録のとおりであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（角田秀明君） 報告第5号 出資法人の経営状況については、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告のため質疑、討論を省略し報告のみとさせていただきます。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第9、これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第13号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○議長（角田秀明君） それでは、説明いたします。

日程第9、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第2号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第13号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ6,573万6,000円を減額し、総額を87億1,021万6,000円とするとともに繰越明許費の補正及び地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、町税2,508万7,000円、法人事業税交付金1,509万2,000円をそれぞれ増額し、県支出金4,890万4,000円、財産収入6,455万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を災害対策費等により2,233万2,000円の減額、衛生費を新型コロナウイルスワクチン接種費等により1,964万8,000円減額するものであります。

次に、繰越明許費の内容につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業等の12事業について、年度内完了が困難なことから、総額9,397万3,000円を補正するものであります。

次に、地方債補正の内容につきましては、庁舎改修事業債360万円、緊急浚渫推進事業債500万円をそれぞれ減額し、緊急防災減災事業債680万円、災害援護資金貸付金債250万円をそれぞれ廃止するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（専決第2号 令和3年度矢吹町一般会計補正予算（第13号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第10、これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第10、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第3号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,815万6,000円を追加し、総額を17億4,710万円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金59万6,000円、繰入金5,243万6,000円、諸収入181万3,000円をそれぞれ増額し、国民健康保険税581万7,000円、使用料および手数料15万4,000円、県支出金1,071万8,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、保険給付費4,285万6,000円を増額し、保健事業費470万円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号 令和3年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第2号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第11、これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第11、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第4号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、既定の歳入歳出予算からそれぞれ4,773万4,000円を減額し、総額を16億3,902万2,000円とするものであります。

歳入の内容は、保険料33万7,000円、国庫支出金612万円、支払基金交付金3,341万3,000円、県支出金694万2,000円、繰入金92万2,000円をそれぞれ減額するものであります。

歳出の内容は、地域支援事業費を30万円増額し、保険給付費3,965万円、基金積立金838万4,000円をそれぞれ減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号 令和3年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第12、これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第12、承認第6号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第5号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ201万8,000円を追加し、総額を1億8,167万3,000円とするものであります。

歳入の内容は、繰入金187万2,000円、諸収入23万9,000円をそれぞれ増額し、後期高齢者医療保険料9万3,000円を減額するものであります。

歳出の内容は、総務費5,000円、後期高齢者医療広域連合納付金207万6,000円をそれぞれ増額し、諸支出金6万3,000円を減額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるとしております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第6号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第13、これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第13、承認第7号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第6号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号）について、収益的支出の既定の額に90万円を増額し、収益的支出の総額を4億4,047万1,000円とするものであります。

支出の内容につきましては、水道事業費用のうち営業費用90万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度矢吹町水道事業会計補正予算（第5号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第7号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第14、これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第14、承認第8号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第9号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第1号）について、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3億4,650万3,000円を追加し、総額を82億6,250万3,000円とするとともに地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、国庫支出金5,876万1,000円、繰入金9,024万5,000円、町債1億6,750万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、民生費を福島県沖地震に係る被災住宅修理等支援事業により1,857万5,000円の増額、災害復旧費を農業施設災害復旧事業工事等により3億572万8,000円増額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、新たに公共土木施設災害復旧事業債4,800万円、公立学校施設災害復旧事業債300万円、社会教育施設災害復旧事業債1,060万円、集会所施設災害復旧事業債930万円、福祉施設災害復旧債4,840万円を追加するとともに、農業施設災害復旧事業債4,820万円を増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（専決第9号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第1号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第8号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第15、これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号））を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第15、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第10号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号）について、収益的収入の既定の額に2,160万円を増額し、総額を7億2,975万1,000円とし、収益的支出の規定の額に3,500万円増額し、総額を6億3,582万8,000円とするとともに、企業債の補正と他会計からの補助金の補正を行うものであります。

収益的収入の内容は、営業外収益のうち他会計補助金を2,160万円増額するものであります。

収益的支出の内容は、営業費用のうち災害復旧費を3,500万円を増額するものであります。

企業債の補正の内容につきましては、下水道施設災害復旧事業債1,340万円を追加するものであります。

他会計からの補助金の補正の内容につきましては、一般会計から当該会計へ補助を受ける金額を2,160万円増額するものであります。

つきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結をいたします。

これより承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（専決第10号 令和4年度矢吹町下水道事業会計補正予算（第1号））を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第9号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第16、これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第16、承認第10号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町税条例等の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

主な内容としましては、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置及び個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の改正であります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（専決第7号 矢吹町税条例等の一部を改正する条例）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第10号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第17、これより承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第17、承認第11号 専決処分の承認を求めることについてであります。専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、関連する矢吹町国民健康保険税条例の一部改正について、同日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき報告し承認を求めるものであります。

主な内容としましては、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を地方税法施行令の改正内容に合わせて引き上げるものであります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより承認第11号 専決処分承認を求めることについて（専決第8号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第11号は、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案の上程、説明（議案第24号～議案第27号）

○議長（角田秀明君） 日程第18、これより議案の上程を行います。

議案第24号、第25号、第26号及び第27号を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第18、初めに、議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和4年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分が災害臨時特例補助金及び特別調整交付金で補填される措置は令和3年度までとなっておりますが、国の財政支援が延長されたため、引き続き国民健康保険税の減免を行うものであります。

次に、議案第25号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を延長するため所要の改正を行うものであります。

国が示した基準に基づき減免措置を行った場合、減収分の一部が特別調整交付金で補填される国の財政支援が延長されたため、引き続き令和4年度も減免を行うものであります。

次に、議案第26号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、低所得者の介護保険料について、今年度以降においても昨年度と同様の軽減措置を継続することから所要の改正を行うものであります。

矢吹町第8期介護保険事業計画において、令和3年度から5年度までの介護保険料を所得段階に応じ規定しておりますが、所得段階が第1段階から第3段階の介護保険料について、引き続き軽減措置を行うものであります。

次に、議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,069万9,000円を追加し、総額を82億7,320万2,000円とするとともに地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金840万9,000円、町債110万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を矢吹駅舎個別計画策定業務委託料等により248万7,000円の増額、農林水産業費を第5回ふくしま植樹祭にかかるPR記念品等により203万2,000円の増額、消防費を防災ラジオ購入費等により513万円増額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、新たに防災基盤整備事業債110万円を追加するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

ご協力、誠にありがとうございました。

また、月曜火曜は一般質問でありますので、自分の時間を頑張ってください。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午前11時10分）

令和4年6月13日（月曜日）

（第 2 号）

令和4年第433回矢吹町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年6月13日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君
保健福祉課長	正木孝也君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木辰美君
商工推進課長	柏村秀一君	都市整備課長	福田和也君

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

あらかじめ、質問の時間について確認をさせていただきます。

一般質問は一問一答方式により行います。質問の回数に制限はありませんが、質問時間は30分以内であります。質問時間の残り時間を議会事務局長前でお知らせをいたします。質問時間終了3分前には予鈴を1回鳴らし、30分終了時に終了鈴を2回鳴らし、質問の途中であっても質問は打ち切りとしますので、ご了承ください。

なお、一般質問は登壇して1回目の質問を行い、2回目の質問からは議員発言席により行い、全ての質問、答弁が終わってから自席に戻ることとなります。

それでは、通告に従いまして、順次質問を許します。

◇ 芳 賀 慎 也 君

○議長（角田秀明君） 通告1番、1番、芳賀慎也君の一般質問を許します。

1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。また、傍聴にお越しの皆様、ありがとうございます。

まず初めに、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、罹患された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

また、今月に入り、県内でのコロナ感染者数も減少傾向になってはきておりますが、日々新型コロナウイルス感染拡大防止にご尽力されている皆様に深く敬意と感謝の意を表します。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

大きく2つ質問をさせていただきます。

まず1つ目、戦後最も人口の多い世代である団塊の世代の人たちが75歳以上になる年が2025年です。この年から、より一層医療や介護サービスの維持継続の困難、社会保障費の圧迫などの問題が出てくるのがいわゆる2025年問題でございます。

さらに、2040年になりますと、第二次ベビーブームに生まれた団塊ジュニア世代が65歳から70歳を迎え、少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者の人口がピークになることで起こり得る問題が2040年問題でございます。2040年以降は、労働人口が激減して労働力不足が深刻になるだけでなく、年金や医療費などの社会保障費も増

大することが予測されます。1.5人の現役世代が1人の高齢世代を支えていくという時代が待っているのです。

本町では第9次矢吹町高齢者保健福祉計画、矢吹町第8期介護保険事業計画が策定され、この2025年、また2040年を視野に入れ、地域包括ケアシステムの深化が掲げられております。人生100年時代、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるまちづくりを目指し、介護予防・健康づくりの推進や保険者機能の強化等、対応していく必要がございます。個人の健康寿命を延ばし、誰もができる限り自立した生活を送れるよう、生活の質の維持、向上を図っていくことがとても重要な課題であると考えます。

質問の目的としましては、健康寿命を延ばすことにより長生きを楽しみ、充実した人生を送ることができ、さらに医療費や介護費の削減につながり、福祉の向上が図られるということを目的としております。

それでは、3つ質問がございます。

1つ目、本町での総人口と高齢者人口について、過去3年から2025年、向こう3年までと、2040年の単年の人口推計のお示しをお願いいたします。

2つ目、地域包括ケアシステムの実現のために、地域での通いの場の拡充やフレイル予防、介護予防等、現在どのような対策を実施されているのかお伺いいたします。

3つ目、今後、高齢の方々が求めるサービスのニーズをどのように把握して、町としてどのように福祉向上に努め支援を実施しているのかの考えをお伺いしたいと思います。

それでは、続いて2つ目の質問に移ります。

各小中学校では、校長先生のリーダーシップの下、生徒指導担当、担任、養護教諭を中心に、日頃から関係機関と連携した切れ目のない支援を心がけておられます。近年、多様化、複雑化、深刻化する児童生徒の悩みや、不登校、問題行動事案、家庭環境等に対して、学校でそれらを全て抱え込むのではなく、日頃から学校と教育委員会が軸となり、各種関係機関（人権擁護委員、学校医等の専門医、民生・児童委員、PTA、警察署、児童相談センター等）と連携を図り、それぞれの役割や専門性を生かし、児童生徒及び保護者を支援していく必要がございます。

学校と教育委員会がしっかりと連携を取り、児童生徒に対する問題行動等の未然防止・早期発見・早期対応することで、子供たちの健全育成、誰一人取り残さない教育環境の確保が図られると考えております。

質問の目的ですが、子供たちが健やかに学校生活を送れるために、教育委員会と関係機関がしっかりと連携し、学校をサポートする体制が構築できているのかを確認するためでございます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず1つ目、各小中学校において、しっかりと子供たちの悩みや問題を吸い上げ、各先生方、教頭、校長との連携を図り、教育委員会として情報の共有・関係機関との連携と対策はどのように図られているのかをお伺いいたします。

2つ目です。虐待や非行、貧困など様々な問題を抱えた児童の早期発見と、適切な保護を目的とした要保護児童対策地域協議会（子供を守る地域ネットワーク）が本町に設置されておりますが、具体的にどのようなメンバーで構成され、どのような支援・活動をなされているのかお伺いいたします。

3つ目の質問です。教育に対する考え方や価値観は各家庭によってそれぞれ異なります。保護者の協力なくしては子供の健全育成は図られないと考えております。子供の成長のために学校と保護者の連携は必要不可欠

であります、学校と保護者の連携のために、教育委員会としてどのように支援していくのかというのを伺いいたします。

以上の質問につきまして、ご答弁のほどよろしくお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴の皆さん、ありがとうございます。励みになります。

それでは、1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、本町の総人口と高齢者人口に関するおただしであります、過去3年間の総人口と65歳以上の高齢者人口につきましては、各年度9月末時点での集計となりますが、令和元年度の総人口が1万7,354名、高齢者人口が5,151名、総人口における65歳以上の高齢者の人口割合、いわゆる高齢化率は29.7%であり、令和2年度の総人口1万7,229名、高齢者人口5,216名、高齢化率30.3%、そして、令和3年度の総人口1万7,084名、高齢者人口5,286名、高齢化率30.9%であります。

また、令和4年度以降の人口推計、こちら推計につきましては、第9次矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第8期介護保険事業計画におきまして、平成30年と令和元年のコーホート変化率を用いまして試算しております。各年度9月末時点での推計は、令和4年度の総人口1万7,021名、高齢者人口5,348名、高齢化率31.4%、令和5年度の総人口1万6,888名、高齢者人口5,379名、高齢化率31.9%、令和7年度、こちらも推計です、2025年度の総人口1万6,596名、高齢者人口5,465名、高齢化率32.9%、令和22年度、2040年度の総人口は1万3,814名、高齢者人口5,030名、高齢化率36.4%と推計しております。

このように、2040年度にかけて本町でも大幅な高齢化率の上昇が見込まれておりますが、介護予防やフレイル予防を推進し、町民の健康寿命の延伸に努め、議員おただしのとおり、誰もがができる限り自立した生活を送れるよう生活の質の維持、向上を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地域包括ケアシステムの実現のために、現在どのような対策を実施しているかのおただしであります。

初めに、地域包括ケアシステムとは、高齢者が医療、介護を必要とする状態になっても、医療、介護、福祉、介護予防等を一体的に受けられる仕組みであり、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援する体制であります。令和3年3月に策定いたしました第9次の矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町第8期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化を図っていくものと位置づけております。

議員おただしの通いの場とは、住民が主体となり立ち上げ、地域の集会所等で介護予防のための体操等を行う自主グループのことであります。事業開始当初の平成29年度は1グループでありましたが、現在は5グループあり、ただ、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止中の1グループを除き、4グループは活動を継続しております。

介護予防への取組といたしましては、従来より行ってまいりました町内全24地区の高齢者サロンにおける介護予防講座及び通いの場でのリハビリ専門職による体操指導等があります。これに加え、昨年度から新たに、

75歳以上の後期高齢者について介護予防と生活の質の保持及び健康増進のため、町の特定健診の結果等から生活習慣病重症化予防の基準値に該当する対象者の抽出を行い、町保健師や管理栄養士、町内医療機関の理学療法士等が保健指導、生活・運動指導を行い、また、老人クラブ参加者を対象とした、保健師と町内医療機関の理学療法士がフレイル予防について生活・運動指導を実施しております。

最後に、今年度からの取組といたしまして、町の配食サービス事業を利用されている方のうち、まず95名を対象に、民生児童委員にご協力をいただきまして健康状態等に関するアンケートを実施し、その結果を基に、フレイルに該当すると思われる方に対し保健師が指導を行うフレイル予防事業に取り組んでおります。

本町では、このような事業を通じて高齢者の健康寿命を延ばし、住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を続けられるよう、介護、医療、福祉が連携して支援する地域包括ケアシステムの実現を目指してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、高齢者の求めるサービスのニーズ把握、福祉向上の支援についてのおたぐいであります。

町では介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画の2つの計画を一体化し、矢吹町高齢者保健福祉計画・矢吹町介護保険事業計画を3年ごとに策定しており、令和3年度から5年度までの現行計画の策定に当たり、基礎資料とするために、令和2年2月に65歳以上の町民のうち2,514名を対象に介護予防・日常生活ニーズ調査、そして在宅介護実態調査を実施しておりまして、回収数は1,424件、回収率は56.6%でありました。この2つの調査の結果により、町民の実態、評価、意向等を分析し、計画に反映しております。

本町といたしましては、来年度、令和6年度から8年度の次期計画策定につきましても、今年度中に当該調査を行い、把握した町民の意向を反映することにより、必要とされているサービスの整備や介護予防事業の充実などに努めてまいります。

また、本町では、介護保険関係のほか高齢者福祉のため、移動手段を持たない方について、行き活きタクシー利用料金助成事業や、ひとり暮らしの高齢者等が急な病や事故等に遭われた際に、緊急通報装置を用いて当該高齢者等の救助、援助等を行う緊急通報システム事業、また、自らごみ搬出が困難なひとり暮らしの65歳以上の方に対し訪問し、安否確認及び家庭ごみの収集を行うさわやか訪問収集事業等の各種福祉サービス事業等を行っております。

これらの取組につきましても、より充実させ、住み慣れた地域で生き生きと安心して暮らせるよう、高齢者の福祉向上を支援してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。傍聴の皆様、早朝よりありがとうございます。

では、答弁をさせていただきます。

1番、芳賀議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会として情報の共有・関係機関との連携と対策についておたぐいでありますが、まず、学

校においては、学校での日常生活における行動観察や児童生徒へのアンケートの実施などにより、児童生徒の悩みや問題等の早期発見、早期対応に努めているところであります。

また、必要に応じ、児童生徒や保護者を対象にスクールカウンセラーによるカウンセリングを行っており、原因の解明や課題の解決に努めております。そのほか、教員に対しても、これらカウンセリングを踏まえ、カウンセラーの専門的な知見からのアドバイスを基に協議を行うコンサルテーションを実施しております。

これら学校での取組に対し、学校と教育委員会との連携につきましては、各学校、年2回、教育長による学校訪問を行っております。学校訪問では、学校長による学校の概要説明のほか、校内を巡回し、教室で授業を受ける児童生徒の様子から担任との信頼関係や学級の人間関係を実感し、学校の現在の様子を直接確認しております。

そのほか、教育委員会主催による教頭会、校長会、校長園長会を定期的に開催し、情報共有及び連携を図っております。

さらに、教育委員会では県の事業を活用し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーの研修会を年間4回、幼稚園・小中学校の担当教職員とスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーが参加する児童生徒サポート連絡協議会を年間2回開催し、情報共有と共通理解、資質の向上に努めております。

スクールソーシャルワーカーは、教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有しており、教育振興課に籍を置き、問題を抱える児童生徒を取り巻く環境へ働きかけたり、関係機関等との連携・調整を行っております。

芳賀議員ご指摘のように、各種関係機関が、それぞれの役割や専門性を生かしながら、連携を図り関わっていくことが子供たちの健全育成、保護者の支援に欠かせません。

今後も、必要に応じ、適切に学校及び関係機関と連携し、児童生徒及び保護者の支援に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、要保護児童対策地域協議会のメンバー構成、支援・活動についてのおただしでありますけれども、要保護児童対策地域協議会は、児童福祉法第25条第1項の規定に基づき、要保護児童の適切な保護または要支援児童もしくは特定妊婦への適切な支援を図るため設置しております。

なお、ここで定義されている要保護児童とは、保護者のいない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められる児童、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童に当たらない児童、特定妊婦とは、出産後の子供の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを指しております。

設置の経過であります。国が平成17年に、市町村単位で要保護児童対策地域協議会の設置を努力義務と規定したことから、本町では平成18年に町及び教育委員会、各小中学校、各幼稚園、各保育園並びに児童相談所、警察、医療機関、保健福祉事務所、民生委員児童委員、社会福祉法人等の関係機関で構成された法定協議会として設置したところであります。

当協議会は代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の3層構造を基本としておりますが、本町では、これに加え定例連絡会議を含めた4層構造の組織としております。

代表者会議は、各関係機関の代表者が、年度当初には事業計画等の確認及び決定、年度末にはその年度にお

いて対応した件数及び取組状況を報告する会議を開催しております。

実務者会議は各機関の虐待担当で構成されており、1学期に1度の頻度で年3回定期的に開催し、当協議会で取り扱っている案件について情報共有、検討協議を行っております。具体的には、虐待案件に対する援助方針の決定や見直しを行い、また、改善が見られる案件については終結の判断を行っております。この実務者会議を開催するに当たり、事前に支援方針の調整や検討を行うのが定例連絡会議であり、児童相談所と町の関係各課で組織されております。

そのほか、個別ケース検討会議は、対象となる児童や家族に関わる関係機関が集まり、情報共有、援助方針、役割分担等の具体的な対応策を検討し、決定する会議であります。

今後は、矢吹町の未来を担っていく子供の成長を応援し、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的に策定した第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画の基本施策に掲げている支援ネットワーク体制の構築を推進し、虐待の早期発見、早期対応及び課題を抱える子育て家庭の支援を図りながら、要保護児童等の支援と安全確保に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、学校と保護者の連携のための教育委員会の支援についてのおたただしではありますが、初めに、保護者支援、連携の一つとして、子育てに関する悩み事を相談する場の確保があります。幼稚園や保育園、学校では、送迎時や連絡帳などで先生や保育士に相談する機会がありますが、教育委員会としても、日常の保護者との連携を大切にしていくことを幼稚園や保育園、学校と確認しているところであります。

また、屋内外運動施設未来くるやぶき内に設置している子育て支援センター「にこにこひろば」でも、未就園児の親子がゆっくり触れ合う場、親同士の情報交換の場の提供のほかに、保育士の資格を持つスタッフを配置して子育てに関する悩み相談も受けており、些細なことでも気軽に相談できて好評を得ております。

その一方で、幼稚園や保育園を利用していない、町外から転入してきて話す相手がいないなど、相談の場に出てこられない親子への働きかけが課題となっております。町では今年度、デジタルトランスフォーメーションの推進に合わせてLINEを使った相談アプリの導入を検討しており、こうした親子への相談の場の周知徹底を図って、少しでも子育ての負担軽減を図るなど保護者の支援に努めてまいります。

次に、近年、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は年々複雑化・多様化しており、学校と保護者だけで問題を解決することは難しい状況にあります。

スクールカウンセラーによるカウンセリングや、スクールソーシャルワーカーによる子供たちを取り巻く環境への働きかけと、関係機関との連携・調整といった専門家の関わりに加え、学校と地域が連携・協働し、社会総がかりでの教育の実現が求められています。

教育委員会では、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を目指し、平成31年4月より学校運営協議会を設置しております。そして、今年度より、学校と地域を結ぶ、地域学校協働活動が本格的に始まり、学校の活動に対し、より多くの地域の方々の協力が期待できるようになりました。

子供の健やかな成長のためには、周囲の大人の働きかけが重要です。地域でどのような子供を育てるのか、何を実現していくのか、目標やビジョンを共有し、学校で、家庭で、地域でと、矢吹町全体の力を合わせた取組を進めていくために、学校の特色ある取組や学校運営協議会、地域学校協働活動の取組について、広報を通

して、保護者だけでなく地域の皆様にお知らせしていくことも学校と保護者の連携のための教育委員会の支援と考えておりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） それでは、再質問させていただきます。

まず、高齢者の福祉のほうについての質問ですが、町長答弁にありましたように、今後の人口推移ですね、高齢者の人口推移、先ほどありましたが、年々高齢化が進んでまいります。そして総人口が減っていきま。少子高齢化が進みます。

本当に、今後少子高齢化という時代を迎えるに当たって、やっぱり健康寿命を延ばすということが本当にキーになってくる部分でございますが、予防について、町のほうで実施しているフレイル予防であったり介護予防、先ほど、こちら町長答弁の中で、いろいろ通いの場であるとか、高齢者サロンでありますとか、生活習慣病重症化予防とかいろいろ対策、町としても今練っておられます。高齢の方が元気な、健康寿命をどうしていけばいいのかというのは、やっぱり体を動かすことであったり、やっぱり外に出ること、あと脳を使うことですね。家に一日ずっと座って閉じ籠もっているのは、健康寿命というのは短くなっていきますんで、やっぱり外に出る機会であったり、いろんな方とお話する機会、体を使って運動する機会、脳を使っているいろいろ考える機会をやっぱり町としても提供していかなければいけないのではと思います。

そこで質問させていただきましたのが、町としてどういった予防、フレイル予防、介護予防を実施されているかということでありましたけれども、今、様々な予防、介護予防の活動をされているんですが、実際にそのサービス、様々ないいサービスいっぱいあるんですけども、これを町民の方に今現在どうやってお知らせや周知を図っているのか。いろんないい事業があっても、町民の方が分かっているなければ何の意味もないんですね。やっぱり周知してお知らせして、分かっているだけで、出向いていただいて、実際行動に移していただくというのが非常に重要であるんですが、その町民の方への周知とお知らせについては、今どのように図っているのか、また、どのようにしていきたいと考えているのかがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

[保健福祉課長 正木孝也君登壇]

○保健福祉課長（正木孝也君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

各種高齢者福祉サービスについて、どのように町民のほうに周知されているのかというご質問だと思いますが、現在、町のほうでは広報やぶき、年2回の周知と、あとは町ホームページでの周知に加えまして、地域包括支援センターの職員、民生児童委員が訪問の際等に積極的に呼びかけ、説明をいただいているところでございます。

芳賀議員ご指摘のとおり、実際にサービスがあっても活用いただかなければというところでは、今後町といたしましても、高齢者サロンであるとか通いの場などは、現在利用されている方の口コミというのも影響力が大きいのかなと考えておまして、今の利用者の方々にお友達を誘っていただくなど、お願いしてまいりたい

とも考えております。

介護予防、周知の方法については今後さらに検討を深めてまいりたいと思います。介護予防、フレイル予防、ひいては健康寿命の延伸に資するために福祉サービスの周知に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員の答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 周知徹底図っていただくということで、ありがとうございます。

周知していただいて、そういう通いの場に来ていただくということですが、その次に、実際、今いろいろ高齢者サロンであったり地域の通いの場だったり、それこそ包括支援センターでいろんなイベントごとがあるという場合に、サービスは知っているんですけども、何で行ったらいいかという人が実際、車も乗れない、ちょっと足も弱ってきているとか、家族さんが仕事でいないので、行きたいんだけども行けないんだよという方が、若干そういった声も聞かれるんですけども、そういった方について何か支援とかは、考えはございますでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

いわゆる交通弱者といいますか、移動手段を持たない方のための施策というところでございますが、先ほどの町長の答弁にもありましたが、行き活きタクシー利用料金助成事業というのが、申請所管課はまちづくり推進課となりますが、町としてそのような事業を行っておりますので、こちらの周知も、福祉サービスと併せて周知のほうを図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 行き活きタクシーを推進していただくということで、ありがとうございます。

こちらもやっぱり行き活きタクシーをやっているよという周知が必要だと思います。まだまだ分からない高齢の方、いっぱいいると思うんで、本当に利用幅も拡大していただいて、使いやすくなっていると思いますので、周知とお知らせのほうをやっていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、続いて、学校教育関係のほうについての再質問のほうに移らせていただきます。

教育長のほうの答弁のほうから、1つ目の質問の中で、学校での日常生活における行動の観察や児童生徒へのアンケートの実施により、児童生徒の悩みや問題等の早期発見、早期対応に努めているということで答弁ございましたが、児童生徒のアンケートというのはどの程度の割合で、何か月に1回とか年に何回とか決まっているのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

児童生徒へのアンケート等について、どれぐらいの頻度で行われているのかというようなご質問ですけれども、このアンケートにつきましては、各学校のほうにいじめを防止するための指針がつくられております。それに基づいて、その中にアンケートを実施何回というようなことが示されておまして、学期ごとに実施をしたりとか、もしくは月ごとに実施したりとかしながら、子供たちの心に抱えている悩みを先生方ができるだけ拾うというような形のものを実施しているところでございます。

まだ、ただアンケートで全てが見えるのか、やはり子供たちもなかなかそのアンケートには答えたくないというような状況もひょっとしたらあるかもしれません。ですので、日常的な観察を中心として、それに補足するような形でアンケートを行っているという状況がでございます。

以上で、再質問へのお答えとさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 今アンケートの件、ご質問させていただいたんですけども、アンケートは各学校の規定ののっとりやっていると。そのアンケートの対象というのは、例えば問題行動起きた生徒のみになのか、それとも全児童を対象にアンケートしているものなのか伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

アンケートの対象でありますけれども、先ほどお話しさせていただきましたように、その指針等にも示されておりますが、もちろん全児童生徒を対象として行っているのが通常です。また、それに加えて保護者へのアンケート、そういったところも併せて行っている学校もほとんどではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） また1番の質問についての答弁について質問なんですが、学校の教員に対してもいろいろカウンセリングを踏まえ、カウンセラーの専門的な知見からアドバイスを基に協議を行うコンサルテーションとありますが、コンサルテーションというのはどういったものでしょうか。伺います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

コンサルテーションですけれども、学校に配置されているスクールカウンセラーが、子供たちもしくは保護

者を対象にカウンセリングを行います。そこで話し合われたことをカウンセラーの方からいろいろお話を聞いて、じゃ、どういうふうに子供たちに関わっていけばいいんだろうか。この今の子供の心の状態をどういうふうに理解したらいいんだろうか。じゃ、担任もそうですけれども、担任も含めて学校として、学校全体として、学年として、どんな対応をしていったらいいんだろうか。そういったことを話し合う場がコンサルテーションというふうに理解していただいてもいいかなというふうに思います。

また、その中でやはり教師自身もその子供に対して、どういうふうに関わっていったらいいんだろうかというような悩みを抱えている現状もありますので、そういった教師の悩み、子供への関わり方、自分自身としてどういうふうに受け止めればいいんだろうか、そういう部分も含めながらカウンセラーと一緒に今後の対応について話し合う場というものをコンサルテーションというふうに捉えていただいてもよろしいのかというふうに思います。

以上で、芳賀議員への再質問のお答えとさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1 番。

○1 番（芳賀慎也君） そういうこと、コンサルテーションということですね。

それで、実際に周りの保護者の方からちょっとお伺いすることがあった話なんですけれども、子供、生徒がちょっと悩みを抱えておられて、担任の先生に相談しました。でも、相談したんですけれども、その相談した内容の大小がどの程度のものなのか、ちょっと私も把握していなかったんですけれども、先生に相談したんですけれども、そのレスポンスがなかったと。何の返答も、学校は動いてくれないみたいなことがございまして。

例えば、先生もいろんな先生おられますよね。先生によって、例えば男の先生と女の先生では接し方も違うとか、若い先生と年配の先生ではまた違う。学年によっても変わってくる。様々なそういった児童生徒とのコミュニケーションをうまく取る、深く入り込んでいく先生もいれば、ちょっと何ていうんですかね、流してしまうことはないと思うんですけれども、ちょっとそこでおろそかになってしまう。

先生もちろん授業がメインですから、授業がメインではないですけれども、授業もメインでいろいろ忙しい身であるんですが、そういった先生によってちょっと差が、対応の差、この先生は親身に相談に乗ってくれるんだけど、あの先生は言ってもどうしようもなかったと。そうすると親御さんも、学校に言ってもどうしようもないから教育委員会に言ったほうがいいのかなとか。いろんなやっぱり悩みを抱えているお子さんとか保護者がいるんですけれども、そこについてはどのように、先生方の何ていうんですかね、小さい、大小関わらず小さい問題でもしっかりと吸い上げて学校内で協議されているのかというのを、その辺がちょっと学校によって差があるのかなと。先生によってそれを学年主任であったり教頭であったり校長に問題を、通常は、前、校長先生に伺ったんですけれども、そういった学校で問題があった場合は学年主任に話を上げて、教頭に吸い上げて、校長で情報を学校で共有するということがあったんですけれども、その担任の先生によっては、担任の先生だけで片づけてしまうじゃないけれども、問題は片づいていないのに、片づいたふうになってしまって、子供たちはやり場のないみたいなことも聞くんだけれども、その辺の、問題の小っちゃな種みたいなものもしっかりとやっぱり吸い上げないといけないんじゃないかな。何か児童生徒いっぱいいるんで、担任の

先生で全て全部というのはなかなか難しいとは思いますが、その辺についてちょっと教育長、どういふふうなお考えがあるかお聞かせ願えたらと思うんですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問のほうにお答えいたします。

芳賀議員さんおっしゃるように、学校の中で教職員が多数おります。やはりそれぞれに個性がありますので、その対応にちょっとした違いが出てくるということはあるんだというふうに思います。ただ、学校としては、それを組織としてしっかり対応していくということをやはり基本に考えていかなければいけないというふうに考えております。今、芳賀議員さんおただしのように、ひょっとしたらその担任の先生がそのことについて軽く受け止めてしまったのかもしれませんが。ただ、何らかの対応はしたかもしれないけれども、それを子供であったりとか保護者のほうにきちんと、こういうふうに対応しましたということを伝えていなかったというようなことがあったのかもしれませんが。

私としてはになりますけれども、やはり子供の気持ちをきちんと受け止めるということが一番大切なんだろうというふうに思っています。大人から見ればそんなささいなことと思われることも、子供にとってはもう大きな課題で、問題で、学校に行くことさえままならないというような受け止め方をしているお子さんがいる場合もあります。

ですので、まずはしっかりと受け止める、その子にとってその抱えている問題がどれだけのものなのかしっかりと受け止める、そのことを大切にしながら、やはり複数の先生方で一緒に対応に当たっていく、そのことを基本にしながら、各学校でも行われているとは思いますが、さらに教育委員会としましても、各学校の校長、教頭とも、校長会もごさいます、教頭会もごさいますので、またその日常的な中で連絡を取り合いながら、そういった部分を大切にしていって関わりが大切であるということを確認して進めてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほどお話しさせていただきましたけれども、スクールカウンセラーであり、スクールソーシャルワーカー、そういった方々もいらっしゃいますので、そういった方々と連携を取りながら、ひょっとしたら先生じゃないほうが話しやすいとか、そういう問題であったり、そういうお子さんもいるかもしれませんので、関係機関と連携も図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 今、教育長からありましたように、子供たち一人一人に添って親身に悩みを聞くと、寄り添うということで、よろしくお願ひしたいと思います。今、子供たちは親にもちょっと相談できない子もいるし、もちろん先生にもできない、独りで抱え込むような子も実際おります。そういった方、そういう児童に対しても、しっかりと先生方とか教育委員会でしっかりとサポートしていく体制というのを連携しながらしていく必要があるのかなということで質問させていただきました。

あと、もう一つなんですけれども、先日ちょっと、この学校関係のことで国井課長のほうと事前打合せさせていただいた際に、本町でのいじめ問題は今現在どうですかということを知ったら、一応町のほうとしては、そういった情報は今のところ上がってきていないということだったんですけれども、いじめの問題はないけれども、そのいじめの種みたいな問題、悪ふざけの延長みたいな問題って非常に多いと思うんですよ。

これもまた、いろんな保護者さんの方から、いじめではないにしろちょっと悪ふざけが過ぎたようなことが行われているとって保護者さんのほうから、それこそ本当に教育委員会に連絡するぐらいまでいっている方が、お父さんが、まず学校に言おうというような事例もあって、そうすると学校も全部抱えてしまうみたいな、先ほどみたいな流れになってしまうんですけれども、問題、いじめだけじゃないんですけれども、その問題行動のあった児童、例えばですけれどもいじめ問題があったとして、いじめられた側とその保護者、あといじめ側とその保護者、しっかりとこの双方に、町としてその問題行動については対応していると思うんですけれども、やっぱりいじめる側の保護者は何も分かっていない方もたまにいらっしゃるんですよ。被害を受けた子は親御さんに相談して親御さんと、大変だと学校に行くんですけれども、学校としてはそのいじている側の保護者に、何ていうんですかね、非常に伝えづらいというか、そういった事案があるということを知っているんですけれども、そこについての教育長の考えというか、そのいじている側、その双方にしっかりと話をすると、どういう指導をするのか、ちょっと私も分からないんですけれども、そこはどう、教育長としては、いじめる側といじめられる側についての対応というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

いじめに関わる問題ですけれども、やはりいじめは絶対許されない。やはりそれが各学校との同じ共通認識で行っているところだというふうに思います。

そのいじめ、もしくはいじめの芽になるようなものについてどう対応していくかというお話ですけれども、そのいじめる側への対応といった部分についても、やはり事実があります。いじている、どのような形でいじているのか、そういう事実があります。それと、やはりいじめる側がどんなことを抱えてそのことに至ってしまったのか。そういう、やっぱり内面の部分があります。ですので、事実は事実として、それは絶対よくない、駄目なことなんだということをしっかりと、いじている側にもしっかりと教えなければいけない。

しかし、同時にその子にも何らかの問題を抱えて、どうしてもそれを解決することができなく、いじめという行為に及んでいるのかもしれない。ですので、そういった根本的な部分できちんと向き合ってあげて、そのことを解決してあげない限りは、また違う場だというふうになっていくかもしれませんので、その部分を保護者の方とも一緒に抱えながら解決を図っていく、そのことが大切なのかなというふうに思います。

ですので、あくまでもいじめの問題の解決においては、やっぱりいじめられた側の子供たちのその気持ち、思いをすごく大切にしながら、いじめは絶対に許されないことなんだということを加害の子供たちにも、そしてまた、それを取り巻く子供たちですね、ひょっとしたらあおっている子供たちがいるかもしれません。それはいじめに加担していることなんだということをしっかりと子供たちに伝えながら、学級で、学校全体で、学

年で考えていくべきなのではないかというふうに考えております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） ありがとうございます。

そうですね、今言いましたように、私も冒頭で質問させていただいたんですけども、いろんな問題が多様化、複雑化、深刻化している中で、やっぱり誰一人取り残さないというのをキーワードにしっかりと、今まで教育長、これまでの教員、長い期間やられていたその知見を生かしていただいて、矢吹の教育環境をしっかりとして行ってほしいと思っております。

最後の質問をさせていただきます。

3番目の質問をさせていただいた際に、町では今年度、DXの推進に伴いLINEを使った相談アプリを導入しているということですが、これは今年度、どの時期にどのようなスタイルで進められる予定でしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

失礼しました。先ほど総務課長の佐藤君という答弁を求めたんですが、担当、教育委員会問題ですので、子育て支援課課長、小椋勲君、答弁を求めます。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

子育ての相談を受けるに当たって、LINEの導入をいつ頃検討しているのかということですが、今、子育て支援課、教育委員会、企画総務課も連携をしながら、今どういったアプリを導入するのかというところを検討しております。郡山市や須賀川市なども導入されておりますので、そういった自治体を参考にしながら、今年度を目途に導入していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、1番、芳賀議員の再質問にお答えいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

1番。

○1番（芳賀慎也君） 今、LINEを使った相談アプリを検討して、他自治体の事例を基にということで、LINEは非常に皆さん使っているアプリですので、これがしっかりと導入されていけば、保護者さんの声がしっかりと、LINEであれば皆さん多分やりやすいというか、電話で教育委員会に電話するというのはちょっとなかなか難しいと思うので、LINEで気軽にいろんな細かい相談もあれば、保護者さんとの連携を町で図れるようになる。学校もどういった感じで連携を取るのかはこれからだと思うんですけども、これはしっかりと進めていただければ、非常に声が通りやすくなるのかなと思っております。期待しております。

質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、1番、芳賀慎也君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議いたします。

再開は11時20分からです。よろしくお願いいたします。

(午前11時09分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午前11時20分)

◇ 関 根 貴 将 君

○議長（角田秀明君） 通告2番、2番、関根貴将君の一般質問を許します。

2番。

〔2番 関根貴将君登壇〕

○2番（関根貴将君） 改めまして、議場の皆様、おはようございます。また、早朝より傍聴にお越しいただいた皆様、ありがとうございます。

さて、コロナウイルス感染症もピークアウトの兆しが見えてまいりましたが、県内及び町内においてもいまだ予断を許されぬ状況が続いている中、日々、対策、対応に当たられている町執行部の方々はもちろん、全国の医療従事者に敬意と感謝を申し上げます。

また、感染した方々の一日も早いご回復を心よりご祈念いたします。

それでは、通告に従い、2点の一般質問をさせていただきます。

まず、大きな項目1つ目の質問、障害者支援についてですが、平成7年3月に福島県で制定された人にやさしいまちづくり条例では、高齢者、障害者をはじめ、全ての人が安全かつ快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的としております。

当町におきましても、第6次矢吹町まちづくり総合計画の中で「障がい者の支援体制の充実」をうたっており、障害者支援の充実を図ることが重要であり、そのための施策を推進していかなければならないと考えております。

障害者への支援策を講じていく中において、現在の問題点や今後の問題、今後考えられるサービス等について、今回は主に聴覚障害者への支援対策について質問させていただきます。

通告書に障がい者となっておりますが、漢字のほうを削除願います。

1、聴覚障害者への窓口対応はどのような方法で行っているのか伺う。

2、現在、聴覚障害者へのサービスはどのようなものがあるのか伺う。

3、県内には、手話言語条例を制定している自治体があるが、本町では手話言語条例を制定する考えはあるのか伺う。

次に、大きな項目2つ目の質問であります、小中学校教職員の働き方改革についてであります。

社会の急激な変化が進む中で、子供が予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を育成するため、学校教育の改善・充実が求められています。また、学習指導のみならず、学校が抱える課題はより複雑化・困難化しております。

このような中、教員勤務実態調査（平成28年度）の集計でも、看過できない教師の勤務実態が明らかとなりました。このため、文部科学省では、教師のこれまでの働き方を見直し、自らの授業を磨くとともに、その人

間性や創造性を高め、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることを目的として、学校における働き方改革を進めております。

教師の仕事は教壇に立つばかりではなく、部活動や、生徒はもちろん保護者への対応など様々な仕事に日々追われており、残業時間が月数十時間という労働が当たり前の風潮があり、さらには、近年、GIGAスクール構想に基づくICTやデジタルDXの推進などに伴い、学校現場において教職員の負担が激増しているとのことでもあります。

このようなことから、全国で教師不足という現状も踏まえ、本町における各小中学校教職員の働き方について、よりよい環境を創造していくためにも、今後の対応についてお尋ねいたします。

1、教職員の労働時間はどのように把握しており、休日出勤やサービス残業などの実態への対応はなされているのか。

2、教職員の不足により校長先生や教頭先生までもが授業をしていると聞くと、非常勤の教師を増やすなど、十分な教師の確保はなされているのか。

3、小学校の音楽活動や中学校の部活動など、教師の負担の原因と思われるが、民間委託などの考えはあるか。

以上、2点の質問になりますが、教師の働き方改革については国でも大きな問題となっており、部活動の在り方につきましては、僅か1週間前の6月6日に、中学校の運動部活動の地域移行に関する提言案が示されたばかりであり、スポーツ庁は来年度からの3年間を改革集中期間としていくとのことであり、運動部活動始まって以来の大改革となるそうです。

方向性は示されても、中身についてはこれから十分な検討をしていかなければならないものであるとは思いますが、ご答弁のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、聴覚障害者への窓口対応方法についてのおたがしですが、現在、窓口を訪問された聴覚障害者の方との意思伝達は主として筆談により行っておりまして、筆談を希望される方の意思表示として筆談マークを窓口を設置しております。しかし、筆談では要点のみの伝達となってしまう、詳細を伝えるに、または伝わりにくい場合もあります。第6次矢吹町まちづくり総合計画では、「障がい者の支援体制の充実」を施策として位置づけ、誰もが地域で自分らしく安心して生活できる「障がい者にやさしいまちづくり」の実現を目指しておりまして、様々な意思伝達の手段や、利用しやすい環境づくりについて対応策を講じる必要があると認識しております。

町では、令和3年度よりデジタル田園タウン構想事業を重要施策として位置づけ、デジタル技術の活用により町民が幸福感を感じられる町を目指し、誰一人取り残さないこととデジタル化の恩恵を実感できることとして、障害者の支援につきましても取り組んでおります。

まずは、聴覚障害者支援策として、タブレット端末を活用して行う遠隔、遠く離れてですね、遠隔手話サービスについて、今年度10月の導入に向け準備を進めているところであります。サービスの提供準備が整い次第、町広報紙等により周知、ご案内いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、聴覚障害者へのサービスについてのおたただしであります。町では、一般社団法人福島県聴覚障害者協会に委託し、手話通訳者を派遣する意思疎通支援事業を実施しております。このサービスは、町内にお住まいの聴覚障害者等で手話通訳サービスを希望される方から、希望日時、場所等の内容をあらかじめ申請いただき、手話通訳者を派遣するサービスでありまして、令和3年度の利用は56件となっております。

今年度におきましては、障害者の方が窓口で訪問する手間を、これ大変ですから、来ていただくのは、手間を減らせるよう申請方法を見直し、電子メール、ファクスによる提出、来ないで済む方法ということでありまして、を可能とするなど、利用される方の立場に立ち、利便性の向上に努めております。

また、防災行政無線の放送に合わせ、放送内容についてご登録いただいた電子メールのアドレスに文字情報としてメール配信するサービスや、聴覚障害者を対象とした補聴器及び軽度あるいは中等度難聴児用の補聴器、この交付やテレビの映像視聴について字幕や手話通訳を出力する機器、そういった機器などの購入費の補助を行っております。

さらには、重度心身障害者医療費給付制度により医療費の助成も行っております。

ほかには、民間のサービスとはなりますが、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律、これが令和2年12月1日に施行されたということにより、電話を利用した日常生活のコミュニケーションや行政手続、緊急時の速やかな救助要請などを支援するサービスである電話リレーサービスの提供が昨年7月より開始されております。障害者のための公共インフラも整備されてきております。

今後も、各種サービスの周知に努めるとともに、利用者の利便性向上に取り組み、サービス内容の充実など検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、手話言語条例についてのおたただしであります。

初めに、本町におきましては、令和3年3月に策定いたしました第4次矢吹町障害者計画において、情報アクセシビリティの向上を施策の一つとして掲げております。アクセシビリティとは、利用のしやすさという意味でありまして、情報通信機器の普及や情報サービスの提供方法を工夫するなどにより、障害のある方が必要な情報を不自由なく得られるようにすることであり、デジタル田園タウン構想に基づくデジタルの活用において重要なキーワードの一つとして認識しております。

議員おただしの手話言語条例については、県において、手話は言語であるとの認識の下、手話の普及を推進するために福島県手話言語条例を平成31年4月に制定しており、同様の条例を県内では、近隣の白河市、須賀川市をはじめ、市レベルでは10市ですね、それから町レベルでは1町にて制定されております。

本町といたしましては、第4次矢吹町障害者計画を踏まえ、手話のみならず、様々な障害の特性に応じた多様なコミュニケーション手段についての理解促進と環境整備を図り、障害のある人もない人も不自由なく安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいりたいと考えておりまして、仮称であります。矢吹町障がい者コミュニケーション条例ということで、年度内制定に向けて現在準備を進めているところであります。

また、本条例では、聴覚障害の場合は手話や筆談、視覚障害の場合は点字や音声読み上げなど、障害の特性に応じた多様な意思伝達手段が利用しやすい環境づくりを大きな目的の一つと考えておまして、障害のない方への理解促進、手話が利用しやすい環境整備の観点から、聴覚障害者の方が集えるような、集まれるようなサークルや交流の場の創設についても後押ししてまいりたいと考えております。

手話言語条例を包含する、含む形での（仮称）矢吹町障がい者コミュニケーション条例を制定し、デジタルを活用した情報アクセシビリティの向上を図り、障害のある方にとって安心して生活のできるまちづくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、関根議員の質問にお答えいたします。

初めに、教職員の労働時間をどのように把握し、休日勤務や残業などの実態に対応しているのかとのおただしですが、教職員の勤怠管理は教職員の心身の健康の保持及び児童生徒と向き合う時間の確保などにつながり、子供たちの健全な成長にとって不可欠であると認識しております。

町立小中学校教職員の出退勤の時間につきましては、パソコン入力によりましてデータ化し、1か月間の労働時間を取りまとめ、月ごとに教育委員会で報告を受けております。教職員自身が勤務の実態を客観的に把握することで、勤務時間に対する意識を高めること、また、管理職や教育委員会が在校時間を適正に管理することは、働き方改革を進める上で大切なことと認識しております。

次に、適正な勤務時間での校務を実現する手だてとしては、業務の見直しや業務分担の適正化、会議の精選、児童生徒の一斉下校日の設定等、各校で創意工夫をしながら取り組んでいるところであります。また、各校に印刷業務や教材・教具の準備、調査集計、校内の消毒等を担当するスクールサポートスタッフを配置し、教職員が児童生徒の指導や教材研究に注力できる体制を整備しております。

今年度からは、さらなる校務の効率化のため、各校に校務支援システムを導入し、成績処理や出欠席の管理、保健事務、その他の学校事務を一元的に管理できるように取組を進めているところであります。

また、昨年度より立ち上げた、地域の人材をゲストティーチャーやボランティアに迎えるなどして、教職員の負担軽減に寄与する地域学校協働本部事業が軌道に乗ってまいりましたので、さらなる工夫改善を進めているところです。

また、休日勤務につきましては、小学校では特設クラブ活動指導、中学校では部活動指導が中心ですが、中学校部活動の活動時間は平日2時間、休日は3時間を上限として、土日いずれかは休養日とすることとしております。小学校の特設クラブ活動は中学校に準じて実施しております。また、中学校では部活動指導員や外部コーチを配置するなどして、教職員の負担軽減も推進しております。

教育委員会としましては、今後も教職員の多忙化をできるだけ解消し、教師一人一人が自己の能力を存分に発揮し、子供たちにしっかりと向き合えるよう支援・指導をしてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、十分な教師の確保についてのおただしであります。各校に配置される教員数は学級数により決定されており、福島県では少人数教育を推進していることから、小学校1、2年生、中学校1年生では30名までで1学級、小学校3年生から6年生、中学校2、3年生では33名までで1学級としてカウントされ、学級数に応じて教員が配置されております。

また、不登校児童生徒数や生徒指導上の課題、震災による影響等、各校の実情に応じて臨時的に講師を任用する場合があります。

教頭の授業担当につきましては、担任や教科担任の授業時数を軽減するために、教頭が一つの教科の授業を担当することは日常的に行われておりますが、全国的な教師不足を背景に、産前産後休暇や育児休暇、病気休暇の教職員が出た場合、後任者が見つかるまで校長・教頭がその教職員に代わって授業を担当することがあります。その際は、福島県教育庁県南教育事務所と連携して速やかに補充できるよう努めております。

今年度の教職員の人員配置の状況であります。現在のところ、善郷小学校において病気休暇を取得している教職員1名を除いて、そのほかの小中学校に不足はない状況でございます。

なお、善郷小学校では校内体制を変更して対応しており、管理職を含め教職員に大きな負担なく授業を実施しているところであります。

教育委員会といたしましては、今後も教職員の休暇取得に速やかに対応できるよう人材の確保に努めるとともに、各校の管理職と連携を図りながら教職員の心身の健康の保持増進に努めてまいりますので、ご理解とご協力のほどお願いいたします。

最後に、小学校の音楽活動や中学校の部活動などの民間委託などについてのおただしであります。小学校の特設クラブ、中学校の部活動は、児童生徒の自主的・自発的な参加により行われるもので、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものであり、学校教育の一環として大切な活動と認識しております。

一方で、特設クラブ活動や部活動は必ずしも教職員が担う必要がない業務ではありますが、教職員の献身的な勤務によって成り立っている現状があり、教職員の長時間労働の一つの要因であるとともに、特に指導経験がない教職員にとっては多大な負担となっていることも事実であります。

これまで本町の小中学校においても、持続可能な特設クラブ活動・部活動と学校の働き方改革の両方を実現するため、特に休日の部活動における教職員の負担軽減を図るために、部活動指導員や外部コーチの任用、部活動時間や休養日の設定、指導方法の質的な改善等を行ってまいりましたが、これからは、特に休日の特設クラブ活動や部活動につきましては、児童生徒の理解を得た上で、地域のスポーツクラブや地域の芸術文化団体を母体として、児童生徒の指導に意欲の高い地域の人材によって指導する地域部活動に移行する段階に入っていると認識しております。

教育委員会としましては、令和4年1月に中学校部活動の地域連携・地域移行検討委員会を立ち上げ、受皿となる団体や人材の確保、外部団体が運営する際の課題等について内部で検討を進めているところであります。文部科学省では令和5年度より、学校と地域が協働・融合した部活動への段階的な移行を明示しておりますが、本町におきましてもクラブ活動や部活動の全てを学校の教師が担うのではなく、児童生徒への指導に意欲を有する地域人材の協力の下、児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を地域で支えていくことができるよう、実践的な研究を行いながら段階的に推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、2番、関根議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 町長並びに教育長、ご答弁ありがとうございました。

また、教育長におかれましては、ご就任おめでとうございます。矢吹町の将来を託す子供たちのためにも、ご尽力くださいますようお願い申し上げます。

それでは、再質問をさせていただきます。

障害者支援についてですが、今年3月16日に起きた震災後に、聴覚障害をお持ちの方から役場の対応についてのお話を聞いてほしいということでお会いしてまいりました。聴覚障害者の方は、耳が聞こえないばかりか言葉を発することもままなりません。会話及び意思の疎通は筆談など限定されますが、1回目は手話のできる方を交え、お話を伺い、2回目は遠隔手話サービスを利用し、様々な方法でお話を伺うことができ、私にとっても貴重な経験となりました。

再質問は、その方から伺ったことについてお尋ねしたいと思います。

地震発生後、防災サイレンや防災放送も聞こえない。近所の方が心配して、家のチャイムを鳴らし、壁をどんどんたたいてくれたが、私には何も聞こえない。災害時等、とても不安がある。役場からの一方通行のメール配信だけでなく、安否確認などお互いに連絡が取り合えるようなサービス、例えば、先ほど同僚議員の質問に対してLINEを使用した相談アプリ、これらを使用することはできないのかということなのでありますので、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

災害時の対応として、メール配信サービスだけではなくてLINEの活用というところのご提案かと思いますが、デジタルの活用というところで、障害者の方にも誰一人取り残さないというところで、アプリの活用というところもぜひ検討してまいりたいと思いますので。

また、そういった障害者の方から様々なご提案とか、議員さんのほうにもございましたらば、都度教えていただければ、検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 次に、役場窓口の障害者への対応であります。窓口には多くの町民、様々な方が来庁しますが、聴覚障害をお持ちの方の対応として、現状、今の段階では筆談のみでの対応であり、答弁の中で、今年度10月以降には遠隔手話サービスの導入を検討していると、ありがたい答弁がありました。やはり遠隔手話サービスですと3者間での会話となり、手話を利用し、じかに対応できるサービスがあればなおよいものと思われま。

日々激務の職員の方々に手話を覚えてくださいとは言えませんので、手話のできる方を臨時職員として雇用するなど、それらの施策は考えられるかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

実際に手話を使える方を臨時職員でというご質問だったかと思いますが、現在のサービスとして用いています派遣サービスですか、そちらのほうも活用しながら進めてまいりたいと思いますが、3つ目のご質問にありました手話言語条例ないしコミュニケーション条例ですね、そちらのほうを制定の際には、そういった窓口への手話ができる職員の採用というところも前向きに検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

県内59市町村のうち、9つの市と、町の部では三春町だけが手話言語条例を制定しており、そのうちのほとんどはここ四、五年で制定されております。答弁にもありましたように、聴覚障害者や視覚障害者、様々な障害をお持ちの方を包含的に含んだ（仮称）矢吹町障がい者コミュニケーション条例を制定することではありますが、手話言語条例は県南地方で制定されているのは白河市だけとなっており、これからは近隣町村やほかの自治体でも手話言語条例の制定に取り組んでいくものと思われまので、本町においてもいち早い制定が望まれるものと思われまですが、制定に関して課題や問題点などがあればお示しいただきたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

手話言語条例の制定に当たっての課題ということのご質問でございましたが、現在制定しているのが県内で市を中心として、町は三春町だけという状況であります。これらの既に制定してある市町の状況を確認しながら、課題と申しますか、整理をして制定してまいりたいと考えておりますが、本町としましては、課題と申しますか、答弁にもございましたが、様々な障害の特性に応じたところで、聴覚障害の方も当然でございますが、視覚障害、その他の障害の方々が多様なコミュニケーション手段で意思疎通が図れる町職員と、窓口なんかでもそごがないと申しますか、感情等も含めて疎通ができるような手段が、多様なものを準備していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、課題ではないかと思ひますが、そのようなことで十分検討して、条例のほうにつくり込んでまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 今年度の政策として、遠隔手話サービスの導入や聴覚障害者に対する事務手続の簡易化など、行政側としては大変寄り添った政策を行っていただいていると思います。今回の矢吹町障がい者コミュニケーション条例、こちらの制定に取り組むことも大賛成ではありますが、聴覚障害者の現状などを知っていただくためにも、今回お話を伺った方は手話言語条例を待ち望んでおりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、大きな項目2番目の小中学校教職員の働き方改革について、再質問させていただきます。

教職とは子供たちの成長に携わり、大きな喜びが得られる仕事ではありますが、長引くコロナ禍に加え、深刻化する教員不足や部活動の在り方など、多くの課題を抱えるのが今の教育現場であり、さらにはICTの活用など、教職員が抱える仕事量は増加しております。今年3月までは36年間教職経験のある教育長にはご理解いただけたと思います。朝は7時前に家を出て、子供たちの登校を見守り、定時を過ぎてから教材研究などを行い、帰宅は夕飯時という勤務状況が続き、土日は部活動の顧問といった先生方は全国に少なくないと思います。自分の家族や子供と過ごす時間はどうしているのであろうかと思ってしまう。

学校の子供たちのために何かしらの犠牲を伴い、献身的に勤務していただける教職員の生活を守るためにも、行政側として最善の対応を取っていかねばならないと思うのですが、長時間勤務や仕事量の軽減のために、今後どのような対応が取れるものかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 2番、関根議員の再質問のほうにお答えしたいと思います。

教師の働き方改革ですけれども、そのことによって、教職員の心身の健康の保持、そして加えて児童生徒と向き合う時間を確保すること、そしてまた、積極的な自己研さんの時間の確保によって質の高い授業、質の高い教育活動を行って、学校全体の教育力を高めるということが求められています。

そのことを受けて、学校では様々な試みがこれまでされてまいりました。例えば、会議を削減すること、学校行事を削減するもしくは縮小していく、それから日課表を工夫し、できるだけ教職員にとって教材研究をする時間が持てるようにしていく等々のことをされているのが現状です。

ただしかし、例えば学校行事を縮減する、時間的に短くする、そうしたときに教職員はどう考えるかという、だったら、より充実した形でやってあげたいよね、そういうふう考えることによって、さらに時間を使ってしまうような現状もございます。

各学校の現状を見ますと、先ほど答弁させていただいたように、月ごとに報告をしていただいておりますが、なかなか改善が図れない。月45分間以上の教職員が多数いますし、4月においては多忙な時期ということもあり、80時間以上を超える教職員もいることが現状です。各学校における工夫というものについては、各学校においてはもう尽くされてしまったのかなというふうに捉えている現状もあるのかなと思います。

こういったことを受けまして、教育委員会としては、今年度より校務運営システムを導入し、事務の効率化

を図っておるところであります。ただ、これも現在導入したばかりということもあり、まだ慣れない部分もありますので、この1年間を通して令和5年度には本格運用をしまして、事務の効率化を図っていききたいというふうに考えております。

それに加えて、学校だけではなかなか判断し切れないような教育活動の削減、縮減、そういったものがあると思いますので、教育委員会としまして、学校と慎重に協議をしながら先生の働き方改革を進め、そして結果として学校の教育活動の力を高めていく、そういった話合いのほうを進めていきたいというふうに考えております。

以上で、再質問への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） ご答弁ありがとうございます。

今の答弁の中でも、教職員の方々で月の残業時間が、4月などは忙しい時期であり80時間を超える方もおられるということですが、教職員の給料体系は特殊であり、50年以上前に定められた給特法なるものがありまして、月50時間の残業であろうが100時間の残業であろうが、残業代は一切出ない、そのような仕組みとなっております。このようなことも考慮しながら教職員の働き方改革には行政としても取り組んでいただきたいと強く思っております。

教職員もそうですが、役場で働く方も日々の業務と災害時などの様々な対応に追われ、いつ寝ているのであろうかと心配になってしまう職員の方もおります。体はもちろん心の健康も維持していけるような職場であってほしいと願います。

続きまして、部活動の在り方についての質問をさせていただきます。

まず、答弁の中で気になるところがありましたので、そちらを質問させていただきます。

答弁の中で、小学校の特設クラブ、中学校の部活動は児童生徒の自主的、自発的な参加により行われるものと回答されておるのですが、私も四半世紀以上教育業界に身を置いておりますが、子供たちからは、部活動というのはほぼ強制であり、内申点が悪くなるから部活動は入るようにと指導されていると多くの悩みを伺ってまいりました。

教育委員会の考えと、現場である学校内の考えに違いがある場合、やはり犠牲になるのは子供たちであります。そのような相違がある場合、教育委員会として学校に対しどのように指導、対応していくのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

まず、その部活動の強制加入の件でございます。

部活動の意義としましては、スポーツや文化等に親しませて、学習意欲の向上、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとされております。

こういったところを踏まえまして、中学校としましては、全ての生徒がいずれかの部に加入するような形にはなりません。ただし、地域のクラブチームに加入したりとか、あとは、その家庭の事情等でなかなか部活動の参加ができないような子供もおります。そういった子供に対しては、強制的に参加を促すようなことはせず、ある程度柔軟に対応しているところでございます。

その内申書のほうに、やはり心配する保護者もいるというようなお話でございますが、内申書につきましては、その部活動の項目もございまして、部活動だけではなくてボランティアであったりとか、校内の活動等、そういったところも記載するものとされておりまして、部活動だけが評価されるようなことはないものと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） 時間も時間となってまいりましたので、最後の質問とさせていただきます。

先ほども述べましたように、教職員の働き方改革に関連し、1週間前に運動部活動の地域移行の提言案がスポーツ庁に報告され、令和8年度には完全実施されるとのことであります。人口の多い都市部ならまだしも、地方においては外部指導者の質と量の確保や、利用施設の確保、保護者負担となる会費や保険など、課題は山積であると思っておりますが、現在考え得る課題としてどのようなものが懸念されるかお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 2番、関根議員の再質問にお答えいたします。

部活動の地域移行の課題でございますが、小さな自治体においては、なかなか指導者の確保が難しい点がございまして。そういったところで、まずは全ての種目について地域移行がなかなか難しい状況にあるのではないかとこのように考えております。

また、当然ボランティアでやっていただくというところはなかなか難しいと考えておりまして、ほかの自治体の例を見ますと、土日の指導に関しては会費を集めて対応しているとか、そういったところがございます。そういったところは、やはり家計の負担を考慮しますと、なかなかこちらにも課題の一つになるのかなというふうに考えております。

こういった人的な部分であったりとか、あとは財源ですね、そういったところが大きな課題であると認識しております。こういった運営が望ましいかということにつきましては、教育長答弁の中にありました、中学校部活動の地域連携・地域移行検討委員会、こちらを立ち上げて、今現在検討しているところでございます。経過については、議員の皆さんにも報告させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

2番。

○2番（関根貴将君） どのような時代であっても普遍的な考えとして、子供は将来の宝でありますので、子供たちのことを最優先に考え、行政としては子供たちに最高の環境を準備していただきたいと願います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、2番、関根貴将君の一般質問は打ち切ります。

ここで昼食のため、暫時休議をいたします。

再開は1時15分にします。よろしく願います。

（午後 零時11分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午後 1時15分）

◇ 三 村 正 一 君

○議長（角田秀明君） 通告3番、7番、三村正一君の一般質問を許します。

7番。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴席においでの方皆さん、ありがとうございます。

それでは、通告いたしました一般質問について質問をいたします。

質問の1つ目は、新型コロナウイルス感染症の対策についてでございます。

国は新型コロナ感染者が減少したとして、まん延防止措置解除を行い、今まで行ってきた社会経済活動の自粛も徐々に解除に向けて進めてきています。また、6月より外国人旅行者を1日2万人と拡大し、入国の際の水際措置を緩和し、98か国については入国時の検査と自宅待機を免除する、マスクの着用の考え方などで緩和の方向を示しています。また、イベント等も催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項についての通達をし緩和されています。

町は重症化予防のため4回目のワクチン接種を進めながら、社会経済活動も活性化に向けて取り組むという非常にデリケートな問題を抱えています。

5月31日現在、町内の感染者は451名であります。その感染者の年代別の実態は、高齢者よりも若い世代で多くの感染が、特に最近多く見受けられます。これらを踏まえた上で、オミクロン変異株の感染症対策を行う必要があると考えます。また、地域観光事業支援、県民割プラスが実施され、ワクチン接種証明や陰性証明が必要ですが、ウィズコロナ、コロナとともにの生活が始まっております。

しかし、3回目のコロナワクチン接種の副反応が強かった人や無症状者や軽症者が多いことから、4回目のワクチン接種を控える住民の声も出ています。ワクチンについての正しい情報を伝え、理解を求める必要があると感じております。

そこで質問でございますが、5月30日現在、450名の陽性者が確認されましたが、月別、階層別、男女別及び死亡者、重症者、中軽症の入院治療者、軽症自宅療養者、無症状者等の内訳はどのように認識し、今後、感染症対策を進めるのかをお尋ねします。

2番目でございますが、国のコロナの基本的対処方針の変更、5月23日の変更等によりマスク着用の考え方が示されておりますが、町として今後の予防対策と、4回目のワクチン接種の方針はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

3番目でございますが、国の事務連絡により、催物の開催、施設の使用制限の改定、外国との水際措置の見直しなどがなされておりますが、今後、町及び協力団体等で行うイベント開催の方針と実施計画はどのようになっているのかをお尋ねいたします。

大きな質問の2番でございますが、行政事務のデジタルトランスフォーメーションとデジタル化の取組についてでございます。

昨年9月のデジタル庁発足以来、国ではDX、デジタルトランスフォーメーションを進める基本として、デジタル5原則、1つはデジタル完結・自動化、2つ目がアジャイルガバナンス、3つ目が官民連携、4つ目が相互運用性の確保、5つ目が共通基盤の利用を決定しております。政府と自治体の垣根を越えてデータをやり取りし、行政手続の利便性を高めるとしております。令和7年度末をめどとして国と地方双方が使う標準仕様の自治体システムに移行して、クラウドサーバーを使って固定資産税や国民年金、生活保護など17の分野の行政サービスで利用するというようになっております。運用経費は、平均で平成30年度の30%削減を目指しているということでございます。

町では今年度、デジタル田園タウン構想事業として、行政DXとして3,494万円、地域DXとして2,504万円の費用を予算化して、デジタル推進室を設置して取り組んでいる状況でございます。

そこで質問でございますが、町の行政DXの取組について、国の進める標準仕様自治体システムの構築内容と一致しているのかどうかについてお尋ねをしたいと思います。

2つ目として、町のDXの取組に地域との連携や先進自治体、大学等の連携についての考え方をお尋ねいたします。

3つ目として、小中学校に1人1台のタブレット端末が整備されましたが、現在の運用状況はどのようになっているのか、当初の運用計画との差異はないかをお尋ねいたします。これは教育長にお尋ねしたいと思います。

大きな質問項目の3番でございますが、あゆり温泉の地震災害の復旧と運営についてでございます。

質問書しようとする背景ということで、あゆり温泉は町民の健康保持と親睦を図る施設として重要度が高く、泉質も良く、多くの町民が利用しています、コロナ化で外出が抑制されている中で、温泉浴は町民の皆様の楽しみの一つにもなっております。

しかし、本年3月16日23時36分に起きた福島県沖地震により、温泉施設が大きな被害を受け、現在は復旧・復興に向けての調査中であります。5月末に議員に対する現地説明会を開催していただき、視察をいただきましたが、かなり大規模な修理が必要と認識したところでございます。今後、利用者の安全と安心な施設が早期に復旧されることを望んでおります。

質問事項でございますが、被災後から現在までの復旧の対応状況については、どのようになっていたのかをお尋ねいたします。

2つ目は、復旧方針と、復旧計画、費用の見込額、利用再開時期等はどのようなものか、お尋ねをいたしま

す。

3つ目でございますが、健康センターの運営計画の変更、利用人員、それから収支計画、通常営業等は、利用計画の変更、今年度変更になると思いますが、指定管理者とどのようになっているのかをお尋ねいたします。

以上、ご答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、7番、三村議員の質問にお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症における感染者に関する状況及び感染症対策についてのおただしであります。

5月30日現在の福島県公表分までを含めて、町内では451名の感染者が確認されているところであります。

初めに、第1例目から第451例目までの全体の感染者の年代別の内訳といたしましては、10歳未満は75名で全体の16%を占めておりまして、10代が62名13%、20代は90名20%、30代が74名16%、40代が73名で16%、50代は34名7%、60代は22名4%、70代が12名2%、80代は9名2%、90歳以上はゼロとなっております。

次に、男女別の内訳としましては、男性は235名、女性は216名となっております。

次に、昨年12月末までの感染者数は66名であります。直近の6月9日現在の福島県公表分までを含めて、今年1月からの月別の内訳といたしましては、1月は43名、2月は81名、3月は73名、4月が大幅増えまして119名、5月が73名、6月は2名となっております。

直近の4月及び5月の感染者数192名のうち、全体に占める内訳を見ますと、10歳未満の割合が21%、10代が14%、20代が20%と、この10歳未満、10代、20代の3階層合わせた割合が56.3%でありまして、10歳未満から20代までの感染者が全体の半数を占める結果となっております。

次に、死亡者、重症者、中軽症入院治療者、軽症自宅療養者、無症状者の内訳につきましては、福島県県南保健所管内や市町村ごとの人数は、個人情報を含む情報となるため公表されておりません。本町の各人数を把握することができませんので、ご理解をお願いいたします。

なお、第135回福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議の資料における6月8日現在で、福島県内の感染者に関する情報につきましては、死亡者が223名、入院者数が144名に対し、重症者数は1名となっております。療養者数1,139名に対し、宿泊療養施設入所者数は124名、自宅療養者数は837名となっております。

本町では、これまでに新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、防災行政無線による呼びかけ、チラシの新聞折り込み、広報紙及びホームページへの掲載等による感染拡大防止の啓発、5歳から11歳までの小児を対象としたワクチン接種における当初の予定を前倒しして実施などを行ってきたところであります。

今後の感染症対策といたしましては、特に若年層の感染者が増加していることから、教育関係機関における施設内での感染対策を講ずるとともに、引き続き、防災行政無線、新聞折り込み、広報紙等の周知媒体を通じて、ワクチン接種の有効性、安全性などの情報提供及び接種啓発を行うことで、クラスターの発生防止、家庭内感染防止などに取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症における今後の予防対策と4回目のワクチン接種の方針に関するおただし

であります。初めに、令和4年5月23日、国による新型コロナウイルス感染症対策本部の会議では、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が一部変更されまして、マスク着用の考え方が整理して示されたところでもあります。マスク着用につきましては、熱中症等のリスクを踏まえ、特に、屋外での他者と身体的距離が確保されているような場面、あるいは身体的距離が確保できなくても会話をほとんど行わないような場面では、マスク着用は不要と示されております。

この方針の改訂に伴い、令和4年5月26日に開催されました福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議におきましても、同様の内容について承認されたことから、本町といたしましては、国及び県の方針を踏まえ、マスク着用については、屋外において、身体的距離が2メートル以上確保された場面及び会話をほとんどしない場面には、マスクを着用する必要がないものと認識しております。

町としての今後の予防対策については、手洗い、手指消毒、3密を避けるなどの基本的な感染防止対策を大原則とし、マスクの着用につきましては、国、県の新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針を踏まえ、状況に応じた、適切な着用の周知に努めてまいります。

また、感染拡大が懸念される民間保育園、学校関係、医療機関、高齢者施設等の関係機関と連携し、感染が確認された場合は、迅速かつ確かな水際対策を講じてまいります。

この予防対策を町の基本的対処方針とし、様々な行政活動、事業、イベント、経済活動を再開していく考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、4回目のワクチン接種の方針につきましては、令和4年3月の厚生労働省からの通知に基づき、本町では、4回目のワクチン接種体制の確保に向けて、準備を進めております。

対象者につきましては、3回目の接種をした日から5か月が経過した60歳以上の全ての方及び18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方になります。

接種会場につきましては、主に60歳以上の方の接種が中心となる今年7月及び8月の接種は、矢吹町文化センターまたは町内の4つの指定医療機関を会場として、また、主に基礎疾患を有する方の接種が中心となる9月以降の接種は、町内の指定医療機関を会場として実施する予定であります。

接種予約の受付方法につきましては、65歳以上の方は予約申込みを不要とし、3回目に接種した日時及び会場に合わせて接種日時を町が指定し、通知する仕組みとしており、65歳未満の方は、3回目接種の予約方法と同様に、インターネットによる予約を行い、7月中旬から接種予約を開始するものであります。

なお、インターネットによる予約が難しいという方には、来庁いただき職員がサポートし、予約を行う体制としております。

厚生労働省が指定する項目に該当する基礎疾患をお持ちの方につきましては、広報6月号に併せてお配りしたチラシにある返信用はがきを用いて、予約申請していただき、接種を行う方法としております。

今後の接種に向けた課題といたしましては、若年層になるほど接種率が低く、感染割合が高い傾向が見られております。

この要因といたしましては、接種後の副反応による痛み、高熱などのワクチンに対する不安などが考えられますが、多くの感染者はワクチンを接種しているため重症化せず、軽症または無症状で症状が治まり、ひどい後遺症にならないと言われております。ワクチンの有効性は高いものと認識しております。

しかし、接種は義務ではなく、ご本人が納得の上、接種するものでありますので、町といたしましては、今後も、ワクチンの予防効果、有効性などの情報提供を行い、引き続き町民の皆様への接種の理解促進、接種勧奨に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、今後の町等によるイベント開催の方針と実施計画についてのおただしであります。

初めに、令和4年5月23日付内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室発出による基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等に関する事務連絡において、感染状況に応じたイベントの開催制限が示されているところであり、福島県新型コロナウイルス感染症対策本部会議では、本通知に基づき、参加者が5,000名以下の場合、県への感染防止安全計画の提出を必要とせず、基本的な感染対策を講ずれば、イベントを開催することができるとされております。

本町では、町独自のイベント開催に関する方針及び実施計画を策定しておりませんが、矢吹町新型コロナウイルス感染症関連対策本部会議などにおきまして、県が示した各種イベントの開催基準を遵守し、町の各種イベントの開催を判断しております。

なお、本町が主催するイベントの場合は、あらかじめ、課内会議及び首脳部会議等において、県内及び町内の感染状況を踏まえて、イベントの開催、延期及び中止の判断をしているところでありまして、イベントによる感染拡大を防ぐ取組を行っているところであります。

また、町が関与する地域振興などの事業を実施する関係団体が開催するイベントにつきましても、関係する部署から感染拡大防止に向けた取組をあらかじめ事業実施前に確認するなど、感染対策を呼びかけております。

町といたしましては、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防と地域活動、経済活動の両立を図ると、そのため、感染防止策を講じつつ、地域活動、経済活動の再開をしていく考えでありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町の行政DXの取組について、国の進める標準仕様自治体システムの構築内容と一致しているかのおただしであります。

初めに、本町では、今年度よりデジタル田園タウン構想事業基本方針に基づき、私を最高統括責任者、教育長を教育委員会統括責任者、副町長を本部長、各課長を本部長とする矢吹町DX、デジタルトランスフォーメーションの推進本部を6月8日に設置し、同日、第1回目の本部会議を開催したところであります。

今後、各カテゴリーに応じ、専門部会を設置し、デジタルに詳しい若い職員たちを中心に知恵を出して、できるものからデジタル化を実践してまいります。町独自のDXの取組として、デジタルを身近に感じてもらえるイメージの可視化を図り、分かりやすい説明の下、理解を得ながら進めていくことを基本に、できるものから実施してまいります。

DXの将来イメージではありますが、これまで各種申請などは、申請者が役場に来庁していただくか、または郵送などによる対応により行っておりましたが、これからは、オンライン化による仕組みの構築により、自宅にいながら時間を問わず役場に申請できるようになるなど、町民の皆様様の行政手続の簡素化や利便性の向上につながるサービスを提供することが可能となります。

また、本町では、単に、先端技術を行政サービスに生かすだけではなく、デジタル技術の活用により、「町民が幸福感を感じられるまち」を目指してまいりたいと考えております。

先ほど、関根議員からご質問のあった件について、言わばハンデのある方に対しても、このデジタル化あるいはオンライン化の仕組みというのは大変有用でありますので、そういったところから、できるところからどんどん実施をしていく、実装していくと、そういう考え方でやっていきたいと。これがまたDXであり、デジタル田園タウンの肝であるかと私は思っております。その具体的な一例として、今年度より自動運転バスの社会実装に向けた調査検討を進めてまいります。

町特有の課題を解決するためのデジタル実装の一つとして位置づけておりまして、高齢者等の移動支援、言わば足がない、いろいろな活動をしたけれども、本当に動く手段がないと、先ほどのお悩みもご質問の中にもありましたが、こちらの公共交通サービスの向上を図ると、移動機会の創出効果を図るということを目的としております。

なお、現在、移動手段を持たない方を対象に実施しております行き活きタクシー利用料金助成事業につきましても、こちらは、先ほどの自動運転バスは、これは社会実装に向けた調査検討から始めて、私はこれはもう実現できるというふうに思っておりますけれども、時間は多少かかるかなと。その間の主力は、やはり行き活きタクシー利用料金助成事業、こちらを最大限に生かして、これからも改善しながらこれを両輪としてやっていくということかなというふうに思っております。

また、先ほどのPR、宣伝の話がありましたが、こちらにつきましては、皆さんもご覧になったかと思いますが、土曜日だったか福島民報のほうに行き活きタクシーについてのステッカーを作りまして、行き活きタクシーの両側面に貼っていただくと。これは矢吹タクシーのほうも、それから西原さんの車椅子に乗っておられる方々とかのタクシーも両方ありますけれども、光南高校さん、それから矢吹タクシーの方にステッカーの案を作ってくださいまして、大変に素敵なステッカーを作ってくださいまして、これを貼って町中をよく知っていただくためにということで、大変民報さんのほうで県南ページですか、そちらのほうに大変大きく出していただきましたので、こういった形で、とにかく行き活きタクシーも大きく宣伝して、高齢者の方々に今、かなり利用していただく方がどんどん増えておりますが、広げていきたいというふうに思っておりますので、ここでちょっとご紹介しておきたいと思えます。

これら将来に向けたDXの取組につきましては、町民のよりよい暮らしを高めていくため、先進自治体から情報収集を行い、本町の将来を見据えた仮説を構築し、仮説、これは仮の説でありますね。ですから仮説を構築し方向づけ、意思決定を速やかに行い、常に変化する環境を踏まえ、修正を繰り返しながら、実態を踏まえた修正を機動的に行っていくと。迅速に実行していくウーダグループというのを全員協議会等でもご説明をさせていただきましたが、そちらの考え方、運用によって、効果的で町民満足度の高い施策を展開してまいります。

これは、例えばPDCAよりも、仮説を置くと。こういう実態ではないかと。しかし、実際にDXというのは、言わば道なき道を行くような話ですので、その中で実態と違ったことがあったら、機動的に修正を行いながら、仮説を修正しながら、それに合わせたことを行っていくということと理解していただければと思います。そういう形で実態とのずれ等を修正しながら、より効果的なDXであったり、先ほどのデジタル田園タウンを構築するための対策をどんどん打っていくという形で、効果的で町民満足度の高い施策を展開していきたいということでございますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議員おただしの国の進める標準仕様自治体システムの構築内容についてであります、国では、デジタル・

ガバメント実行計画に基づき、自治体が重点的に取り組むべき事項について、第一に自治体の情報システムの標準化・共通化を挙げておりまして、その他マイナンバーカードの普及促進、それから、行政手続のオンライン化、AI・RPAの利用推進、テレワークの推進、セキュリティ対策の徹底の5つの事項が挙げられております。

本町のデジタル田園タウン構想事業基本方針では、行政DX、デジタルトランスフォーメーションの分野において基幹業務システムの標準化を取組事項の一つとしておりますが、これは国の自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書に基づきまして、国のスケジュールに沿って構築する内容でありまして、冒頭に答弁しました町独自で構築を進めているデジタル化、言わばできるところからやるという部分がありましたが、これの内容とは異なるものですが、二重投資とならないよう進めてまいります。

なお、デジタル5原則につきましては、基幹業務システム以外のシステムにも適用されるものでありますので、町が今後独自に整備していくシステムにつきましても、デジタル5原則にのっとり、手戻りや二重投資が起らないように仕様の検討を行い、スケジュールどおりに計画的なサービス提供を目指してまいります。

標準仕様自治体システムにつきましては、機能の標準化による住民向けサービスの共通化とコスト削減及び新たな機能の提供による住民サービスの向上、この2つを目的としておりまして、国の進めるスケジュールどおり、令和7年度末までに、17分野の行政サービスの移行を完了し、令和8年度から新たな仕組みによる行政サービスを提供してまいることと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町のDXの取組に地域との連携や先進自治体、大学等の連携についての考え方のおただしであります。そもそもDXは、前例のない道なき道を歩むというところが大きいので、町のDXの取組を地域に根づかせ活用していただくためには、多くの町民の皆様に参加していただくこと、またDXの先進自治体、企業、大学等の好事例を参照し、本町に適合していくものかを十分に見極め、仮説を構築し、実態に合わなければ機動的に修正するなど、一定の試行錯誤も恐れずにトライすること、前に進むことを行っていくことが、本町に合う独自の仕組みを構築していく上で、重要であると認識しております。

また、ほかのDX先進自治体や民間企業等と結びつき、様々なデータを蓄積し連携することにより、最新技術の情報共有が図られ、既に実証実験されている事業を拡充し、取り組むことも期待できるものと考えております。デジタル化により、町民の皆様が幸せを感じられる事業を次から次に生み出していくという視点からも連携、協力を推進していくことが必要であります。

また、デジタル田園タウン構想事業基本方針では、6つの課題を提起しておりますが、連携の実装モデルとして、例えば、高齢者支援については先ほどお話ししました自動運転バス、高齢者の足を確保する、あるいは将来的には教育関係のことも含めて、町の中に自動運転バスを走らせるということでもあります。それから、子育て支援については、双方向性の相談窓口等の調査検討を今年度より実施してまいります。

令和4年度は、特に、自動運転バスの実証実験について調査検討を行うため、他自治体の取組状況を確認し、どのような手順により進められてきたのか確認作業を行ってまいります。

また、双方向性の相談窓口の実装については、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、こちらを活用しまして、子育て等の相談機能、住民通報機能、そしてオンライン申請機能などを搭載したスマートフォンアプリケーションの構築を行ってまいります。これにより町民の皆様は、スマートフォンの画面を操作するだけで、

場所や時間を問わずに申請や相談、また、必要な情報を取得することができることとなります。

次に、先進自治体との連携ですが、オンラインによる会議により、地理的な距離の障壁がなくなり、都道府県の枠を超えた情報交換が容易となったことから、これまで意見交換会を行ってきた自治体との交流をさらに深め、意見交換にとどまらず、民間企業も含めた共同事業体を構築した上で、データ連携基盤を活用したサービスの共有を進めてまいりたいと考えております。

こうしたデータ蓄積とデータ連携がこれから非常に重要になってくると思っております。例えば、先進自治体における子育て支援情報配信サービスを活用し、共通の仕様で構築して矢吹町のサービスに還元することで、情報提供の質を向上させ、子育て世代の町民の皆様が、安心して子を産み育てられる生活環境を整えることができます。

以上のように、地域、先進自治体、大学等との連携により、デジタル技術を有効に活用しながら、町民の皆様が喜ばれ、デジタル化の、先ほど申し上げたような恩恵が、できるところから始めることも含めて、一つ一つ具体化するとデジタル化の恩恵が感じられると、福祉の向上につながる取組を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の地震災害の復旧対応状況についてのおたがしですが、3月16日の福島県沖地震発生直後より、施設の被害状況の確認を行ったところ、あゆり温泉では、男女浴室の壁タイルの浮きや一部が落下したほか、外壁材の浮き、シャワー用給湯設備の損傷、八幡神社側擁壁の一部破損等の被害が確認されたため、3月17日より営業を中止し、復旧方法の検討を行ってまいりました。

町職員による被害状況の調査、確認を行いました。被害規模が大きいことから、専門家の意見を得るために、一般財団法人ふくしま市町村支援機構に支援を求めまして、3月29日に被害状況の確認及び詳細調査方法の検討等について協議を行ったところであります。

協議の結果、より詳細に調査を行わなければ、利用者の安全を確保できないと判断いたしまして、足場を設置した上で、被害状況の詳細調査を4月21日より実施し、5月31日に完了しております。

調査の内容といたしましては、男女浴室壁タイルの打音検査、鉄骨の柱や、はりの状況を確認するため外壁等の一部を撤去し、超音波検査及び目視による詳細調査、併せて躯体の構造計算を再計算し躯体強度の確認を実施しております。

現在は、調査結果に基づき、復旧工事の発注のため、実施設計を鋭意行っているところであります。

あゆり温泉の営業再開を望む多くの声をいただいております。6月8日及び10日、12日の各日に2回、安全面に万全を期しながら、町民の皆様に、実際に被害の状況を見ていただく機会を用意させていただいたところであり、実際に見ていただいております。

なお、被害状況の調査及び復旧工事の状況等について、町民の皆様へお知らせしてまいります。復旧後、多くの皆様にご利用していただきたく早期再開を目指しておりますが、施設利用者の安全を最優先に取り組んでおりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、あゆり温泉の復旧方針と復旧計画についてのおたがしですが、現在、復旧工事の実施設計を委託し、施設利用者の安全を最優先に、早期の営業再開を目指した設計と工事費の算定に取り組んでいるところであります。まだ設計中ではありますが、窓の建具など損傷がなく今後も使用可能なものについては、工事の

際、一時撤去し、再設置することで、工期の短縮、工事費の抑制を図りながら必要な補強を実施し、壁や天井など、意匠の変更は行わないことで工期の短縮を優先するなど、一日も早い営業再開を念頭に設計を行っております。

議員おただしの営業再開の時期につきましては、実施設計中であり未確定ではありますが、10月末頃を考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、健康センター運営計画の変更についてのおただしではありますが、令和3年度中は、新型コロナウイルス感染症に関するまん延防止等重点措置の福島県適用により、同時入館者数の制限や、あゆり温泉大広間、温水プールトレーニング室等の利用人数の制限、開館時間の短縮など制限を設けた運営となっております。

令和4年3月7日から全ての制限が解除となりましたが、3月16日発生 of 福島県沖地震により、あゆり温泉、温水プール及び温泉スタンドが被災したことを確認したということから、屋内ゲートボール場を含めた全ての施設について、安全が確認されるまで3月17日から休止としたところであります。

その後、屋内ゲートボール場は3月18日、温水プールは3月28日から営業を再開し、温泉スタンドは4月27日から販売を再開しております。

令和4年度の事業計画書は指定管理者より令和4年2月24日に受領しておりますが、今回の地震災害により休止しているあゆり温泉の営業再開日がまだ不透明であり、指定管理者へ確実な日程をお知らせすることができない状況から、現時点における事業計画書の変更は依頼しておりません。

また、あゆり温泉の休止が長期間となる見通しから、24時間営業しております温泉スタンドのサービスを自力で利用するのが困難な高齢者世帯等にも、泉質の良い温泉を家庭で楽しんでもらえるように温泉の宅配事業の開始について検討し、指定管理者と協議を重ねているところであります。

温泉宅配事業につきましては、指定管理者が行う業務に含めることで指定管理者と合意しておりまして、事業実施に向けて福島県県南保健福祉事務所等との協議、届出など、事業開始の準備を行っているところであります。

なお、必要とする経費につきましては、現在算定中ではありますが、今年度末の指定管理料の精算に合わせ調整する考えであります。

あゆり温泉の営業再開後は、昼敷きとした浴室のPRをはじめ、多くの方にあゆり温泉を楽しんでもらえるよう様々なイベントを開催し、指定管理者と協力し集客に努めてまいりたいと考えております。

このため、災害復旧工事を早期に着手し、一日も早い営業再開、そして先ほどの温泉宅配事業のような形で、何らかの形で温泉を利用しない方々、特に今、その温泉スタンドを自力で利用するのが困難な高齢者世帯等の方々にも楽しんでもらえる様々な工夫をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 7番、三村議員の質問にお答えいたします。

小中学校へ整備したタブレット端末の運用状況についてのおただしであります。本町では、国のGIGAスクール構想に基づき、令和3年4月末に1人1台端末の導入と高速大容量の通信ネットワークの整備が完了しております。

また、本年3月には、タブレット端末の有効活用と適切な運用を図ることを目的として、矢吹町立小中学校タブレット端末利用規程を策定し、児童生徒及び保護者の皆様へ、タブレット端末を取り扱う際のルールをお知らせしたところであります。

現在は各校でタブレット端末の利活用が進められており、例えば、プログラミング学習やインターネットを用いた調べ学習のほか、体育で運動の様子を動画撮影しグループで動きを確認するなど、個別最適な学びとともに、協働的な学びに取り組んでおります。

また、善郷小学校と矢吹中学校の2校は、福島県教育委員会の施策である、ふくしま「未来の教室」授業充実事業の実践協力校として指定され、令和3年度からAIドリルの活用等の事業に取り組んでおります。

本事業の目的は、県内の実践協力校がICT教育のノウハウを累積し、その成果を県内で共有することで児童生徒の資質、能力の育成に寄与するものとなっております。先行して2校に導入していたAIドリルについては、令和4年1月に町内全ての学校へ導入したところであり、授業の中で習熟問題として使用や、朝の学習で興味関心に応じた個別使用など、個々の習熟度に応じた活用が行われております。

なお、6月20日には、活用の幅を広げるための取組として、教職員向けにAIドリルの操作研修会を計画しております。

そのほか、三神小学校においては令和2年度よりオンライン授業を試行実施しており、児童が風邪症状等で自宅待機となった場合や、新型コロナウイルス感染症等の影響で学級閉鎖になった場合でも、オンライン授業を行えるように準備を整えております。

また、教育分野におけるデジタルトランスフォーメーションの一つの姿としては、タブレット端末の使用により学習課題解決の方向性をクラスメート全員が共有し、学習する協働学習があります。

今後も、GIGAスクール構想に基づき、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるICT環境の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、7番、三村議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

コロナの問題では、保健所より感染者の情報がほとんどないということで、非常に町としては感染予防のために苦慮しているということで、そういったことが伝わってきました。何もできていないという分からない中での予防対策をやらなければならないということ、大変ご苦労さまでございました。

そういった中で、再質問させていただきますが、非常に4月、5月、約6割の方が20歳代だというような感染者になっているということで、そういった中で、県は今日から子供に対する重点対策というんですか、そういったものを見直して、基本対策に移しますよというような変更が出たということでございますが、そういった中で、町としてはそういったものに対して、矢吹町については若い人らの感染者が多いから、やはり県の対

策等はあるんだけど、町としてはある程度、今までどおりの対策を進めていきたいとかという考えをお持ちか。

それとあと、もう一つは……

○議長（角田秀明君） 1つです。

○7番（三村正一君） 考えをお持ちかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

子供の感染対策というところでご質問ですが、町といたしましては、今後もこれまで同様、学校における感染防止対策を徹底して、できるだけ早い水際対策というところ、学校の活動再開するところ、文科省等の指示に従った対策を講じつつ、もし感染が出た場合には早めに学級閉鎖なりというところでの水際対策を迅速に行っていくということと、あと引き続き、5歳から11歳の小児接種、こちらは努力義務ではございませんが、町といたしましては、そちらのほうの接種勧奨というところで、正しい情報の提供と接種勧奨に努めてまいりたいとそうように考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 県のほうでは、今までの学校への子供とか重点対策を、今度は基本対策に、一般の県民と同じようなレベルでの対策でいいよというような変更になるということでしたが、町としては、学校においては注意しながら対応していくというようなご答弁をいただいたところでございます。

これについての、町民に対するPRの仕方はどのようにするようお願いをお尋ねしたいと思います。周知をどのような形で周知していくのかをお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

今後の学校関係の対策をどのように周知していくかというおたただしですが、基本的には教育委員会、また学校を通じまして、保護者のほうに周知を図ってまいりたいというふうに思います。

また、子供に関する対策等は防災無線、特段のものがあれば防災無線を通じての周知ということも考えられますが、基本的には教育委員会、学校を通じての周知ということで考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 今度はコロナ感染症対策、国のほうでイベントとか催物関係、いろんな形の今までの制

約から緩和された方向に向かってきたということでもあります。

そういった中で、町がイベントを開催するものについて、実施計画を策定していないということですが、新聞報道によりますと、白河市の花火大会や松明あかしなど3年間休んでいたけれども、今年からやるよというような、そういった報道が出ております。矢吹町でいつも毎年行われていた真夏の夜の鼓動とかフロンティア祭り、これについては、今のところの考えで結構なんですけど、どのように進めるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町の今年度のイベント開催についてでありますけど、まず、やぶき真夏の夜の鼓動でございますが、先日実行委員会を開催いたしまして、3年ぶりに開催するというところで協議を進めているところでございます。

また、やぶきフロンティア祭りでございますが、こちらにつきましても開催に向けて検討を行っているところでございます。

なお、コロナ感染対策といたしましては、県のガイドラインがございますので、ガイドラインに従ってイベント開催を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

ぜひ、これ以外の町の行事、イベントについても緩和、開催が、私たちも参加できるように、開催できるようにお願いしたいと思います。

それでは次に、デジタルトランスフォーメーション関係で質問させていただきます。

今年度の矢吹町の行政のDXの取組では、役場内の業務体型のデジタル化による効率化や統合、廃止というのは、ちょっと出てこなかったんですが、これについては、どのような考えで進められているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

行政DXの中で町のシステムに関する効率化の統合や廃止についてでございますが、先日設置いたしました矢吹町DX推進本部等の会議により専門部会を設置したので議論を進めていきたいと思っております。

その中で、業務についてはシステム上の棚卸しなどを行いまして、その中で必要なものについては合わせていったり、そこで使い方の面で効率化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ちょっと、答弁書のいただいた中からちょっと質問をいたしたいと思うんですが、自動運転バスの社会実装に向けた調査、検討を進めるというようなことでございましたが、イメージ的にはどんなふうな形で、自動運転バスの例えば運行路線とか、そういったものをどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、三村議員の追加質問にお答えします。

自動運転バスは、先ほどのように現在、言わば足がない買物難民になりかかったり、あるいは様々なところに行くのができない、しかも免許は返納しなくちゃいけないという高齢者の方々の足を確保するというのが第一であります。

それにつきましては、自動運転バスが各自治体で先行事例ありますので、それらを研究、調査するのがまず第一。そして、その中で運行パターンにつきましては、まずは当然その役場であるとか、先ほどのあるいは病院であるとか、そういったところで非常に利用頻度の高いところをどうやって回していくかということが大事であります。将来的には道路についても、現在、どういった道路のマスタープランをつくるかというようなことも検討しておりますけれども、道路にやはりセンサーを埋め込んで、どうやって運行していくかということの運行経路についても検討していかなくちゃいけない。ただ、これはこれからであります。

その中で、まずは、例えば先ほどのあゆり温泉であるとか、それからあとは役場であるとか、それから病院であるとか、買物の集約するところであるとか、こういったところに自動運転バスについての様々な仕様をつけた上で、ただし、最初は当然、先ほどのセンサーをつけたりなんかもなかなか、これからのことでありますので、運転士さんを隣に乗っけて、それで運転を始めるようなところからスタートしなければいけないだろうというふうに思っております。

基本はもうほかのあるいは外国も含めてそういったところを調査しながら、どういった形が矢吹町に合うのか、どういったところを運行させるのがこの自動運転バスにとっていいのか。また、あるいは高齢者、そして先ほど申し上げましたように先々は学校関係、あるいは幼稚園、保育園も含めて、こういったところも含めてやっていくとすれば、どういった運行ルートがいいのか。まさにこれからであります。

先ほど言いましたように、DXなりこういったものというのは先例のあまりないところで、横の自治体でやっているところでもまだ実験中のところばかりでありますので、それを見ながらということでもありますので、ぜひこういうふうに言ったからぜひこうならなくちゃいけない、こうしないからどうしてこんなに違ったんだということよりも、どうやって改善していくかということと一緒に知恵を絞っていただきたければというふうに、私としては皆さんにお願いしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 自動運転バス、私も新聞報道でちょっと聞いただけで、中身がちょっと分からなかったものですから、矢吹町に当てはめるとどんなふうになるのかなというふう感じたわけで、質問させていただきました。

最初はやっぱりマンパワーで持っていくしかないのかなと、それとコストの関係もありますから、やはり今の行き活きタクシーとか、そういったものとの比較検討なんかも必要なのかなというふうに思っております。

続きまして、同じく行政DX関係で質問させていただきます。

新聞で見たんですが、会津のほうの磐梯町では、DXで自治体変革を推進しているということで、非常に同じ町村の中でも進んでいる取組をなさっているというふうに、いろんな雑誌にも載ったりしております。そういった中で、今回はデジタルとくとく商品券ということで、スマホで商品券をやって、それには印刷代とか発行手数料が要らないので、25%のプレミアムをつけた商品券を出しているとかというふうなことでやっております。

また、そういったところ、これからもデジタル化で進んでいる行政はたくさんございますが、やはりそういったところで進んでいる行政の、行政の目的は町民、住民の幸せのためにということが一番でございます。どこの行政でも同じですので、これから一から物事を参考にして組み立てるのではなくて、今やっぴらっしゃるところのやつをそっくりいただいて、連携協定を結んでいただいて、そこに矢吹町の味つけをするというような、そういった考えだと費用も期間もかからなくて、取組も進められやすいのかなというふうに思っております。そういった点についてのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 7番、三村議員の追加質問にお答えします。

私、今既にお答えしたとおり、先進自治体等の様々な事例を、あるいは大学、その他もろもろの先進事例を参考にしながら、しかし、それに矢吹町としての実態をよく踏まえて、そのために仮説を設けるけれども、その後で様々な機動的な変更を行うというようなお話をさせていただいたかと思えます。

よく先進自治体といっても、磐梯町は既に10年以上の蓄積があります。矢吹町はほとんどゼロと言ったらちょっとあれですけども、今スタートしたばかり。しかし、そのためにこそ、やはり磐梯町なり、様々な先進自治体、それから先進的な民間の企業、そして大学等のを最大限に利用させていただくというふうに考えております。

本当に、自分たちに蓄積がない、なかなか知恵が出ない、あるいはその経験がないということであれば、これはもう人を頼るしかない。そこは、もうしっかりと様々な先進事例を徹底的に研究して、ただし、矢吹町に合うのかどうか。以前に視察したところのを使ったところが全然前提が違っていたという事例もあったように聞いておりますけれども、そういう前提が違っていているような場合には、やはり勇気を持って変更しなくてはならないと。それが先ほどの、仮説を持ってやるけれども、気がついたらその仮説に重大な違いがあった場合には、勇気を持って大きな変更をします。もちろん、皆様には相談なり、相談というよりは様々なご連絡、ご相談をしますけれども、それが私は大事だと思っております。

先ほどに、これ基本的に、道なき道を行く。だけれども、先進、ほかの自治体は10年以上やっている。であれば、先ほどに、ほかの自治体を参考にさせていただきながらも、思い切った時には変えなくちゃいけないと、そのことについて皆様に、まさに今、三村議員がおっしゃったように知恵を借りながら、できるだけコストを下げて、そしてできるだけ追いつく期間を短くしなくちゃいけないということの危機感は痛いほど感じております。

これは、このDXの世界は、2番手戦略、3番手戦略で相手がうまくいってからやろうなんていうのでは間に合いません。恐らく、相手が取り組んでいるうちに、自分たちも旗を上げてついて一緒になっていって、競争相手となるようになっていかないと、恐らく世間からも忘れ去られ、あるいはこういった業界からも忘れ去られ、ということは協力しよう、一緒になってやろうという仲間も見つからないということかと私は思っております。一番進んでいる10年前の人たちにはなかなかかなわないけれども、その人たちの知恵を借りながら、しかし、とにかく急いで勉強して、そしてまたその人たちの知恵を借り、あるいはその関係者の知恵を借りながら、急いで彼らの1.5番目とか1.5番手ぐらいについていくようにしないと、恐らく後ろからただくっついていっているだけでは相手にされなくなると私は思っております。

だから、とにかく頑張ってリスクを取りながらも、スピードを上げなくちゃいかん。それがまた矢吹町の将来とか、矢吹町が将来どういう姿になっているかの、将来を決めるのではないかと私は思っておりますので、そこは皆様のお知恵とご協力を借りながら、とにかく矢吹町を前に進めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございます。

私も同じような考え方で、早く追いついて追い越さなければならぬというふうに思っております。

それでは、教育長からの答弁が一番最後だったんですが、同じデジタル関係ですので、ここで教育長にお尋ねをしたいと思います。

1つ目は、ご答弁いただいた中での質問でございますが、昨年、令和3年4月末には1人1台の端末機が導入されたと。それで、高速大容量の通信ネットワークも整備完了したということのご答弁をいただいております。また、本年3月にはタブレット端末の有効活用の適切な運用を図る目的として、矢吹町立小中学校のタブレット端末利用規程を作成したというふうに伺っておりますが、この1年間はこういった規程がない中で、どのようなタブレット端末の使用がなされたのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

タブレット端末の利用規程につきましては、具体的な内容として、まずは自宅に持ち帰る際の端末の運搬の方法であったりとか、あとはプライバシーの観点での取扱いであったりとか、そういった部分を定めたもので

ございます。

昨年度については、まずはその端末の整備、環境の整備というところで取り組んでおりまして、今年度よりは具体的に持ち帰るような取組を行うこととしておりましたので、こういった規定を定めて家庭での活用に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） そうすると、タブレット端末、1年間は学校でしか使用させなかったということなのかどうかを確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

昨年度につきましては、テスト運用ということで、何度か持ち帰りについては取り組んでおりました。今年度より本格的な運用を行うに当たっての規程の制定でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） なぜこういう質問したのかということ、実際、私もタブレットを預かって、皆さんの端末とどう違うのかなと確認しようとしたところ、持って帰ってきていないと。そうすると、去年の3月、4月にタブレットを設置できましたということで、議会のほうにも報告があって、そして、これで矢吹の小中学生もタブレットで、ほかの整備されていない地区よりも早くタブレットに慣れることができるのかなというふうに思っていたところでございますので、それがそういった利用がなされていないというような感じを受けましたので、持って帰っていないことについての質問をさせていただきました。

それで、学校内でタブレットはどのような使い方をなされたのか、1週間に何時間ずつ授業で使ったのかというのを把握しておりますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

授業での活用ということで、これまで授業の中で活用するソフトについては導入されておりまして、そういったことで、授業での活用を行ったりとか、あとはオンラインでの授業ということで、三神小学校で実際にそういった活用について検証を行ったりとか、そういった形で授業での活用はされておりますが、時間についてはすみません、今手持ちで資料を持っておりませんので、こちらについては後ほどお答えさせていただきます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

あと、三村議員、前にもお約束したように、もしそういうきちっとした時間とかデータを欲しいときには、前もって通告していただくと、課長も後で報告しますというようなことをしないで済みますので、これからよろしくお願ひしたいと思います。

○7番（三村正一君） 答弁書に基づいて、答弁が来たので、それについての質問だったものですから、私の一般質問の中身とちょっと違ったんですが、どういう中身かということで、中身をお知りになればお聞きしたいということで質問させていただきました。

オンライン授業を三神小学校ではやっているということだったんですが、これは私ちょっと伺って、私の聞き違いだったかもしれませんが、コロナで学級閉鎖になったときに、中学校でオンライン授業がなされたかどうか確認しておりますか。

私はなされていないというふうに、父兄の方から伺ったんですが、いや、そんなことはないでしょう、その目的のためにタブレット端末をみんなに渡してあるんだからと言ったのだけれども、家庭に持ち帰ってなければ、やっていないということになるんだかもしれないけれども、その辺のところ一度確認したいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

中学校でのオンラインの授業の利用状況でございますが、中学校においてはオンライン授業について行ってはおりませんでした。

タブレットについては、ドリルを入れる等して、学級閉鎖等の対応について、今行っているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 学級閉鎖があると、感染した人ばかりではなくて、健康で学校に行きたい人も学校のほうで来ないでくれということで、ロックアウトというか、門を閉じるわけでございます。そういったときに、やっぱり学びができるような環境整備、一日でも早く取り入れていただきたいなというふうに思います。昨年度はテスト運用だったということなんですが、今年度からはぜひそういったところ、チェックをしながら進めていただきたいと思います。

次に、子供たちにタブレットを配って一番心配なのは、有害サイト、有料コンテンツの利用のリスク管理ですが、この辺のところの協議、検討はどのようになされているか、お尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

プライバシーの関係であったりとか、セキュリティの関係、こちらについては、全てのタブレットに専門のソフトを導入した上で管理しております。

そういった有害サイトへのアクセス制限であったりとか、あと使用時間の管理であったりとか、そういったところについては、一括管理ができていますところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） タブレットは手段であって、目的は学力の向上ですから、ぜひそういった点で、一番心配なのは、パソコンを使えない人が取り残される時代に入ったのかなというふうに思いますので、なるべくパソコンに触る、使っていただいて、そういった中で、ある程度含みのある利用方法もあってもよいのではないかと。多種多様な楽しみ方とか、我々大人には想像できない学び方があるのではないかなと思うんですが、その辺の弾力的な使い方については、どのように教育委員会として考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 三村議員の再質問にお答えいたします。

タブレット等を活用した授業でございますが、体育の授業では、タブレットのカメラを使って動画を撮影して、そういった体育の状況、例えば跳び箱であったりとか、そういったところを撮影して、後で見返すなどして授業に活用しているというところ、あとはそのカメラ、理科等での校外での観察等ではカメラを活用して、そういった写真を見て、教室に戻ってから授業で活用するとか、そういった授業の中で機能を最大限に活用しているということを聞いております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） 21世紀はデジタル時代ですということで、日本のデジタル競争力というのは、27位だと。63か国の中で27位ということで、そういったことで、デジタル庁は組織の縦割りを排除する、そういった目的でデジタル庁が創立されたということでございます。

それと、日本はこれからまだまだデジタル、このままほっておくとデジタルがデジタル化の中で後れを取っていくというようなことで、2025年の崖というそうですね。ガラパゴス化ということで、日本の今までのデジタルが全てもう旧式に変わってしまって、新しいのについていけないというような時代になってくるということで、そういった意味で、ぜひこのデジタル、学校もそうですが、行政の組織の中でも、取組についていち早く日本のトップランナーになれるように、デジタルトランスフォーメーションは今回は用意ドンでスタートをみんなが、特にGIGAスクールはスタートしたばかりですので、そういった意味で取組を期待して次の質問に移りたいと思います。

次の質問は、あゆり温泉でございますが、あゆり温泉、先ほども質問の中で申し上げましたが、大変大きな地震の災害を受けたということでございます。そういった意味で、今現在、実施設計と工事費が算定中というようなご答弁をいただきました。

一番心配なのは、どのくらいかかるのかなというのが一番心配なところでございます。あまり大きな費用がかかる場合には、もうちょっと、どうすればいいのかというような考え方なんです、あゆり温泉も30年、平成3年に開業してから約30年ちょっと経過していますが、老朽化もあると。それで、今年度は大規模な修繕計画、震災の復旧関係じゃなくて修繕計画もある、約5,000万円ぐらいの修繕計画もあるということで、一番心配なのは、コロナ前の利用者に戻るのかと。今のまま直して戻るのかというのが、私の心配なところです。

温泉で9万人、それからプールで約6万人というような、年間15万人ぐらいが町のその施設を利用してくださったということなんです、今3万人とちょっと2万何千人というような形で、非常に少なくなっていて、回復できるのかなというのは、私の心配しているところでございます。

そういった意味で、あまり復旧費用が大きな金額になる場合には、サウナやシャワー室などの整備された浴室を下の駐車場に新築移転するような考えも、1つの考え方なのかなというふうに思っているわけですが、これ大きな金額というのは、例えば1億を超えるようなという意味で申し上げているわけなんです、その辺についてはお考えはあるかないか、ちょっとお尋ねしたいと思います。その辺のお考えについて質問いたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

シャワールームやサウナ等をつけての建て替えというところのご提案かと思いますが、今現在、先ほども答弁させていただきましたが、実施設計中でございまして、金額が明確にまだ出ていないところでございます。

実施設計ができて金額が明らかになった際には、三村議員おっしゃるような様々なご意見等もございまして、しょうから、そういったご意見を踏まえながら考えていきたい、検討していきたいというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） どうもありがとうございました。

最後の質問にしたいと思いますが、あゆり温泉の災害被災状況、町民の方に見ていただいたというようなご報告を受けましたが、見ていただいた方はどのぐらいいて、質問がどのぐらい、いろんな意見あったと思うんですが、それらの意見はどういうような意見があったか、もしまとまっていれば、ご答弁をいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 7番、三村議員の再質問にお答えいたします。

町民の方への一般見学といいますが、被災状況見学についてでございますが、6月8日に2名、予定していた日ではないんですが、6月9日に2名の方がいらっしゃいました。10日に1名。予定していた12日日曜日はゼロということで、お越しいただいたのは計5名でございます。

ご意見といいますが、被災状況を見ていただいて、特段のご意見はございませんでした。そうであっても、先ほど町長申し上げたと思うんですけども、そういった機会を町民の方に提供して、生の現場をご覧になっていただいたというのは、意義のあることかなというふうに捉えております。

なお、町といたしましては、先ほど答弁で実施設計の後と申しましたが、一番目指すところは、やはり安全安心な施設の早期復旧で、皆様の期待に早く応えるということだと考えておりますので、ご理解のほうよろしくをお願いします。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

7番。

○7番（三村正一君） ご答弁ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、7番、三村正一君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は3時からです。よろしくをお願いします。

(午後 2時45分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午後 3時00分)

◇ 富 永 創 造 君

○議長（角田秀明君） 通告4番、13番、富永創造君の一般質問を許します。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

通告に従いまして、2つ大きな質問をさせていただきます。

まず、矢吹泉崎バスストップの利活用増進のための環境整備についてであります。

通告で渡した文書は、趣旨内容は同じなんですけれども、文言、若干詳しく述べたいと思います。

令和4年度、重点的に取り組む施策の中に、移住促進、企業誘致等ありますが、その根幹となるのは交流人口や関係人口の増加にあると考えます。本町の魅力は、まちのプロモーションのコンテンツを豊かにし、それがまちの住みやすさ、魅力発信にも生かされ、本町の印象はより高まり、県内外のより多くの人々の関心、興味は、このまちに向かうと考えます。戦略的には、移住・定住を考えている人たちや、企業移転を考えている企業責任者の心を射止めることができると考えます。あまりにも樂觀過ぎるかもしれませんが、そうありたい

と思います。まさに人と人の交流のきっかけも第一印象が重要な要因であると思います。

そこで、既に開通している矢吹泉崎バスストップは、地域の活性化、よりよいまちの印象を高めるための重要な施設、玄関口であると思いますが、現在の利活用の状況や周辺環境整備に関しての問題認識を質問いたします。

1、バスストップに容易に侵入できる、すみません、この「侵入」、漢字なんですけれども、行進の「進」に訂正させてください。

初めから質問をさせていただきます。

バスストップに容易に進入できる大きな案内看板が必要だと考えますが、見通しはどうなっているのか。

2、バスストップ駐車場から本町への4号線進入路の舗装整備の考えはないか。

3、下り線待合室への通路周辺の安全・安心への整備はどのように管理されているのか。

続きまして、大きな質問の2つ目、子どもたちの学習環境支援等について。

少子高齢化、人口の減少、コロナ禍、社会経済のグローバル化によって、地方で暮らす私たちの生活環境は様々な影響を受けております。

こうした社会状況にあって、次世代を担う子供たちは社会の宝、地域の宝です。子供たちの夢や希望をかなえられるようにと思う気持ちは親ばかりではなく、地域行政の役目でもあります。

子供たちの可能性を守り育むためにも、地域に根差した緑豊かな大地に主体的に生きる心、豊かな人間の育成、教育の機会均等は重要であり、こうした環境を整備しながら、様々な課題の解決を図っていかねばならないものであります。

課題の解決と取組は、まちづくり総合計画に基づく教育大綱、教育振興基本計画、子ども・子育て支援事業計画等に盛り込まれています。こうした計画の教育行政推進リーダー役として臨まれる新教育長の考えを知ることが必要なことと考えます。

そこで、1、学校現場で培った経験を生かし、本町の教育行政に教育長としてかじ取りを担っていくに当たり、どのような姿勢で教育行政に臨まれているのかお尋ねいたします。

2、本町の子供の貧困対策計画の策定に当たり、ヤングケアラー支援対策には触れておりませんが、この問題に本町はどう取り組むのか。

3、自然界を五感で感じる学習環境は、心豊かな子供たちの成長には、この時代だからこそ大切なことであると考えますが、本町の豊かな自然に触れ、学び、深めることができる教育環境の充実についての考えをお伺いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、矢吹泉崎バスストップの案内看板設置についてのおたがしであります。バスストップにつきましては、一般的に他の交通機関と比較して安価である場合が多く、若い世代を中心に利用されております。

町では、令和元年8月1日より矢吹泉崎バスストップの供用開始をしており、当該バスストップでは、新宿線、新越谷線、京都・大阪線の上り線、下り線それぞれ的高速バスへの乗り降りを行うことが可能となっており、地域住民の利便性の向上や地域産業の活性化、広域的な地域間交流の促進が期待されております。

バスストップの供用開始後の利用者数につきましては、各路線の上下線を合わせて、令和元年度4,832名、令和2年度1,142名、令和3年度5,874名となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響による運休等により、利用件数はあまり増加していないという状況ではありますが、今後新型コロナウイルス感染症の影響が低減した際には、県外への移動の需要が増加し、当該バスストップの利用についても増加が見込まれると考えております。

また、議員おただしのおり、移住促進や企業誘致等においては、その根幹となるのは交流人口や関係人口の増加であり、そのためには、本町の魅力や特徴を県内外に積極的に発信することが重要となります。

その1つとして、矢吹泉崎バスストップにつきましては、本町の地理的優位性をPRする絶好の施設であり、移住・定住の拠点としてこれまで以上に活用してまいりたいと考えております。

そのため、施設をPRするための看板整備は大変重要なものであり、今後、施設の案内効果はもとより、町全体のPR効果も含めてデザインを検討してまいりたいと考えております。

なお、今年度は道路管理者である郡山国道事務所や泉崎村と具体的な協議を進め、早期に看板設置を実施し、利活用しやすい環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、バスストップ駐車場から本町への4号線進入路の整備についてのおただしであります。

バスストップ駐車場と国道4号を結ぶ道路につきましては、国道4号と、本町で管理する町道赤沢1号側線、泉崎村で管理する村道踏瀬赤沢線で構成されておまして、国及び2町村がそれぞれの管理区分により維持管理する道路となっております。

議員おただしのバスストップから町内に向かう際の国道4号との交差点においては、現地を確認したところ、隅切り部分の一部が通行に支障を来す状態になっていたことから、道路管理者である国土交通省郡山国道事務所連絡し、既に補修を完了しております。

また、未舗装となっている国道4号の路肩部分の舗装については、国において具体的な計画が示されていないことから、利用者の利便性の向上のため、引き続き国と協議を進めてまいります。

なお、当該道路については、バスストップから町内に向かう際の利用が多いと思われませんが、バスストップを利用の際は、安全な通行ができるよう信号機が設置されているインターチェンジ南側、コンビニエンスストアに接する交差点からのご利用について、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、矢吹泉崎バスストップ下り線待合室への通路周辺の整備についてのおただしであります。

当該バスストップ駐車場から下り線待合室への通路につきましては、泉崎村の村道となっております。

当該通路の安全対策につきましては、これまで白河市、西白河郡管内の町村や関係機関等で構成する矢吹泉崎バスストップ利用促進協議会において協議を行い、街路灯や防犯カメラの設置、カラー舗装による路側帯の標示、除草作業や除雪作業等を実施することにより利用者の安全確保に努めてまいりました。

しかしながら、バスストップ付近は民家等も少ないことから、夜間における事件、事故防止の各種対策が必要であると考えております。

現時点では、事件、事故等の報告はございませんが、今後も当該道路管理者である泉崎村とスピード減速の看板の設置や路面標示等について協議を行うとともに、矢吹交番等と協議し定期的な巡回パトロールを行っていただくなど、より安全・安心な環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 13番、富永議員の質問にお答えいたします。

初めに、学校現場での経験を生かし、どのような姿勢で教育行政に臨んでいるのかについてのおただしであります。教育は人なりという言葉がございます。私は、この言葉の意味を、教育に最も大切なのは教育者の人間性である、なぜなら、人間性は、教育の成立を左右する人と人との信頼関係の構築に大きく関わっているからであると理解しています。

私は、教育行政を進める上で、教育は人なりの言葉を胸に刻み、まずは教育委員会が園や学校、地域の方々や各種団体に信頼される存在であること、そして、同じように園や学校が、子供と保護者、地域の方々に信頼される存在であることが肝要であると考えております。

では、信頼関係を築くためにはどうするかであります。相手の言葉に耳を傾けること、さらには、表情やしぐさ、日常生活様子の変化などの言葉にならない言葉にも耳を傾けることが大切であると考えております。

教育委員会は、園や学校、地域の方々の言葉と言葉にならない言葉に耳を傾ける。同じように、園や学校は、子供と保護者、地域の方々の言葉と言葉にならない言葉に耳を傾ける。このことが、教育委員会、園や学校、子供、保護者、地域住民との間に信頼関係を築き、教育行政を進める上での確かな土台となると考えております。

また、環境問題、少子化問題、ロシアのウクライナ侵攻など、社会の変化に伴い子供と保護者をめぐる環境が変化し、子供や保護者が問題を抱え、子供が問題行動を通して私たちにその解決を訴えることもございます。私は、環境が子供をそうさせているとの考えに立ち、教職員等の人的環境を含めた教育環境を整えることにより、子供の貧困対策等の生徒指導における課題に対応するとともに、安心して園生活・学校生活を送ることができ、子供の豊かな心を育むことができる教育環境づくりを推進することが教育行政の重要な仕事であるとも考えておりますので、ご理解とご協力をお願いしたいと思います。

次に、ヤングケアラー支援対策についてのおただしであります。令和3年6月議会において、富永議員からのヤングケアラーに関する質問に対し答弁させていただいた内容と一部重複しますが、現在も厚生労働省のホームページでは法令上の定義はなく、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子供とされており。例えば、障害や病気の家族に代わり、買物や料理、掃除、洗濯、幼い兄弟の世話や介護をしたりすることにより、自分のやりたいことができないなど、子供自身の権利が守られていない子供を指すと認識しております。

ヤングケアラーの実態把握については、法令上の定義がないことから、現状では進んでおりません。しかし、国では、法令上の定義はないものの厚生労働省、文部科学省が共同でプロジェクトチームを立ち上げ、福祉、

介護、医療、教育等関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して、適切な支援につなげるための、早期発見・把握、支援対策の推進、社会的認知度の向上の3つの取り組むべき施策を取りまとめております。

こうした中で、全国的にヤングケアラーに対する意識が強まりを見せ、埼玉県等において条例の制定や実態調査が行われておりますが、福島県でも5月26日に、福島県ヤングケアラー支援体制強化事業実施要綱が策定され、今年度を目途に小学校5年生から6年生、中学校・高校の全学年の児童生徒約12万人を対象に実態調査を実施する予定であり、そのほか関係機関や県内市町村と研修会や会議を開催するなど、ヤングケアラーの早期発見及び支援につなげるための体制整備を図り、支援強化を進めていくことになっております。

次に、議員おただしの第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画において、ヤングケアラーの支援対策が含まれていないことについてであります。答弁したとおり、国ではまだ定義がされていないことから、ヤングケアラーの表記はしていませんが、計画の基本施策において、支援体制・連携体制の充実及び相談体制の強化・子ども家庭センター整備を図り、子供と子育て家庭の身近な窓口として様々な相談に対応する支援に取り組むこととしており、ヤングケアラーについても、この中の1つとして取組を進めてまいります。

今後は、福島県や各自治体と協議を重ね、役場庁内における支援体制の整備を図り、要保護児童対策地域協議会や地域住民などと連携、協力し、実態の把握に努め、支援、対策の検討を深めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、自然に触れる教育環境の充実についてのおただしであります。本町の教育大綱の基本理念は、「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」であります。議員ご指摘のとおり、ふるさとの豊かな自然に触れての学習は、心豊かな成長にとっても大切なことと考えております。

現在、各学校では、様々な自然と触れ合う活動が行われております。

幼稚園では、畑でジャガイモやサツマイモを育て、芋掘りなど楽しく土に触れる活動や、園の花壇に球根や花の苗を植えて育てる活動をしております。また、近所へのお散歩や、大池公園や鳥見山公園、童里夢公園などへの外出により、季節の自然に親しんでおります。

小学校でも、田植体験や稲刈り体験、自然の家の施設等を利用した宿泊学習での野外体験、公園への外出など校外活動のほか、学校の畑を利用した野菜づくりや、花いっぱい緑いっぱいの学校づくりに取り組んでおります。また、畑や花壇の整備には、地域学校協働活動による地域のボランティアの方々の協力を得て取り組む場合もあり、地域の方々との交流の機会にもなっております。

学校という身近な環境を地域の方と一緒に自らの手で整えることは、豊かな心と郷土を愛する心を育むのに大変効果があると考えております。

教育委員会では、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む地域とともにある学校づくりを目指し、平成31年4月より学校運営協議会を設置しております。そして、今年度より学校と地域を結ぶ地域学校協働活動が本格的に始まり、学校の活動に対し、より多くの地域の方々の協力が期待できるようになり、地域の自然に関する情報を学校が得やすい状況が整ってまいりました。

今後も、自然に満ちた美しい学習環境を子供たちに提供し、心豊かな成長を支援できるよう環境整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、13番、富永議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ご答弁ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 13番、マスク取ってもいいです。

○13番（富永創造君） はい。

まず、矢吹泉崎バスストップの利活用増進に関してであります。

ただいまバス利用をする際に、コンビニ、4号線、あの信号機を見ても、案内看板は現在もかかっておりません。それから、さらに矢吹側より、4号線から駐車場に向かって入れるところもあるんですけども、小さい看板なんですけれども設置された。しかし、夜になると全然分からないとそういう状況だと、そういう環境の状態であると、非常に初めて使う人にとっては不便であると。

そんなところから、一応答弁の中では、看板設置を行う協議を進めるという答弁でありましたけれども、単純な質問ですが、いつ頃と、やはり期間、それはどうなっているのか、そこを質問させていただきます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問についてお答えいたします。

看板が初めての方については見にくいということで、いつ頃看板設置できるんだというところでございますが、いつまでというふうにはちょっとはっきり言えない部分がございますので、できるだけ早く要望を出しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今の答弁ですと、まだ見通しは立っていないと。

やはり、先ほど私の質問の中にありましたように、矢吹泉崎バスストップはこの町にとっても玄関口であると、それを案内する看板がまだ設置されていないと。

今、我々の状況はコロナ禍、もしかするともうこのコロナ禍を脱出して、さらに利用者が増えていくのではないかと。そういった中で、せめて看板、これは大切な標識です、案内するに当たって。ぜひ安心して利用することができるためにも看板設置を急いでもらいたいと考えますが、こら辺のリーダーシップというか推進役として、矢吹はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 13番、富永議員の追加質問にお答えします。

富永議員おっしゃるように、私もこの矢吹泉崎バスストップについては、せっかくこういったすばらしいものができたのに、コロナでこの間、先ほどのように、令和元年度4,832名から、次に1,142名、やっと5,874名、これからですね、本当にこれから最大限に活用できればと思っておりますので、思いは同じかと思ひます。

ただ、これにつきましては、国とそれから泉崎との間での協議が必要になりますので、ただ、今のようなことで、非常に私は意味のあるところだと思っておりますし、これから可能性がかなりあるということで、まずは看板、できるだけ急いで対応したいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いします。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 非常に期待しております。

続きましてですけれども、このバスの時刻表が手元にあるんですけれども、とりわけバスタ新宿から矢吹泉崎に帰ってくるというか、来るバスで、最終が午前零時、その前に22時30分、その前に21時30分、その前が20時30分、そして19時30分、5本ほどあります。これは夜暗くなっていますね、まさしく。そして、なおかつ利用者にとって、この時間、向こうで仕事をして、終わって、そしてバスでちょっと仮眠取りながらこの町に来られるという利点があるんです。

そういう意味で、看板もそうなんですけれども、いわゆる利用するバス停の環境、これもしっかりと安全・安心、また使いたいねという、そういう気持ちになるような環境整備は必要であろうと思います。

この点に関して、どのように環境整備を推進しているのか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問についてお答えします。

バスタストップの環境整備というところでのご質問かと思いますが、バスタストップの現在環境整備につきましては、待合室や階段でございますが、まずバスタストップ施設につきましては、施設周辺の草刈りやごみ拾いをシルバー人材センターに委託してございます。年4回実施してございます。また、職員が定期的に施設を巡回して、異状の有無を確認している状況でございます。

さらに、各バス会社においても、待合室のごみの有無を確認しているということで、ごみ等があれば回収しているというような状況になってございますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 管理のほう、シルバー人材を利用しながら管理しているという答弁でありました。

下り線、待合室から下りてきますと、私の印象は若干暗いなど。そして隣地は私有地になっておりまして、私有地が草とかに覆われていたり、それからちょっと離れると大信側に道路続いていますけれども、そちら側は暗くなってくる。そうしますれば街路灯及び防犯カメラとか、そういったものの設置も考える必要があるなと思っております。

答弁の中で、矢吹泉崎バスタストップ利用促進協議会という言葉が出ております。ここに、今触れた街路灯、防犯カメラの設置ということで、ここが主体になって街路灯とかカメラの設置を考えてもらえるのかなと思うんですけれども、この協議会、目的、役割、矢吹町の位置というのはどうなっているのか、それをお尋ねいた

します。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問についてお答えします。

協議会の役割というところでのご質問でございますが、矢吹泉崎バスストップの協議会については、設置市町村のほうで維持管理を行うというところで、矢吹町が担ってございます。

そうした状況から、今ほどありました安全対策や維持管理については、矢吹町が中心となって泉崎と協議を行いながら運用している状況がございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 矢吹地区、そこは矢吹が受け持つということで、私も好き放題なことを言えるなど、そう思いました。

ただ、この財源も、そうしますと矢吹のほうからということになると思うんですが、その点どうなるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問にお答えします。

財源的にどうなんだというようなお話でございますが、土地所有者は泉崎でございますので、泉崎と協議をしながら、財源の部分も含めて協議してまいりたいと思いますので、ご理解のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

〔「土地が泉崎……」と呼ぶ者あり〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 土地については泉崎、施設については矢吹が維持管理という役割になってございますので、その点、泉崎とも協議しながら鋭意進めてまいりたいなというふうに思います。

○13番（富永創造君） 財源、財源折半。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 13番、富永議員の再質問、財源についてですが、泉崎と分担しながら協議してまいりたいなというふうに思います。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） しっかりと推進していただければと思います。

あと、この周辺の玄関口ということを使っていますので、デザインですね。これも恐らく利用促進協議会等で話しながら進めていくのかなとは思いますが、私がちょっと指摘したいのは、国道4号線と接していると。そして、国道4号線に入るときには、これは国の管轄になってきます。前にちょっと凸凹しているということで指摘したところ、すぐ舗装していただいていると。この迅速さ、すばらしいなと思っております。

このくらいの迅速さで国が、矢吹側の出入口です、コンビニではなくて矢吹に近いほうの出入口があるんですけども、あそこがもう草ぼうぼうで、両側、夜になるとよく見えないとするのであれば、あの国道からちょっとへこむような形で、いかにもそこはバスストップに行く道であるという分かりやすい形、デザインになってほしいなと思うわけなんですけれども、あの国道、これから4車線化、拡幅が予定されていると思います。たしか事故対策事業というような名前がついていたと思うんですけども、それとの関連で、今のようないデザインということで話をできないか、その点どう考えているかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

矢吹側の進入路、非常に狭いという部分もあります。出入りもしにくいということで、そもそもまだ、現在が2車線、片側1車線の道路で、国道ということで相当スピードが出ていますよね。ですので、郡山からも入りづらい、出るのも大変だということで、こちらは国の事故対策事業ということの泉崎工区に入っております。

こちらについては、今、用地買収のほうでちょっと時間がかかっておりますが、国道4号の4車線化に合わせて、現在はセブンイレブン側の部分がきちっと信号があって出入りがしやすいということでございますが、国道4号の4車線化に合わせて、バスストップから橋を越えて直接接続できるような対応をしていただけないということで、こちらは確認が取れております。ただ、現時点ではなくて、国道4号の4車線化の拡幅工事に合わせての接続ということで確認をいただいているところでございます。

ただ、いろいろ課題もありまして、バスストップから4号線に向かう橋の強度の問題とか、こちら泉崎の村道の部分であります。そういった課題などありますが、そういったものをクリアして、何とか、今は非常に危険な出入口でありますけれども、4車線化の実施に合わせて、当然郡山からは中央分離帯が入りますので入れなくなりますけれども、そのようなきちっと出入りができるような形にさせていただけるということで確認をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 希望が持てる答弁、ありがとうございます。

時間はかかるのは分かっております。その分楽しみであります。できたらあそこ、駐車場を含めて道路両側、花いっぱい、そういうふうな飾りつけがあれば、なお一層玄関口としてふさわしい場所になるかなと思います。

続きまして、子供たちの学習環境支援等についてであります。

教育長、どうも、教育に対する教育長として臨む考えというのを申し述べていただき、ありがとうございます。

この中で、教育は人なりという言葉からびんときたのは、人は城、人は石垣、人は堀、その言葉がびんときました。あの時代にあって、人というものの大切さ、そして信頼でもって武士としての役目を担っていくと。

それはまさしく人なんだという昔の方の言葉とまた何か響き合うものを感じたなど。昔は封建、でも今は教育、それが人をつくる。そういう立場にあるということで、ぜひ教育行政に対して十分汗を流していただければと思います。

では、事務的な質問になってきます。

確かに1年前、私はヤングケアラーについて尋ねたところ、定義がなされていないと。定義がなされていないとなぜ実態をつかむことが、そういう作業ができないのか。あと、この答弁の中で、いわゆる計画の中にヤングケアラーという言葉を表記できないと。何かそこら辺は分かるような気がするんですけども、定義されないと実態もつかめない、そこで、何かヤングケアラーの状態に対して足踏みをしてしまっている印象があります。

なぜ定義されなければこのような足踏み状態になってしまうのかの説明をお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えさせていただきます。

ヤングケアラーという文言が今回の計画に入っていなかった、あと、昨年6月から1年がたちましたけれども、ヤングケアラーについての事務的な部分が進んでいない、それはなぜなのかというところのご質問であったと思います。

まず、ヤングケアラーの部分につきましては、厚労省のほうでまだ定義はされていないというところがありました。なかなかやはり複雑、家庭的な環境というところもございまして、町としてどういった対応ができるのかというところがなかなかできませんでした。

答弁のほうでもさせていただきましたが、福島県でもこの5月に、ヤングケアラーに対してどのような支援をしていくのか、していくべきなのか、県、自治体でそろって活動していこうというような実施要綱が出されたところでもあります。

県が主導で県内の12万人の子供に対してアンケートを取るといようなこともございますので、そのアンケート結果を基にして、今度は町が、ヤングケアラーに対してどのようなケアができるのか、そういったところを具体的に進めていきたいというふうに考えておりますので、ヤングケアラー対策については、これからというふうに認識しております。

富永議員のほうで、なぜ今までできなかったのかというところではございますが、町としては、ヤングケアラーに対して全く意識をしていなかったわけではなくて、今後これから動き出すというところがございますので、議員のご理解と、あとこれからのご協力のほうをしていただければと思います。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 実態調査なりは進まないということなんですけれども、このヤングケアラーそのものは、どうも子供の貧困、そして巣籠もりとか不登校、児童虐待、そういったものと似たような地続きのような

ものがあるなど。

そういう意味で、答弁の中でもありましたが、第2期矢吹町の未来を担う子ども応援計画、この計画書を読みますと、ここにヤングケアラーを対象とするような対応というのがあると私は思いました。実際、答弁の中でも、これに沿って対応できるであろうと、そういうふうに述べてあります。

そういった点でお尋ねしたいんですけども、私は、ヤングケアラー自身、自分で自覚できていないのかもしれない。また、自覚しても言いたくない。自分の生活、家、家庭がこんな状態だということは言いたくない。そういったところがあって、なかなか実態を見つけ出す、知るという機会が狭まっているのかなとそう思います。

しかし、大体のこういう生活環境にある者がヤングケアラーなんだということの自覚を、研修とか学習の機会に、お互いに、ほかの生徒、当人も含めて、こうなんだよと周知というか認識できるようなやり方があると思うんですね。ただ実態として、いますか、どうなんですかと聞くのではなくて、ヤングケアラーというのはこういうふうな状態にあって生活して大変なんですよと、そういったものをみんなに見せると。先生にも見ってもらう。そういった方法から始める。それも考えられると思うんですけども、この点、どういうふうに思われるかお伺いいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、ヤングケアラーの実態調査ということで、答弁もさせていただきましたが、埼玉県のほうでは2020年に高校2年生を対象に実施をしております。

その数字を少し申し上げさせていただきますと、対象人数が約5万5,000人ほど、その回答者数が4万8,000人ほどから回答をいただきまして、自分自身がヤングケアラーである、ヤングケアラーであった、そういった回答をされた方が2,577名ということで、約5.3%という数字が出ております。その設問の中には、高校生自身が、ああ、これってヤングケアラーだったんだという認識をそこで知ったというようなことも書いておりました。

県がこれから実施しますアンケートの中でも、ヤングケアラーとはこういうものなんだよというのを、多分前提に質問をされると思いますので、まずはその子供自身が、自分がヤングケアラーなのかどうなのかというところを認識した上で回答になると思いますので、まずはそのアンケートの結果を、集計された結果、矢吹町としてはどのくらいそういった子供がいるのか、その辺を把握できた後に、じゃ、矢吹町としてどのような、そういった子供、学校、当然教育委員会を含めて、どういったケアができるのかというようなところを検討していきたいなと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） 今の答弁から、同じような共通した認識があるなと思います。

ぜひ、本人または周囲の人の認知度の向上、認知度を高めるという意味で、そういった啓発できる機会というものから始まる。そして、その後にアンケート等も考えられます。そしてその後に、自分はそういうものの対象かなという相談もできるのかなと、そういう支援体制は恐らく取られると思います。ましてやこの未来を担う子ども応援計画には、そういった支援が十分、いっぱい含まれていると私は理解しております。

そこでなんですけれども、今言った相談しやすいという部分でなんですけれども、この中にも出ているんですけれども、要対協というのですか、そういった組織がありますよね。そういったところでいろいろ、どういう支援とか、そういったものを考えていただけだと思うんですけれども、もう一つは、子ども家庭総合支援というのが拠点整備事業ということで、この中に載せてあります。ただ、これは検討最中だというんですけれども、この組織も含めて、私は相談できる、しやすい、そういう組織かな、それともそういう事業なのかなと思っているわけなんですけれども、そうなのか、この点説明願えればと思いますけれども。

◎会議時間の延長

○議長（角田秀明君） 答弁を求める前に、ここでお諮りをいたします。

時間を延長して一般質問を続けたいと思いますが、ご異議ないでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ありがとうございます。

それでは、一般質問をこのまま続けたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

子育て支援課課長、小椋勲君。

〔子育て支援課長 小椋 勲君登壇〕

○子育て支援課長（小椋 勲君） 13番、富永議員の再質問にお答えいたします。

ヤングケアラーの部分について、要保護児童対策地域協議会のほかに、子ども家庭総合支援拠点、そういった内容でも検討できるのかどうか、あとは町がその支援拠点の設置についてどうなのかというところのおただしであると思います。

子ども家庭総合支援拠点、こちらにつきましては、人口3万人以上の自治体については設置義務がなされています。3万人以下については努力義務ということになっておりますが、この拠点につきましては、やはり子供から成人になるまでの子供全体の相談支援の拠点というふうなことで、大変重要な拠点となっております。

矢吹町といたしましても、令和5年度に設置をしたいというようなことで、今現在、そういった体制等について近隣の自治体、この辺ですと白河市が昨年開設しております。そういった先進地自治体などの様子なども確認をしながら、来年度の設置に向けて今検討しているところです。

その中で、当然虐待、貧困、それも含めて、ヤングケアラーも合わせた形で、そういった相談業務、支援体制、そういったものも整えていきたいと思っておりますので、今後、その支援拠点の状況については、また進行があればお話しをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） この子ども家庭総合支援、相談のワンストップになるとも言われているということで聞いております。ぜひやる方向で、この町、まだ1万7,000人ほどですけれども、やる方向でいるという力強い答弁いただき、ほっとしております。

といいますのは、ヤングケアラーというのは、確かに言葉としては載っておりますけれども、この当事者というのは、自分のやりたいことができないと。貧しく育った子供たちというのは動きがあるんですけれども、ヤングケアラーというのは自分で看病しなければならない、または自分の兄弟を見なければならない。部活やりたい、サッカーやりたい、野球やりたい、でも家に帰らなければならない、そういう状態の子でもあるわけです。ですから、ちょっとほかの子とまた環境的に違うなど。自分のやりたいことがありながらやれない。やはり支援というのは、たとえ1人いたとしてもその支援は必要だろうと私は考えております。

ぜひ今後も、その点においてもしっかりと組織づくりをしていただければと思います。

続けて、自然界を五感で感じる、そういう学習環境に関してでありますけれども、こういったものを読ませていただければ、幼稚園からしっかりやっていますね。野菜づくりをやったり、芋を作って掘ってやっていると。また、園庭では花を植えて、小学生でもアサガオとか植えて育てています。

実際、さわやか詩集の3分の2は自然に関して、花に関して、カブトムシとかそういった虫、空、そういったものを詩にしております。ああ、この町の子供たちは自然にいっぱい触れているんだな、そしてそれを言葉にしているんだなと、そういう思いをしました。

ぜひこういった形で、この町が自然界を五感で感じる、そういう学習に力を入れているんだぞと、そういうものを示せる、それも大切ではないかなと思っております。

公共の学校ですから、バランスよく教育されているとは思いますが、この町の環境、地域資源、まさしく自然があります。そういった中で、この町は学習において自然に対して力を入れていますという、そういうアピールというか、そういうものもあってもいいのかなと思いますけれども、この考えに対しての考えをお尋ねいたします、どういう考えなのか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 13番、富永議員の再質問にお答えしたいと思います。

私の家の前にも田んぼがあって、本当に季節季節に応じて色が変わっていく。そういう部分をすごく感じながら生活ができています、そういう状況があります。子供たちもそういった自然環境の中でありながら、自分たちが感じていること、思っていること、それがどれだけ価値があるんだろうか。本当にすばらしいことを考えたりとか、すばらしい感覚を持ったりとかという子供たちがいます。それを、やはり学校の中で先生方がそれを子供たちに伝えていく、そういうことがやはり重要なことかなと。

そしてまた、ご質問にあったアピールという部分ですけれども、やはり子供たちを通して家庭にそれを伝えていくということもありますし、先ほど来出ていますタブレットとか、そういったものを使いながら、今

日はこういうような学習をしたんだよ、生活科でこんな写真を撮ったんだよとか、そういうものも持ち帰りながら学校での学習の成果、そういったものを家庭の中で親御さんに見ていただいて、親御さん自身が、ああ、矢吹町っていいところだよねと改めて感じてもらえるような、そんなことがやはりまたPRになっていくのかと思いますし、そういった部分を中心にしながら進めていければなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

13番。

○13番（富永創造君） ありがとうございます。

自然界を五感で感じる、これを両親というか保護者の皆さんにも、その大切さ、貴重さ、意義、そういったものを伝えられる、それは本当に大切なことだなと思います。もちろん感じるだけでも、子供たちにとっては大切ですし、もう自然の中で夢中で遊ぶ、これが第一、大切だと私は思っております。

最後なんですけれども、今度9月11日、第5回ふくしま植樹祭が矢吹で実施されます。本当におめでとうございます。これで、ぜひ緑の少年団もデビューしてもらえればなと思っております。

私の質問は以上になります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、13番、富永創造君の一般質問は打ち切ります。

ここで、暫時休議をいたします。

再開は、4時20分からです。よろしく申し上げます。

(午後 4時06分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

(午後 4時20分)

◇ 藤 井 源 喜 君

○議長（角田秀明君） 通告5番、4番、藤井源喜君の一般質問を許します。

4番。

〔4番 藤井源喜君登壇〕

○4番（藤井源喜君） 議場の皆さん、こんにちは。

一般質問の初日の最後になります。よろしく申し上げます。

傍聴席の皆さん、いつもありがとうございます。ちょっといらっしやいませんが。

初めに、新型コロナウイルス関係、これから4回目のワクチン接種の準備が進んでいるということでございます。本当にありがとうございます。

それでは、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

私の消防団活動、それから行政区の役員として地域住民との対話の中で確認、それから要望があったこと、そういったものをちょっとまとめた一般質問とさせていただきます。

まず、1つ目として、空き家の適正な管理についてでございます。

今年2月、三神小学校の近くにある空き家となっているアパートで火災が発生した。ネットニュースでは、2階の1室を全焼したほか、1階の1室の一部を焼いた。アパートは約10年前から空き家となっており、火の気がないことから不審火と見られる。また、アパートは、心霊スポットとして有名なようだ。夏になるとアパート近くに車が止まり、肝試しをしているような人の声が聞こえてくる場所だと近隣住民の声を伝えています。この建物は、過去にも同様のことが起こっております。

こうした空き家の放置は、不審者の侵入や放火といった犯罪の誘発や、生い茂った木々が道路を覆う、日差しが遮られる、悪臭の発生など、生活環境に悪影響を及ぼすことが懸念される。また、地震による倒壊の危険や災害時の避難活動の妨げにもなりかねない。

質問の目的であります。空き家を適正に管理することで、生活環境の保全、災害時の安全確保、犯罪の未然防止を進めるということになります。

質問項目ですが、①空き家の調査をどのような頻度で行い、町内に長期間放置された空き家がどれくらい存在するか把握しているか。

②空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を取っているのか。

③今回のような火災が発生した建物には、町として取壊し等の対応はできないのか。

このような内容になります。

ちょうどこの2月の火災のときには、町内で夜中にガソリンスタンドで刃物男の侵入があったというような事件がありました。その後のすぐの不審火。それから3月4日、近くなるんですが、石川町の廃旅館でも放火があった。5月、6月には、猪苗代の町でも廃業したホテルで不審火があったということで、不審火、その頃大分続いたということでもあります。そういった対策について、どのように考えられているかについてのご質問でございます。

2つ目は、行政区に対する支援についてということにさせていただきます。

広報やぶきによると、令和4年3月1日現在の人口1万7,110人、世帯数は6,185世帯、令和3年の同日で人口1万6,823人、6,129世帯、令和2年では人口1万6,928人、6,041世帯となっている。

減少傾向であった人口も増加に転じ、町内では住宅は着実に増えている。これは「街の住み心地ランキング2021」で6位となった成果でもあるというふうに考えられるかなど。これにつきましては、今年2月25日付の町長談話特別版でお知らせされた内容でございます。

こうしてかなりランキングが上がっているという状況と、人口が令和3年から4年にかけて増えているということからすると、行政区とかもどうなんだろうというところで、ちょっと比較ができればというような内容での質問です。

しかし、行政区を見ると、住民の減少や高齢化が進み、生活に密着した身近な問題が顕在化している。次期行政区長の成り手が見つからない、ごみ集積所の使用や収集、除草作業に参加しない、高齢者の独り暮らしの対応、新しい世帯が行政区に入らないなど枚挙にいとまがない。

これらは、まちづくり推進課のほうで事務局をいただいておりますが、区長へのアンケート等でいろんな内容のものが出ております。かなり多くの項目、これだけのものを事務局がまとめていくというのは大変だろうなというふうに思います。ただ、それだけあると読むのも大変だということで、1年間我慢して区長をやれ

ば、何とか終われるなというような思いの人が、実際のところはかなり多いのかなという気がします。

ちなみに、うちのほうの三神地区、うちのほうなんかでも一年一年で行政区長が代わるというようなことから、実際にはなかなか長期にわたる事業をやっつけようとするときには、ちょっと難しいというような状況もあります。

人口が増えますと、行政区も世帯が増えるのかと思ったら、独り暮らしになったりしてだんだん減っていく、そういった状況もあります。行政区の活動が円滑にできることで、魅力あるまちづくりを目指していく、こういった目的があるかなというふうに思いますが、改めて確認をしていきたいというふうに思っております。

まず、①町にとって行政区はどのような立場の組織になるのか。

②各行政区の構成（班・世帯数）はどうか。年度ごとの増減ではどうか。

③新規の世帯には行政区に加入を勧めているのか。勧めるに当たって、加入メリットはどのように考えているのか。

質問の内容については以上でございます。どうかよろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

[町長 蛭田泰昭君登壇]

○町長（蛭田泰昭君） それでは、4番、藤井議員のご質問にお答えいたします。

初めに、空き家調査の頻度及び長期間放置された空き家の把握についてのおたかしであります。

町では、平成29年度に空き家調査に必要な判定基準の作成や基礎データの収集を開始し、平成30年度に推定空き家316戸の現地調査を行い、223戸を空き家と判定したところであります。そのうち、建物の傾斜や壁の崩落など危険度が高いと判定された空き家は78戸でありました。

危険度の判定基準については、国の空家等対策関係指針及びガイドライン、地方公共団体における空き家調査手引きに基づき設定し、定めたものであります。

現地調査に併せて実施した空き家の所有者や管理者へのアンケートでは、空き家になってからの経過年数が5年以上の物件は、全体の78.3%でありました。

なお、内観を含めた詳細調査により、活用可能な空き家と判定された13戸に対しては、令和3年度に再調査を実施し、現況の実態把握と今後の利活用に関する意向確認を行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、空き家の所有者に対する呼びかけ、連絡についてのおたかしですが、例年、空き家及び空き地の近隣住民の方などから、夏場には雑草等が繁茂すること、また、秋から冬場にかけては、枯れ草による火災等の予防の観点より、生活環境に悪影響を及ぼしているなどの苦情が寄せられております。

これらの苦情に対しまして、本町では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、清潔の保持等第5条により、土地及び建物の清潔を保っていただくため、空き家敷地内の雑草繁茂による害虫の発生、廃棄物の不法投棄等により近隣生活環境を損なうことのないよう、その土地の所有者に対し適正に土地の管理をしていただくよう通知により依頼しておりますが、所有者の住所を調査しても確認できない場合があるなど、対応に苦慮しております。

今後につきましては、空き家及び空き地の清潔保持、環境保全に努め、また、現時点ではまだ把握されていない防犯や防火上における危険家屋の実態調査を進め、今後、町の対応について、各自治体の取組等を調査・研究し検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、火災が発生した空き家の取壊し等の対応についてのおたかしであります。

空き家の所有者等が特定できる場合には、原則、自己所有の建物、財産であるため、自ら取壊しを行うこととなります。

しかし、所有者等が自ら取壊しを実行しない際には、行政代執行により取壊しとすることが可能な場合がありますが、その必要条件として、空家等対策の推進に関する特別措置法第2条2項に定められた特定空家等の認定が要件となります。

特定空家等とは、倒壊等著しく保安上危険となるおそれがある状態、次に、著しく衛生上有害となるおそれがある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その周辺的生活環境保全を図るため放置することが不適切である状態の4つの項目で定義づけされております。

特定空家等を指定するためには、特定空家等判断委員会を設置し、前述の4つの項目についての協議を行う必要があります。指定の判断が困難な案件については、学識経験者、弁護士など専門家の意見に基づき決定することもあります。

次に、特定空家等に指定した後は、町から所有者等に助言を行い、空き家を適切に管理するよう促す対応を図ることとなります。

また、助言に従わない場合には、次に指導を行い、空き家の対応をいつまでに、どのように改善するのかについて回答を求め、その指導にも従わない場合には、固定資産税等の住宅用地の軽減特例から除かれ、当該土地の固定資産税等の負担が多くなる旨などを所有者等へ勧告を行うこととなります。

勧告を受けても是正しないときには、次に命令を行い、命令に従わない場合、罰金50万円以下を課すことができるようになります。最終的に命令に従わない場合には、行政代執行が適用され、町が強制的に建物を取壊しすることが可能となります。

仮に、町で取壊し工事を実施する場合においては、工事を行う理由や町民の皆様にご理解を得ること、また、所有者等の支払い能力など、課題が多く、段階ごとの手続などに時間を要するため、町が空き家を取壊しすることは厳しい状況にあります。

今後につきましては、全国の空き家問題で対応している他自治体の取組事例等を調査研究し、実態を把握することに努め、町民の皆様の安全・安心を第一に考え検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、行政区の組織についてのおたかしであります。行政区は、一定の区域に住んでいる人などで構成される自治組織であり、まちづくりの理念である自助・共助・公助の推進の核として、地域コミュニティの支えとなる組織であると認識しております。

本町の行政区につきましては96の行政区があり、各行政区から推薦された94名に町が行政区長として委嘱し、町と町民との間の連絡及び町行政の円滑な運営を図るため設置されております。具体的には、町から町民の皆様にご周知を要する文書等を配布すること、地域の課題、要望の確認や地域住民の連絡調整などを担っていただ

いております。

町といたしましては、協働のまちづくりの視点から、行政区や行政区長との連携を十分に図りながら自治体運営に共に取り組むことで、地域の皆様が住んでよかったと思えるまちづくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、各行政区の班・世帯数についてのおたただしであります。令和4年6月1日現在、各行政区の班・世帯数については、矢吹地区が63行政区で361班、3,258世帯、中畑地区が15行政区で83班、729世帯、三神地区は18行政区で78班、591世帯、行政区全体では、522班、4,578世帯であります。

なお、年度ごとの班・世帯数につきましては、平成28年度496班、4,532世帯、平成29年度502班、4,563世帯、平成30年度504班、4,610世帯、令和元年度512班、4,615世帯、令和2年度515班、4,634世帯、令和3年度518班、4,591世帯であります。

年度ごとの増減では、班数は今年度まで増加しているものの、世帯数では令和2年度までは微増でありましたが、令和3年度、令和4年度は微減となっております。

世帯数の増減につきましては、様々な要因があるものと認識しておりますが、一戸建てや集合住宅は増加する中、集合住宅、主にアパートの加入者が少ないこと、これまでは行政区に加入しておりましたが、高齢化により地域活動の継続が困難となり、行政区を退会するケースも少なくないと同っております。また、行政区によっては、宅地分譲等により、3区、5区、6区は班数や世帯数が増加している状況にあります。

町といたしましても、引き続き各行政区の現状を確認しながら地域の課題の把握と解決に努めてまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、行政区の加入についてのおたただしであります。行政区の加入促進につきましては、行政区長が区内の状況を確認し、転入者を確認し次第、加入活動を行っております。

しかし、個人情報やプライバシーの観点から全ての転入者を把握することができる状況にないため、町では役場に転入の手続に来庁された方に対し、行政区への加入周知のためのチラシを配布しております。

加入のメリットにつきましては、地域交流の機会として、お祭りやスポーツ、子ども育成会、老人クラブなどの地域行事等への参加、生活環境の整備として、ごみ集積所の維持管理や道路清掃、害虫防除や花植えの実施、消防団や交通安全協会などの支援を通じて、地域の安全・安心の活動を行っていただいております。

また、非常時には、近隣とのつながりによる声かけや誘導、災害時には地区集会所を避難所として開設、運営するなど、大きな役割を担っていただいております。

町といたしましては、自助・共助・公助の重要な組織、パートナーである行政区への加入に向けて、行政区活動のPRなどの情報発信を行うとともに、行政区加入の相談に対して丁寧な対応を行い、行政区加入への働きかけをしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、4番、藤井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

答弁書の中から少しでも再質問させていただきたいというふうに思います。

まず、空き家の適正な管理ということで、私のほうで一般質問の通告をしましたが、最初に商工推進課のほうで答弁ということになっているのかなと思うんですが、こちらと、移住定住促進事業というところと、今回、平成29年に空き家調査が始まったということで答弁いただいておりますけれども、その辺の関係というのがありますか、移住定住促進事業と。お願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

空き家調査と移住定住の関係のご質問かと思いますが、商工推進課では、平成29年、それから平成30年と、空き家に関する調査を行っております。

目的といたしましては、利用できる空き家については、移住定住政策の一つとして進めていくためということで調査を行っているところでございます。

その結果につきましては、何人かの方が空き家をお貸ししてもいいという方もいらっしゃいましたので、今後につきましては、商工推進課としては、空き家バンク今年度計画しておりますが、そういった事業に結びつけていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） 答弁の中で危険度が高いと判定された空き家は78戸ということでありますけれども、今回の火事になっているその空き家、アパートというのは、ああいうのは入っているのですか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

ご質問がありました廃アパートについては、今回の危険度調査に入っているのかどうかというご質問かと思えます。

答弁書の中では78件ということでお答えしているところでございますが、危険度調査につきましては、危険性の判断は、建物の傾斜、傾きがあるのかどうか、それから屋根、外壁、擁壁等の状況で判断をしております、4つの区分で判定を行っております。

危険度Aは、危険なので早期の対応が必要、危険度Bは、今すぐに倒壊等の危険性はないが管理が行き届いておらず損傷が激しい、危険度Cは、管理が行き届いておらず損傷も見られるが当面の危険性は低い、危険度Dは、建物の状態としては特に問題がないということで区分しております。

そこで、今回の廃アパートでございますが、こちらは危険度判定はCとなっております。

以上でございます。

〔「これには入っていますかね、78には入っているんですか」と呼ぶ者あり〕

○商工推進課長（柏村秀一君） すみません、大変失礼いたしました。

78は危険度Aの数でございます。ですので、78には今回の廃アパートは含まれておりません。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございました。

それでは、次の空き家の所有者に対してどのような呼びかけ、連絡を取っているかというところで、通知等により依頼をしているというような回答がございました。

実際に、通知をして、町への相談があったのか、あるいは改善されたのかといった、そういう例は通知によってあるかどうか確認をしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

空き家の適正な管理についてのその後の対応というところでの質問だと思いますが、直近で申しますと、令和3年ですと、空き地の管理が不備だということで27件ほど通知をしてございます。そのうちの実施割合としましては、約3割程度実施しているような状況でございます。

○4番（藤井源喜君） 3割改善。

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） はい、3割が実施ということでございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） それでは、その後の③今回のような火災が発生した建物についての町としての取壊し等の対応ということで質問させていただきましたが、まず、今のところあそこは、何ともしようがないというのが現実なのかどうかというところ、ちょっとお尋ねをしたいのですが。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

現在の建物の状況を取り壊してはどうなのかという再質問だと思いますが、現在、こちらの建物については所有者がおりますので、原則所有者に取壊しは行ってもらうというような状況です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） このアパートのところは、三神小学校の、うちのほう神田側の通用門のところと接しております。ですから、子供たちも親も当然そこを通ったりすることもあります。

それと併せて、かなり木が繁茂していて、葉っぱがつく今の時期ぐらいからになってくると、もう車入れる

にも屋根かするぐらいになっていて、ちょっと2年ぐらい前に、やはり教育振興課のほうに、あそこの木、切ってもらえないのかどうかというふうに父兄の方から言われたことがあって、地権者の方となかなか連絡が取れなくて対応ができなかったということがありました。

実際に、木が生い茂っているから勝手に切ると、所有物だから、どうも法律上は難しいというところなんでしょうけれども、実際には、こちらにいらっしゃらない方の所有というところで、なかなか対応は難しいのかなと思うんですが、そういった通用門のところにかぶさった木、例えばこれが県道であったり、国道であったらば、どんなふうにかどうか、県道石川線、うちのほうだとかなり、1年に1回とか2年に1回ぐらい木を切ったりしているんですけども、そういった処置と、今回のこの三神小学校みたいなところの木が覆いかぶさるということとの対応というのは、うまく整合性が取れないのか。学校でもできるのではないかなというふうなちょっと思いはするんですけども、県道なんかでは、そうやって切るときには、恐らく地権者にきちんと話をして木を切ったりというふうにやっていると思うんですけども、そういったところで、町の対応で何とかできないのかなというふうに思うのですが、答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 藤井議員、これ、通告は空き家対策なものですから、深く入り過ぎて、ここまでにしてください。

答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、4番、藤井議員の再質問にお答えいたします。

町が強制的といいますか、ある程度伐採ができないのかということではありますが、国道もそうですし、県道も、町道もそうですけれども、やはり原則は土地所有者の木ですので土地所有者に伐採を依頼しております。町道の場合も、まずはその要望があれば、土地所有者に連絡を取って伐採のお願いをしておりますが、ただ、そういった伐採していただける方もおりますけれども、なかなか対応していただけない方については、やはり道路の安全性の確保のためには、町が枝落とし程度ですね、最低限の枝落としを実施するというような対応をしております。

今回、道路ではございませんが、教育財産としての敷地の管理上、支障があるということであれば、やはり教育委員会としてしっかりと所有者に話をして、原則土地所有者でありますけれども、緊急避難的に町が対応するというような協議をした上での、伐採について何とかできるのではないかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。ぜひ進められるように、私もまた相談に行きたいと思っております。

それでは、行政代執行の話が答弁の中にちょっと出ておりましたが、町で行政代執行したという例があるかどうかというのは、答えられるのかな。例というのはございますか。

○議長（角田秀明君） 空き家の取壊しということで行政代執行をやったかどうかということですよ。

○4番（藤井源喜君） はい。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

これまで町で行政代執行をやったかというようなご質問でございますが、町で実施したことはございません。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございます。

先に進みます。

行政区に対する支援の関係のところの答弁書のちょっと確認です。

①の質問に対して、本町の行政区が96の行政区があり、各行政区から推薦された94名に区長の委嘱をしているということですが、96と94で差異があるので、このところはどのような内容になりますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

まちづくり推進課課長、山野辺幸徳君。

〔まちづくり推進課長 山野辺幸徳君登壇〕

○まちづくり推進課長（山野辺幸徳君） 4番、藤井議員の再質問にお答えします。

行政区長さんの差異についてのご質問でございますが、こちらの行政区長さんの差異については、兼務している区長さんがいるというところでの数字でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

4番。

○4番（藤井源喜君） ありがとうございました。

かなり世帯のほうも増えて、行政区のほうではちょっと減ったり、微減だったりということもありますが、順調に班のほうも増えたり、それから加入世帯のほうもそれなりの数字にはなっているのかなというふうに思っています。

全体の世帯6,185というところから、今、自治会に入っているのが4,500なので、1,600世帯ぐらいが未加入なのか、そこは実態がうまくつかめないので何とも言えないところですが、実際にはいろんな方々に自治会に加入していただいて、ここで自治会に加入をすることでのメリットというところで答弁のほうをいただきました。

特に私は、やっぱり非常時の近隣とのつながりによる声かけ、誘導、災害時の地区集会所の避難所としての開設・運営、ここがやっぱり一番加入するメリットの大きいところなんだろうなというふうには思っております。

実はこの間、5月25日に、自治体DX推進トップマネジメントセミナーということで、町長、副町長と、あと議員でオンラインの研修をしました。その中では、とにかく今現在、飽きるスピードがすごい高速になっている。矢吹が6位にはなったけれども、ぽっと出てきたけれども、またすぐ消えちゃうかもしれないので、そ

こは飽きるスピードがかなり速くはなっているけれども、いろんなものをデータとして残して発信をして、矢吹町を検索するといろんなものが出てくる、そういったものになっていけるDXだといいなというふうに思っております。

ネット元年が1995年から2020年のコロナ、これで世界がリセットされて、移動が自由にできなくなった。デジタルがインフラになったよと。リモートワーク元年として、今もう3年目ということになっております。データがなければ信用されない、そういう世界になってきたということの中でも、最後に講師の方がおっしゃっていた、人間関係構築が一番やっぱり大事だと。仲よくなる、職員の方もオンラインでのリモートの会議とかで、実際肌を合わせてやるようなそういうものがなくなってきてしまっているのです、そういうところの、仲よくなって人間関係をつくるということがとても大事なことです。無駄な話というのは多分ないんだろうと思いますけれども、趣味の世界であったり、共通の子供だったり、何かいろんなそういう話題はあると思うんですね。

最近私は独りでいるのが多くて、なかなか共通の話題を見つけるのが難しいんですが、行政区の中でも、やっとこれからコロナが収束に向かいながらイベントができる。今年はぜひ盆踊りもやりたいなというふうに思っております。そういった人間関係構築が自治会、行政区、そういったところでも必要ですし、職員の中でも必要だというふうに思っております。

あれ、質問なかったな。

そんなふうなことで、大変オンライン研修よかったですよね。いろんな妄想をする。こういうふうにしたいな、なりたいなということを妄想して、みんなで進んでいきましょうというのが最後の話だったかなというふうに思うんですが、今はちょっと、コロナの後でもだんだん人が集まって何かやるというのはなかなか難しいんですけども、行政区、自治体、いろんなところに魅力を発信しながら、交ざってもらって活動していくということが大事なのかなというふうに思っております。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） 以上で、4番、藤井源喜君の一般質問は打ち切ります。

以上で、本日の一般質問は打ち切ります。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） 本日の会議はこれで閉じ、これにて散会したいと思います。

大変ご苦勞さまでございました。またあしたよろしく申し上げます。

(午後 5時03分)

令和4年6月14日（火曜日）

（第 3 号）

令和4年第433回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

令和4年6月14日(火曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 総括質疑

日程第3 議案・陳情の付託

議案第24号・第25号・第26号・第27号

陳情第7号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(14名)

1番	芳賀慎也君	2番	関根貴将君
3番	高久美秋君	4番	藤井源喜君
5番	堀井成人君	6番	鈴木浩一君
7番	三村正一君	8番	安井敬博君
9番	加藤宏樹君	10番	鈴木隆司君
11番	青山英樹君	12番	熊田宏君
13番	富永創造君	14番	角田秀明君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	蛭田泰昭君	副町長	小松健太郎君
教育長	大杉和規君	企画総務課長	佐藤豊君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿部正人君	まちづくり 推進課長	山野辺幸徳君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐藤浩彦君	税務課長	小磯剛君

保健福祉課長	正	木	孝	也	君	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴	木	辰	美	君
商工推進課長	柏	村	秀	一	君	都市整備課長	福	田	和	也	君
上下水道課長	有	松	泰	史	君	教育次長兼 教育振興課長	国	井	淳	一	君
子育て支援 課長	小	椋			勲	君					

職務のため出席した者の職氏名

議会議務局長	氏	家	康	孝	副	局	長	神	山	義	久
--------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（角田秀明君） それでは、本日の日程に入ります。

日程第1、これより前日に引き続き一般質問を行います。

◇ 安 井 敬 博 君

○議長（角田秀明君） 通告6番、8番、安井敬博君の一般質問を許します。

8番。

〔8番 安井敬博君登壇〕

○8番（安井敬博君） 議場にご参集の皆さん、おはようございます。

また、傍聴にお越しの皆さん、お忙しい中、大変ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。

本日、一般質問に先立ちまして、一言申し上げたいことがあります。

いまだにウクライナへのロシアの侵略が続いており、多くの無垢の市民の命が失われている、このことに対して非常にお悔やみを申し上げますとともに、そして国連憲章を無視したこの蛮行に対して、ロシア侵略を止めよ、この声を強くこれからも出していきたく思っております。失礼いたしました。

それでは、一般質問させていただきます。

まず、3点の質問、今回させていただきます。

1点目の質問でありますけれども、ちょっとすみません、タブレット操作に慣れておりませんで、失礼いたします。

まず、1点目ですけれども、ハンディキャップを持つ方への対応についてであります。

ハンディキャップという言葉を使わせていただきましたけれども、これ単に障害を持つ障害者の方や高齢者の方だけではなくて、様々なハンデ、けがを持っている方ですとか、若い方でも、昨日も話題に上がりましたように、ヤングケアをされている方ですとか、また妊婦の方ですとか、様々な方がおられる、こういった観点で、ハンディキャップを持つ方への対応についてということで、言葉を選ばせていただきました。

まず、質問の内容ですけれども、視覚に障害を持つ方から、長年にわたって町に対して、町から送付される申請書類やお知らせなどの文書等に関して、点字での送付を要望されておりますが、対応が進んでいない状況にあります。これまでも、こういった障害を持つ方たちの団体からの要望の内容などをお伝えする一般質問等もさせていただきましたけれども、町からの送付する文書に関しては、封筒に町章をエンボス加工、浮き彫り

加工を施したものを使っていて、それを送っているの、町から郵便が来たもの、そういったものは分かるようになっております。こういった答弁いただきました。それについても、まだ不十分だということも併せて答弁はいただいておりますけれども、改めて申し上げますけれども、封筒にエンボス加工が施されていたとしても、町からの文書であるということは確認はできますが、肝腎な中身については点字にはなっておりません。私どもとくに、障害のない人たちに送られるようなものと全く同じような文書が送られてくるので、中身を読むことができずに困っているという話を聞いています。

また、これは交通の話になりますけれども、一部の歩道には、今、点字ブロックが設置されておりますけれども、まだまだ商店や病院や公共施設の前までなど、設置されていない場所もあります。そのため、設置箇所を拡充していただければ介助者がいないとき、また家族など同行する方がいないときでも行動の範囲が広がり、生活の質の向上につながると聞いております。

また、これ通告後にニュースになったことでありますけれども、つい先日のことでありましたが、4月に奈良県で、視覚の障害のある方が踏切で電車を待っていた際に、踏切の外側と内側を錯誤してしまって、どうやら電車が来ることをよけることもできず、ひかれてしまって亡くなられる、そういった不幸なこともありました。それに関して、奈良県では、これに対して早急に踏切に点字ブロック、ガイドブロックというものを設置して、中なのか外なのか、また踏切の中を通行するにも支障がないようにしたという話を聞いています。あと、国土交通省でも同様にそのことを受けて、今後ブロック設置の指針も見直していき、各自治体に対して踏切内への設置を求めていく、こういったことも今後の方針として上げていく、こういったことも聞かれております。通告にはありませんでしたけれども、生活の質の向上だけではなく、安全にもつながる、そういったことであります。

高齢者やまた歩行に支障を来している方々、ハンディキャップを持つ様々な方々なんですけれども、こういった方たちからは、矢吹駅へのホームのエレベーターの設置など、バリアフリー化を望む声もあります。エレベーター設置が一番いいのしょうけれども、要するにバリアフリー化されて、今、矢吹駅は改札口まで上がるエレベーターは設置されておりますけれども、改札口に入ってホームに下りるエレベーター、上り下りするエレベーターがないということで、これをバリアフリー化する、エレベーター設置などをしてもらえばいいという望む声もあります。これについても、今までも質疑等をさせていただいた中では、JRとの協議を行って行く中で、その設置について検討を進めていくということでしたが、いまだに設置には至っていません。

また、バリアフリーを望む方の声、お年寄りの声なんか聞きますと、せめて西側のホームの壁を改修して、壁を一枚ぶち抜いて階段を上がらなくてもホームに出入りできるようにすれば、片側のホームだけではありません、これ西側だけではなくて東側のホームも同じなんですけれども、私、見てきましたところ、トイレの脇などには、壁、フェンス等がありますけれども、そこを開放すれば直接行けるんじゃないかなと思いましたが、そういった直接入れる改札口を造れないかとの声もあります。SDGsの観点やハンディキャップのある方への理解を促進する、こういったことのためにも町として対応を行うべきであります、町の考えを伺います。

そこで、質問でありますけれども3点あります。

町からの文書等に関して、点字での送付へ向けての検討状況の進捗と今後の対応をどう考えているのか、お伺いいたします。

2番目、道路への点字ブロック設置拡充の検討はなされているのか伺います。

3番目、矢吹駅へのエレベーター設置についてのJRとの協議の進捗についてと今後の町としての駅バリアフリー化への方針を伺います。

では、大きな項目で、2点目に移らせていただきます。

旧図書館の地域サポートセンターとしての利用についてであります。

これについては、5月27日の全員協議会において、5月25日の町教育委員会が開催されたことが報告されました。その教育委員会の審議の中で、旧図書館を教育財産から普通財産へ移行することが決定したということで、かねてより要望のある民間事業者による障害を持つ方への支援を行う施設である地域生活サポートセンターとして活用していくことの報告がありました。

これまでも、全員協議会等で説明はされてきてはおります。そして、施設の概要については議会にも伝えられておりますが、旧図書館の建物や敷地についての公共施設としての位置づけや事業者への貸付けなのか、また譲渡になるのか、建物の改修費用やランニングコストの負担をどうするのか、公共施設としての名称が与えられるのか、建物の維持管理は町なのか、事業者が行うのかなどの責任の所在など不明な点もあります。町民の中にも、図書館、旧図書館は教育財産から移行されるという話は聞いているけれども具体的にどうなのか、こういう話も分からないという話も聞かれているため、町民に対しても周知をしていく必要があると思います。

そこで、この地域サポートセンターとしての活用計画について町民に周知するために、3つの項目で質問させていただきます。

まず、1つ目、5月25日開催の教育委員会において、普通財産への移行についてどのような議論がなされたのかお伺いいたします。

2つ目、9月には関係条例の上程を行うということが、27日の全員協議会でも説明されましたけれども、どのような条例になるのか、そのことをお伺いしたいと思います。

3つ目、施設は事業者への貸付けになるのか、譲渡になるのか。改修費用や維持管理費用の負担、建物の名称はどうなるのか、事業者に委託するのかなど、管理運営面の責任の所在等について具体的にお示しをいただきたいと思います。

では、大きな項目、最後の質問3つ目になりますけれども、歴史民俗資料の保存と活用についてお伺いいたします。

歴史民俗資料の保存と生涯学習への活用を行うことは、単に知識を広げるだけではなく、歴史や先人の知恵を学び、その知識を災害対策やまちづくり、人々の助け合いなどに応用することにより、よりよい社会をつくることにつながると思います。これ、実際に本などで見聞きしたことですけれども、例えば白河藩の松平定信公、この方は、領内の須賀川の町民の皆さんの歴史の話とか、それから町民の中でのお話を聞いて、その中で助け合いを行っていたんです。町民の有志の方、商人の方とか、裕福な方たちが基金を募りまして、それを、町内の子供が生まれると、その子たちが一定程度育つまでは、当時は幼児の方が亡くなることは大変確率が高かったということで、その方たちにその養育のための費用を充てて、基金をあげていたというお話ですとか、また、矢吹町内でも財政的に困った中畑の町民の方たちが代表の方を江戸まで派遣して、財政援助を行ってほしいというようなこういったこと、古文書なんかにも書かれていたなんていう話も聞きました。そういったこ

とで、災害や地域の助け合いにもつながるといふことにもなると思ふんです。よりよい社会をつくることにも、この歴史民俗資料の活用によって学ぶことは多々あると思ふます。

当町において、歴史民俗資料が矢吹中学校D棟の空き教室に、今、収蔵されている状況にあります。この収蔵の状況ですけれども、そのこともちょっと気になったことがあります。その前提としてですけれども、図書や文化財などの保存については、温度、湿度を一定に保つ必要があります。劣化を防ぐためであります。また、火災が起こった際には、この資料等の破損を最小限に食い止めるために、放水、水をまくことではなくて、I G-541という名称なんですけれども、これは窒素、アルゴン、二酸化炭素の混合ガスなんです。こういったI G-541など、ほかにもいろんな種類ありますけれども、こういった不活性ガスを噴射することによって、要は酸素濃度を下げることによって消火をする、こういった装置を設ける必要がある。これは、国立の図書館とか、そういったところでも進められている、図書館ですとか、博物館等でも進められているようなことでありますけれども、こういったものも必要であると。また、今の状況では収蔵はされておりますけれども、展示による自由に住民の方、町民の方が見ることはできないので、活用もできていない状況にあります。

そこで、現在の歴史民俗資料の保存状況や温度、湿度の管理状況、火災の対策、歴史民俗資料館の今後の建設など活用に向けての計画、また資料の分類や整理、生涯学習計画の立案なども行っていく必要があります。そのためには、学芸員が必要になりますけれども、この学芸員の採用を進めていくことであるということでしたが、今現在、採用状況、今後はどうなっていくのかについて伺いたいと思ふます。

では、それについての3つの質問、1番目であります。

矢吹中学校D棟の資料の保存状況について、温度、湿度の管理状況、消火設備を含めてどのようにしているのか。また、その資料の分類、整理、学習計画策定を行う学芸員の採用状況について伺いたいします。

2番目、歴史民俗資料館の建設についての計画状況を伺います。

3番目、歴史民俗資料の保存と生涯学習への活用について教育長のお考えをお伺いいたします。

以上、大きな項目で3点になりますけれども、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、おはようございます。傍聴に来られた皆さん、お忙しい中、ありがとうございます。励みになります。

それでは、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、町からの文書等に関する点字対応の検討状況及び今後の対応についてのおただしであります。

現在、福島県内の市町村では、住民からの点字表記の依頼申請に応じて作成する場合や福祉部門の文書に限り発行するなど、全ての公文書への点字対応は少ない状況にあります。

本町の視覚障害者の方への対応につきましては、現在、新型コロナウイルスワクチン接種事務におきまして、点字ラベルプリンターにより、当日の流れを説明した文書に点字表記し、来場された方への案内を行っております。また、選挙事務においては、点字文書により投票の方法をお知らせするなど、サービスの向上に努めております。さらに、町のボランティア団体の方々に協力をいただきながら、町の広報や議会だより、社会福祉

協議会だより等をCDに録音し、視覚障害者の方へ届ける活動も行っております。

本町におきましても、今後さらなる福祉サービス向上のため、視覚障害者の方へ文書の点字表記の希望調査を実施し、点字表記での文書送付へ向けて実施可能な面から対応したいと考えております。また、電子メールを自動で読み上げるシステム等もあり、先端技術の導入についても検討を進めております。

なお、視覚障害者のみならずハンディキャップを持つ方々の福祉サービスの拡充には、デジタル技術の活用は大変有効であります。デジタル田園タウン構想、それから行政DX、地域DXを進めるのは、誰一人取り残さないということが一つの大きな目的であります。

昨日の関根議員の質問への答弁でお答えしましたように、情報アクセシビリティ、利用のしやすさですね、この改善を図っていく、これは大変大きな課題であります。できるところから、このデジタル技術の活用によりどんどん進めたいというふうに考えております。各種事務手続の負担軽減を図るための調査検討を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道路への点字ブロック設置拡充についてのおたただしであります。国では視覚障害者の歩行が多い道路や駅等の公共交通機関、視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶ道路等には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロック、いわゆる点字ブロックを設置するものとして、視覚障害者誘導用ブロック設置指針を示しております。

本町におきましては、旧国道である町道北町・新町線の歩道の一部に点字ブロックが設置されております。現在、点字ブロック設置の具体的な整備計画等は定めておりませんが、今後、駅周辺の市街地部等においては、歩道整備と併せて点字ブロック設置の検討を考えております。また、駅西口から国道4号に通じる県道矢吹停車場線におきましては、道路管理者である福島県県南建設事務所へ設置に向けた働きかけを行ってまいります。

今後も歩行者の安全・安心と障害者の方にも利用しやすい道路整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹駅へのエレベーター設置に関するJRとの協議及び今後の駅バリアフリー化の方針についてのおたただしであります。矢吹駅舎の管理区分は、外部の入り口から改札まで、これが町の管轄であります。改札から先がJRの管轄というふうに区分されております。現在、町管轄部分では、東西にエレベーターが設置され、バリアフリー化は完了しております。しかし、JR管内である改札からホームまでの間は未設置であり、歩行が困難な方の乗降に支障がある状況であります。

町では、福島県及び県内市町村で構成する福島県鉄道活性化対策協議会を通じ、毎年、駅ホームへのエレベーター設置の要望を継続して実施しているところであります。令和3年度は、年度当初の4月に本協議会が県内市町村の要望事項を取りまとめ、JRに要望書を提出しており、翌年2月には回答書を頂いております。

回答書の内容では、矢吹駅の1日平均の利用者数が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、この法律に基づき制定された移動等円滑化の促進に関する基本方針で定める3,000名に満たない約2,100名の利用者数であることや、県内のほかの市町村からも同様に、エレベーター設置の要望が多く出されていることなどから、JR東日本から、矢吹駅において現在のところ、具体的な設置の検討はしていないとの回答が残念ながらあらされております。基本方針では、1日当たりの平均利用者数が3,000名以上の駅については、令和3年度からのおおむね5年間をバリアフリー化の目標期間としておりますので、今後の基本方針の改正動向等や利

用者数に注視しながら、引き続きJR東日本への要望活動を行ってまいります。

町といたしましても、人口減少や少子高齢化が問題となっている今日の社会情勢において、鉄道を含めた公共交通機関、公共施設のバリアフリー化の重要性は十分に認識しております。本年度は、駅施設のうち町が管理する部分についての長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を図りながら、利用者の利便性の向上と安全・安心な環境の整備に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、旧図書館に係る関係条例の上程についてのおただしであります。

財産の管理及び処分につきましては、地方自治法第237条第2項において、普通地方公共団体の財産は、条例または議会の議決による場合でなければ、これを交換し、出資の目的とし、もしくは支払い手段として使用し、または適正な対価なくしてこれを譲渡し、もしくは貸し付けてはならないと定められております。旧図書館については、法に基づき、議会の議決によることとしたところではありますが、その理由につきましては、町民の皆様に対して十分な説明と合意形成を図った上で意思決定を進めるためと考えております。

さきの議会全員協議会にてお示ししたとおり、6月から社会福祉法人優樹福祉会と契約締結に向けた協議を開始したところであります。また、町内に事業所を有する指定障害福祉サービス事業者6者から、この方向性についてご意見をいただくことで進めてまいります。9月議会定例会において議案の上程をし、議案の可決後に契約する予定としております。

今後の社会福祉法人優樹福祉会との協議や町内福祉事業者からのご意見等により、内容を精査し、さらには財産の管理及び処分に関する他自治体の事例等を踏まえながら、詳細については改めてご説明をさせていただきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、施設の契約方法、費用負担面、建物の名称、管理運営面の責任の所在等についてのおただしであります。

5月25日の定例教育委員会におきまして、旧図書館についての用途廃止が決定され、町の普通財産となる所管外の手続が完了したところであります。

議員おただしの施設を貸し付けるか、譲渡するかという契約方法につきましては、今後、社会福祉法人優樹福祉会との協議を進め、決定していくこととしており、現段階では具体的な情報をお示しすることはできかねますが、改修費用及び維持管理費用につきましては事業者の負担となります。また、地域生活サポートセンターあゆりは、同法人が運営する障害者を対象とした生活介護事業所でありまして、事業主体はあくまでも当該法人となりますので、建物の名称は法人の事業所名、管理運営面の責任も同法人となります。

いずれにいたしましても、令和3年10月29日付で、昨年、社会福祉法人優樹福祉会から町議会に提出された地域生活サポートセンターあゆりの移転先として旧矢吹町図書館の利活用に関する請願書が、令和3年12月議会定例会において採択されたことを最大限尊重させていただき、町の重要施策である障害者の支援体制の充実、町が目指す障害者に優しいまちづくりの実現に向け、福祉事業者の要望等を伺いながら、できるだけ早期に移設・開設できるよう町としても速やかに対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育長、大杉和規君。

〔教育長 大杉和規君登壇〕

○教育長（大杉和規君） 議場の皆様、おはようございます。そして、傍聴席の皆様、朝早くからおいでいただき本当にありがとうございます。

では、8番、安井議員の質問にお答えいたします。

初めに、教育委員会における普通財産への移行に関する議論についてのおただしですが、旧図書館の教育財産としての用途廃止につきましては、5月の定例教育委員会において、議案第32号 教育財産の用途廃止に関し議決を求めることについてとして上程され、全会一致にて可決決定しております。その経過であります。令和4年4月26日開催の定例教育委員会において、旧図書館の用途廃止について判断をいただくため、各種資料を配付し説明させていただいております。具体的には、地域生活サポートセンターあゆりの移転先として旧矢吹町図書館の利活用に関する請願書が質疑された令和3年12月議会の議事録、歴史民俗資料館建設を願う会からの旧図書館を「矢吹町歴史民俗資料館」として利活用することに関する陳情が質疑された令和4年3月議会の議事録、矢吹町旧図書館の用途廃止に係る諮問に対する社会教育委員会の会議並びに文化財保護審議会、そして文化振興審議会の建議及び各議事録であります。

これらの建議及び議事録に加え、説明をさせていただき、1か月の時間をかけ、総合的に慎重に判断していただいたところであります。また、5月の定例教育委員会の質疑等におきましては、これは令和4年3月議会のことを指しておりますけれども、議会においては、困窮度という視点で議論がなされ、生命線上の危機と議会が捉え、議決されたのだと理解した。一方で、民俗資料を適切に保管、活用することは未来の子供たちのために大切な教育委員会の責務であり、様々な立場の方々が町の文化財の必要性について多くの時間と議論を重ねられてきたことを教育委員会は重く受け止める必要があるのではないか、また、歴史民俗資料館の整備の迅速性に改善の余地があったのではないかと意見をいただいております。これに対し事務局側からは、歴史民俗資料館の必要性は教育委員会としても十分認識しており、用途廃止となった場合の対応について事務局で検討を進めている。できるだけ早く方向性を決定し、事業を進めてまいりたいと回答しております。

教育委員会といたしましては、ご案内のとおり、附属機関3団体の議事録、町議会会議録なども事前に配付し、判断材料と十分な検討時間を確保した上で、総合的に慎重に判断していただいておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、矢吹中学校D棟の資料の保存状況と学芸員採用状況についてのおただしですが、矢吹中学校D棟での資料の保存につきましては、教育委員会では、これまで文化財保護審議会での決定に基づき、歴史民俗資料収蔵庫として計画的に整備してまいりました。平成30年度より、古文書と図書の保管室の温度を一定に保ち、除湿を行う空調設備の設置、火災から貴重な資料を守る火災報知器の設置、また紫外線などから歴史資料を保護するための暗幕カーテンの設置、防犯・盗難対策として機械警備の設置、電話配線工事、排水設備工事を実施しております。今年度も文化財の管理のため、引き続き収蔵庫の整備に取り組むこととしており、水道工事の実施と資料の整理分類作業に取り組むための作業場所や閲覧室を確保し、それぞれにエアコンを設置することとしております。また、議員おただしの不活性ガスによる消火設備などの専門的な設備につきましても、今後、専門家の意見を参考に検討してまいりたいと思います。

次に、学芸員の採用状況につきましては、本年2月に募集要項を定め、3月1日よりホームページでの募集を開始すると同時に、近隣市町村の関連機関にも声がけをし、募集を進めてまいりました。現在、専門知識や経験を有する方と採用に向けて調整中であり、早期に雇用し、文化財をよりよい状態で未来へ守り伝えるための体制づくりを進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、歴史民俗資料館の建設計画についてのおただしであります。教育委員会では、平成29年3月議会で採択された矢吹町歴史民俗資料館建設に関する陳情を受け、要望の要旨である郷土の歴史文化財の公開展示・収集・整理分類・維持管理をする建物の建設、または、それにふさわしい場所の確保と業務に精通する職員の配置について取り組んでまいりました。

本陳情への具体的な対応については、平成29年度に定例教育委員会及び文化財保護審議会において、デジタルアーカイブ及びデジタルミュージアムの構築、矢吹中学校旧D棟の収蔵庫への改修について各団体より承認いただき、これまで計画的に事業を推進してきたところであります。

これにより、歴史民俗資料を適切に管理、保存し、後世に引き継いでいくと同時に、学校教育、生涯学習などで、時間と場所の制約を受けずに活用、観賞できる環境が整備され、陳情内容のうち、収集・整理分類・維持管理をする建物の整備と、間接的にはありますが、歴史文化財の公開展示が進展したものと認識しております。また、業務に精通する職員の配置についても先ほど答弁させていただいたとおり、学芸員の雇用に向けて調整中であります。しかし一方で、歴史民俗資料の実物を実際に見たり、触れたりできる歴史民俗資料館の整備については実現に至っておりません。

教育委員会としましても、資料館の重要性は十分認識しており、教育振興課では現在、既存施設を活用した整備が可能かどうか、どの施設を利用することで早期に資料館としての有効活用、効率的な運営が可能かを検討しております。

また、資料館の開館に向けた方針作成に当たっては、収集・研究・展示を並行して行い、後世に伝える業務を遂行するために、どのような資料館を整備すべきか十分に検討する必要があることから、学芸員の専門的知見を生かすとともに、関連する団体と協議を行い、また協力をいただき、進めてまいりたいと考えております。資料館は、単に資料を展示し、見るだけの施設ではなく、体験することができる内容、設備を検討し、多くの方に利用される施設を目指し、検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、歴史民俗資料の保存と生涯学習への活用について教育長の考えを伺うことのおただしですが、私は、県北の旧伊達町に生まれ、29歳のときに矢吹町に移り住み、今年で35年となりました。家の前に広がる青々とした見事な田畑が遠い昔、矢吹町に移り住んだ方々の努力により、少しずつ少しずつ開墾され、羽鳥湖から水が引かれ、良田沃野と化したことを知ると、35年間、私の家族を温かく育ててくれた、この矢吹町の歴史をさらに知りたくなります。それは、矢吹町の歴史を知ることが、矢吹町に生きる自分というものの存在をより確かなものにしてくれると感じるからかもしれません。

文化財の保護については、文化財保護法や地方教育行政の組織及び運営に関する法律に、教育委員会の職務権限として示されておりますが、法律が私たちの社会をつくり出し、安定させる制度の一つであり、そして歴史を知りたい、文化財を保護したいという人々の思いがその法律の根底にあるとするなら、職務権限として法律に示されているからだけではなく、矢吹町の歴史や民俗資料を知りたい、保護したいと願う人々の思いがあ

ることを念頭に、その思いに応えることが教育委員会の責務であると考えております。このような見地に立ち、矢吹町の歴史民俗資料の保存と活用について取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、8番、安井議員への答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、通告の順番で……

○議長（角田秀明君） ちょっとマスク外して。

○8番（安井敬博君） 失礼いたしました。マスクを外させていただきます。

失礼いたしました。それでは、通告の順番で再質問をさせていただきたいと思っております。

1番目の質問で、ハンディキャップを持つ方への対応についてということでお伺いをいたしました。

点字での文書送付を希望する方たちの願い、これまでも何回も議論させていただいたところであります。今日は、その中でこれまでとまた進展してきたこともあるんだということが分かりました。点字ラベルプリンター導入して、コロナウイルスワクチン接種での案内をしているのですとか、また選挙事務においては、点字文書により投票の方法をお知らせするなどしているということでもあります。このことは進展かなとは思っておりますけれども、ちょっと具体的には、これ封書でそういう案内をしているのとは違うのかなと思いましたが、要するに、会場等において、そういう案内の文書を点字で来る方に対して案内しているということよろしいんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

ラベルプリンターの活用についてのご質問かと思いますが、コロナウイルスワクチンの接種会場にて、安井議員さんおっしゃったように、ご案内の案内要旨といえますか、案内するための文章の下にラベルプリンターで点字を表記して、ご来場いただいた視覚障害者の方から、こういった取組もしていただいているんですねということで、お褒めといたらおこがましいんですけども、そういったご意見をいただいたところでございます。ですので、文書につきましては現在のところ、そういったA4判のプリンターで一様にプリントされるような印刷機械、プリンターというものを所有しておりませんので、文書についてはまだ送付には至っていないというところでございます。

なお、点字プリンターにつきましては、点字の部分で点訳という作業が必要になることから、単純にワード文書をプリントするような形で点字に印刷できるわけではなくて、点訳と点字印刷というプロセスが必要になりまして、その辺も今後のDXを活用した点字自動翻訳システム等の検討が必要になってくるのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁ありがとうございました。やはり会場での点字での案内ということが行われてきたということで、障害者の方たちもこれ喜んでることと思います。

今、次の質問でしようと思っていたご質問にも答えていただいたんですけども、点字プリンター導入のためには、もう点訳を自動でするようなこと、そういったことも必要になるということもお答えいただきました。実際に、このハードウェアは必要になります。それから、ソフトウェアのほうも必要になります。そのことは、今日、これからお話ししようかなと思っていたところなんですけれども、ハードウェア自体、点字プリンターは高価な機械です、100万円以上しますので、簡単には買えないところではありますけれども、ただやはりこれ、障害者の方への合理的配慮という意味では、昨日も同僚議員からありましたが、視覚障害者だけではなく、聴覚に障害のある方、それから様々な障害、また障害者手帳を持っていなくても、または難病認定されていなくてもハンデを持つ方おられます。そういった方に対しては、合理的配慮を求めなくてはいけないよということで、障害者差別解消法というものも採択されております。そして、2021年にはこの障害者差別解消法のほうも改正がされました。これまでは自治体等ですとか、それから国の機関ですとか、そういったものだけではなく、今後は民間事業者に対しても合理的配慮を求めなくてはいけないとされてきています。ただ、この合理的配慮というのが努力義務なんです。もちろん罰則もあります。理由もなくサービスを拒否したり、入店を拒否したりするなんてことに対しては罰則もできましたが、まだまだこういった点字については、努力義務であるところが大きいと思います。

しかしながら、この点字プリンター導入しますと、それに附随して自動点訳ソフトなんていうものもついてくる場合もあるようです。その辺は、自治体で導入するにはいろんな検討が必要かと思えますけれども、具体的にそういった検討をもう開始するべきではないかなと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

そのような検討を進めるべきではないのかという再質問であったと思います。デジタル田園タウン構想基本方針を定めました。その中で、誰一人取り残さないこと、デジタル化の恩恵を実感できることというところを軸に、具体的に進めたいと思っております。特に、デジタルデバイド、お話がありましたハンディキャップの方、医療・福祉という分野については積極的に取り組んでいきたいと思っております。そのようなところで、これから専門部会の中でも議論を進めていきたいという考えでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 積極的にぜひ進めていただきたいなと思います。検討をこれから進めるということで、導入までやはりまだ時間かかるのかなと思えますが、できることから、実施可能な面から対応したいと考えて

おりますとのご答弁もいただきました。そういった点でいいますと、視覚障害者の方の話だけになってしまいますけれども、視覚障害者の方でも実際に点字を使われている方、理解できる方というのが、これ一般的な統計なので、ちょっと正確な数字かどうかは分かりませんが10%ぐらいしかおられないということです。特に、年配の方では点字を習ってきた方は多いんですけども、若い方では点字分からないという方もおられます。

ただ、一方では、今パソコンが大変普及しております。パソコン、視覚にハンデなくてもブラインドタッチできる方もおります。そのように、特に視覚障害を持つ方はブラインドタッチでパソコン打てますし、じゃ画面見られないのでどうしているのかといいますが、読み上げるソフトがあるわけです。自動で読み上げてくれるということで、メールを読んだりとか、ホームページを見たりとかできます。また、動画で聞くこともできます。そういったことを進めているということで、電子メールを自動で読み上げるシステム等の導入の検討を進めるということでしたが、どうもお話を聞いてみると、まずは、じゃ役場からの公文書を電子メールで送ってもらえないのかという話も伺ったんです。電子メールで送っていただければ、自動で読み上げてくれるので中身は分かりますよということなんです。これが法的な面とか、条例的な面で正式な公文書となるかどうかの検討も必要かと思いますが、障害者差別解消法という法律からいっても、合理的配慮をしなくてはならないということがありますので、これも合理的配慮の一つではないかなと思います。早急にできる対策として、電子メールで送付してはいかがかなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 8番、安井議員の質問にお答えします。

安井議員、今お考えのとおり、昨日申しあげました情報アクセシビリティの利用のしやすさの改善を図るという中で、デジタル田園タウンであるとか、行政DX、地域DX、今お話しになったように、点字をマスターする、しかしそれが、例えば視覚障害者の方なりが点字をマスターしてというよりも、既にその先を行っていて、言わばメール送ってもらえれば、それを自動音声読み上げシステムがあったり、様々な形で今までのことを飛び越えてやれる部分があります。

そういったことがございますので、先ほどDXについての本部会議等でも各部門での専門部会等ありますけれども、優先順位ですね。先ほどの駅のエレベーター等ありましたがいっぱいあります、やらなくちゃいかんこと。しかし、優先順位つけて、限られた予算の中でやらなくてはいけないので、その中で、今のように例えば、じゃ点字をするのがいいのか、電子メールで、皆さんもうブラインドタッチできる方多いので、点字を覚えるより、ブラインドタッチができる方々には電子メールで送っちゃったほうがいいとか、様々なことがあると思いますので、そういったことをきちんと検討した上で、どういう方法が有効なのか、そしてあとは、やっぱりコストパフォーマンスがあります。やはり、なかなか財政厳しい中で、どこから優先順位をつけてやっていくのか、どれが誰一人取り残さない社会をつくるために優先順位をつけたらいいのかということの検討が必要かと思っておりますので、そういった観点から、情報アクセシビリティのことについてしっかりと検討していきたいなというふうに思っておりますので、皆さんのまたお知恵も借りたいと思っておりますので、よろ

しくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ご答弁いただきましたとおりだと思います。

ただ、電子メールに関しては、現行の規定等でも特に変更なしでも送れるんじゃないかなと思うんです。それは、主たる手段ではなくて補助的手段にはなりますけれども、合理的配慮という意味では、電子メール、もともとは電子データですよ、ワードの文書にしても何にしても公文書については、それをテキストファイルに置き換えるだけなんです。別に、ワードで送れとか、何か特別なソフトで送ってくださいよという話ではないので、これは財政的な面とか、現在の規定とかを別にしてもすぐにできるのではないかなと思いますので、ちょっとその辺をご検討いただきたいということで、次の質問に移らせていただきますけれども。

点字ブロックの配置についてですけれども、これはやはり、今後の道路整備と併せて進めていくことになるのかなと思うんです。ただ、そうなりますと、なかなか道路整備も簡単にはできないことですので、いろんな計画をしたり、住民の合意とかを得ながらやっていくものですので、その中でやはり、どういったところに点字ブロックが必要なのかということは、直接障害を持つ方だけではなくて、また住民の中の意見なんかも聞きながら、そのことを進めていく必要があるのではないかなと思います。

特に、一般質問後に起こった報道でありましたけれども、踏切へのガイドブロック、点字ブロックの配置なんかも今後は進展していくと思いますので、そういった緊急性等も考慮しながらやっていただきたいと思いますが、具体的に専門部会とか立ち上げて進めるということでしたけれども、その頻度とかによっては、大分先になってしまうと思うんですが、その辺の懸念はないのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 安井議員は、点字ブロックの件でよろしいんですよね。

○8番（安井敬博君） そうです。

○議長（角田秀明君） じゃ、答弁を求めます。

都市整備課課長、福田和也君。

〔都市整備課長 福田和也君登壇〕

○都市整備課長（福田和也君） それでは、8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

専門部会というのは、またデジタルの部分でのいろんなメニューの整備計画をつくっていく部分でございますので、まず点字ブロックのハード的な部分についてであります。答弁にもありましたように、歩道整備に併せて、今後、例えば具体的には、一本木29号線、現在整備しておりますので、そちらの整備に併せて、設置について検討していきたいと思います。当然、一本木29号線はJRも横断しておりますので、そういった場所についての対応なども今後詰めていく必要もありますし、あとやはり利用者といいますか、そういった対象者からの意見を聞くことも大事なのかなというふうには考えておりますので、そういった部分も含めて、点字ブロック以外でも例えばグリーンベルトとか、いろんな道路の附帯物の道路の整備に併せて整備できるものがありますので、今後そういったものも含めて検討していきたいというふうに思っております。

デジタル部分でいえば、例えば将来的には、もしかするとスマホがあれば、点字ブロックがなくても歩ける

ような、将来的にはなるのかなと思いますけれども、それまでの区間、やはりそういったハード的な整備も必要だと思いますので、その部分については今後、十分検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） ぜひ検討を早急に進めていただきたいと思います。

矢吹駅のバリアフリー化ということですが、矢吹町が管轄する部分については、バリアフリー化、エレベーター設置されましたというお答えでした。しかし、やはりJRとの協議の中身、ご答弁いただいたことを聞いてみますと、利用者数が1日3,000名を超えないと、これ、ほとんど設置が難しいのかなという印象を受けました。もちろん、いろんな費用負担面とかの話合いによっては設置も進むのかなと思いますけれども、まずは、じゃこれ希望する方に伺ったところでは、駅の改札口を1階にしたら、そのまま通り抜けできるので階段上がなくてもいいんじゃないかということなんです。この辺は、JRのほうに伝えていただくお考えはあるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

西口の壁を改修して、直接ホームに行けないかどうかというようなご質問かと思いますが、駅のホームにつきましては、JRの管理になっているところではございますが、現在、車椅子の方につきましては、1階西口に多目的トイレがございまして、その隣に扉がございまして、扉を利用して、下り方面であればJRの方が付き添って電車に乗ることができます。事前に連絡をすれば、JRのほうでそういった対応ができるということでございます。

ただし、そこに改札の設置となりますと、JRとの協議が出てまいりますので、今後そういったことができるのかどうかについてもJRに相談しながら、要望も継続的に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） JRのほうに、そのことについても伝えていただけるとのご答弁いただきました。ぜひ新たな提案でもありますので、あとは住民の要望でもありますので、JRとの協議を十分行って、バリアフリー化に向けて進めていただきたいと思います。とにかくバリアフリー化については、お年寄りとか、障害者の方だけではなくて、様々なハンディキャップを持つ方に対しても有効になると思いますので、ぜひやっていただきたいなと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

旧図書館の地域サポートセンターとしての利用についてでありますけれども、これについては、まだ要するに、業者の方との話合いをこれから進める段階ということで、これが9月の条例上程を目指すということであ

れば、この8月ぐらいまでには進展するのかなと思います。決まってからではなくて、やはり住民の方も、自分たちの公共施設が今後どうなっていくのかということに対して、大変関心持っています。そのことを十分知らせていくことが必要かと思いますが、その辺の周知手段や意見を聞くことについては、どう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

保健福祉課課長、正木孝也君。

〔保健福祉課長 正木孝也君登壇〕

○保健福祉課長（正木孝也君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

福祉事業者との協議の進捗状況について、町民へのお知らせというところのご質問かと思いますが、現段階では議員おっしゃったとおり、協議、これから深く詰めていく段階でございますので、これから先方の社会福祉法人優樹福祉会さんとの協議、さらには町内の事業所、障害福祉事業所さんへの意見聴取ということで進めてまいります。その段階で意見を聴取しましたらば、できる方法としましては、町ホームページに状況をアップさせていただき、または9月議会前に全員協議会等を開催していただきまして、そこで進捗のほうをご報告させていただきまして、町民の方に伝えていただくというところを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 町民の方へ意見伝える、これまでのような議会だけではなくて、町民の方へ周知していただくという観点で質問させていただきましたので、そのことをぜひ、できる方法で段階を追って説明を住民にしていく、そのことをやっていただきたいなと思います。

教育長からご答弁いただいた内容で質問させていただきますけれども、矢吹町旧図書館の用途廃止に関する諮問について、社会教育委員の会議、そして文化財保護審議会、そして文化振興審議会の建議及び各議事録がこの教育委員会の中で説明の資料として提示されたということですが、そのことについてですけれども、建議としては用途廃止をしないという建議ですとか、用途廃止をするという賛成の建議もあったと思うんですが、そのことについては、教育委員会としてはどのように受け止めたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

各団体の建議であったり、意見について教育委員会としてどのような意見が、考えがあったのかというところでございますが、答弁の中でも触れさせていただきました。まずは、各種の附属機関の協議の中で、町の文化財の必要性について多くの時間と議論が重ねられてきたというところでございます。こういったところを事務局としてはしっかり受け止める必要があるのだろうというところでございます。そういったところのご意見に伴いまして、歴史民俗資料館の迅速な対応が必要なのではないかというようなご意見がありました。こういったところが、審議会の中での意見が教育委員会の中で判断されたものと考えております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 議論は、審議会、各団体の意見等は審議されたということでしたけれども、附属機関ということでありまして、教育委員会の附属機関なんです、この文化振興審議会等はみんな。法律に基づいて設置されている教育委員会の附属機関ですから、やはり審議の中に、今後こういったことを進める場合にはしっかり意見を酌み取りながら進めていく必要、法に基づいて進めていく必要もある、法に基づいた意見を述べていただく機関であるので、建議については十分検討が必要かなと考えました。そのことは質問ではないので、次の質問、時間もないので移らせていただきますけれども。

歴史民俗資料館については、いろいろお話も町民の方から聞かれまして、今後、D棟については利活用の方向でいろんな整備も進めていくということも、今日の答弁で明らかになりました。そのことは一つの進展かなと思っています。また、消火装置も検討を進めていただくということで、これもぜひ必要かなと考えておりますけれども、これD棟での保存が固定されてしまうのか、それとも新たに建設の方向でいくのか、または既存の他の施設を用途変更して進めていくのか、こういったことが今どのような検討をされているのかをお話をいただきたいと思います。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

先ほども、ちょっと答弁の中で教育長のほう触れておりますが、まずは迅速な対応というところを考慮しますと、既存の施設を活用した整備、こちらが短時間で整備が可能なのかなというふうにかけておりまして、教育委員会で所管している施設、こちらをどの施設を利用するかによって整備の期間であったりとか、方向性が変わってくるかと思いますが、そういったところを今現在、事務局として検討して、案を策定している段階でございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

8番。

○8番（安井敬博君） 今後、検討していくということでしたけれども、町民の中には、小学校が複式化されるときに合わせてそちらが廃止されれば、そちらのほうを資料館にしていくなんていう話も聞いたなんていう話も伺っているんです。そういったことは決定ではないということで、確認しますけれどもよろしいのでしょうか。今後、検討していくということなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

教育振興課課長、国井淳一君。

〔教育次長兼教育振興課長 国井淳一君登壇〕

○教育次長兼教育振興課長（国井淳一君） 8番、安井議員の再質問にお答えいたします。

事務局案としまして、先ほどお話のありました、今後、その学校統廃合については検討をしていくような形になりますので、まだ現時点では未定でございますが、そういった形になれば施設が空いてくるということで、事務局案として一度示させていただいたところがございます。そちらについては、まだ決定ではございません。できるだけ早く対応すべきと考えておりますので、とすれば、どういった施設を活用すべきかというところ、そちらについて今現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。あと30秒です。

○8番（安井敬博君） 教育長からも、文化財、それから歴史民俗資料の保存とか活用について、教育長自身の生い立ちも交えてお話伺いました。この文化財の保護についての意義も、十分考えてくださっていることも分かりました。文化財の保護、今の状況ではちょっと保存ができない状況になりますので、その辺も含めて、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（角田秀明君） 以上で、8番、安井敬博君の一般質問は打ち切ります。

ここで暫時休議します。

再開は11時25分からです。よろしくお願いいたします。

(午前11時14分)

○議長（角田秀明君） それでは、再開いたします。

(午前11時25分)

◇ 青山英樹君

○議長（角田秀明君） 通告7番、11番、青山英樹君の一般質問を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、こんにちは。傍聴席にお越しの傍聴者の皆様方、ご足労いただきましてありがとうございます。心から敬意を表しますとともに、感謝を申し述べます。ありがとうございます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大項目としましては2点ほどございます。

1点目は、遊水地について、そしてもう一点目に関しましては、道の駅事業、大正ロマンの館の事業収支に関してという内容になっております。

まず、遊水地に関しましてですが、三城目地区に設置が計画されている遊水地整備事業は、第一義として、防災の働きである治水を目的とする機能がありますけれども、ほかにも多くの多面的な機能を内包しております。多くの人々の健康福祉のためのレジャー、スポーツ、自然愛好者等の利活用による入り込みが考えられまして、他地域においては、実践されている遊水地施設も実際にレジャーや運動等で利活用されているところがございます。既存の自然から人工的に新たな環境の下に、遊水地での生物の生態系の対応の変化とか、教育学

習の対象にもなりますし、またこれらの副次的な機能からは、人の入り込みがあれば経済的な消費の期待もされるわけでございます。

このようなことから、遊水地整備事業が単なる防災上の水がめになることなく、将来にわたって地域住民や町民の利益に資する事業となることを願う住民、町民の方は多く、そのような声が聞かれるわけでございます。

議会では、阿武隈川緊急治水プロジェクトに関する住民説明会で、生活道路である県道矢吹・小野線の道路機能維持、2番目として、阿由里川の内水やバックウォーター対策の徹底、そして3つ目として、整備後における遊水地の土地利用及び維持管理等の意見が出されているとの報告がありました。

加えて、今後の主な予定として、3町村長による国及び県への要望活動、三城目遊水地対策協議会による国及び県への要望活動を行っていくという報告がされております。

町として、また地元協議会として、具体的に今後どのような方向性を持って、どのように進めていくのかをお伺いしたい趣旨でございます。

3点ほど、質問事項を上げておきました。

1点目としましては、遊水地事業に対する地権者、住民の意見、要望にはどのようなものがあり、それらをどのように対応して反映させていくのかを伺う。

2点目として、町として遊水地事業をどう捉え、どこに、どのような要望をしていくのかをお尋ねいたします。

3点目として、ほかの地域における既存の遊水地事業を参照した場合、どのようなことが課題となり、どう解決していくのかをお尋ねいたします。

大項目の2点目としましては、道の駅事業に関して、大正ロマンの館で受託した内容等についてお尋ねいたします。

平成29年度、大正ロマンの館の決算報告書の収入の部において、農産物等の直売業務に係るおよそ7万5,000円の収入が見受けられません。道の駅事業の仮設実験店舗運営委託業務として、株式会社流通研究所から受託した業務に関する収入がございます。これに関して、委託側である株式会社流通研究所と受託側の大正ロマンの館の指定管理者であるマルベリーフィールズにおいて注文書と請書があるのみでありまして、請求書や委託料の振り込み書あるいは振替明細帳票などが添付されておりません。委託料は、月額一律30万円掛ける9か月、合計で270万円であります。しかしながら、平成29年度大正ロマンの館管理運営事業報告書には、道の駅委託事業として、野菜販売などの事業内容を記載報告してあります。つまりは、大正ロマンの館の指定管理者として道の駅事業の仮設実験店舗運営委託事業を270万円で受託し、大正ロマンの館施設地内で野菜販売を行ったわけでありまして、

委託業務料の振込明細書や受託料の領収書がなく、収支決算書の虚偽報告とも取られかねないこの経営に関して、地方自治法補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、町補助金等の交付に関する規則、職員の服務規程などの諸法律、規則から見て、何ら問題ないものなのかどうか確かめる必要があるものと考えます。

これによりまして、3点ほどお尋ね申し上げます。

1点目、今、申し上げました経過、趣旨、要旨の事項、事実の確認として、町は把握しているのかどうかをお伺いします。

2点目として、今、申し上げました複数の法規、規律、規定に関係してきますが、これらの内容、いわゆる法的なものに対して、補助金等の額、補助事業の規模、程度によって問題として認識することがないのかどうか、必要ないのかどうかをお尋ねいたします。

今後の対応はどうするのかを最後にお尋ねいたします。

以上、ご答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、11番、青山議員の質問にお答えいたします。

初めに、遊水地に対する住民の意見や要望についてのおただしであります。

遊水地整備事業につきましては、国の阿武隈川緊急治水対策プロジェクトの一環として、鏡石町に約130ヘクタール、玉川村に約120ヘクタール、そして本町に約100ヘクタール、全体で遊水地群約350ヘクタールを整備するというので、下流域はもとより、阿武隈川流域全体を含めた治水や防災・減災対策を実施する事業であります。

これまでも、国では地権者や地域住民の皆様に向け、住民説明会等が開催され、様々な意見や要望が寄せられております。具体的な意見や要望につきましては、地域住民の重要な生活道路であります県道矢吹・小野線の通行確保や準用河川であります阿由里川の内水やバックウォーター対策、整備後の遊水地内の利活用や維持管理について等、地域住民の皆様から意見や要望があったところであります。

このようなことから、町では心配されているこれらの要望について、国や福島県へ過去の災害の状況やその当時の対応について丁寧に伝えながら、住民目線に立った対策を検討していただけるよう強く要望してまいりました。具体的な内容としては、万が一、遊水地内に水が入った場合でも、県道矢吹・小野線は通行止めの対応ではなく、道路のかさ上げ等により、生活道路として安全に通行できるようにしていただくことや、阿由里川の内水対策では、バックウォーター等による住宅等の浸水被害が及ばないような排水対策の要望であります。

これらの意見や要望以外にも、地域の皆様方から様々な要望があると考えておまして、本年3月に設立されました三城目地区遊水地対策協議会が中心となり、住民の声を受け止め、要望に反映させていきたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、町として遊水地事業をどう捉え、どこに、どのような要望をしていくかについてのおただしであります。

遊水地整備計画がされている三城目地区につきましては、これまで令和元年台風19号をはじめとした豪雨等で、阿武隈川の堤防が決壊するなど、幾度も住宅や農地が浸水の被害を受けておまして、その対策について国や福島県に要望をしてきた地域であります。

現在、水害から地域を守る流域治水対策として、遊水地の計画が進められておまして、本町では有効な流域治水対策の一つとして期待しており、流域全体の対策として重要な計画であると認識しております。また、本計画により、営農を断念せざるを得ない住民や住宅移転を余儀なくされる住民の方もおり、その気持ちを察するに胸が痛む思いであります。

次に、施設整備後の遊水地内の利活用につきましては、住民説明会等において野生動物等のすみかとならないようにぎわい創出を図り、未来の子供たちに恥じることのない遊水地整備事業になるよう強く要望が上げられております。

町では、継続して、国に利活用の重要性について強く訴えておりまして、また、去る6月9日に、テレビ、新聞等でも大きく報道されておりましたが、関係3町村、矢吹町、鏡石町、玉川村ですね。3町村連名で県知事へ、実際、井出副知事とそれから渡辺県会議長にも要望書を提出してきたところでありまして。県への要望につきましては、主な対策として、遊水地区域内道路の通行の確保、支川の内水対策の徹底、遊水地計画の上流域について計画的な治水対策を推進することなど、要望活動をしてきたところでありまして。

また、計画が本格化するに当たり、特に地域住民等により構成する三城目地区遊水地対策協議会を中心としながら、営農等地域に深く関わるJA夢みなみ、矢吹土地改良区などから広く意見等を募り、国・県への要望に反映していきたいというふうに考えております。

なお、同じく遊水地群を整備する鏡石町、玉川村との連携を図り、3町村の地域の特性を生かした利活用を検討しながら、将来の三城目地区、矢吹町が安全・安心で住みよい町となるように、最大限に地域住民の意向や意見に沿った利活用の整備を検討してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、遊水地事業における課題についてのおたかしであります。

全国の遊水地は約160か所あり、そのうち東北地方では11か所、福島県内では須賀川市にある浜尾遊水地1か所であり、各地域に見合う流域全体の総合的な防災・減災対策を実施しているところでありまして。

遊水地整備事業の目的は、大雨時に河川が増水した際に、河川流水を遊水地内に越流させ一時的に貯留し、遊水地なのでためるんです。貯留し、河川水位の上昇を抑え、下流域の浸水被害を軽減することで、家屋の浸水や事故等を最小限に防ぐということが考えられます。

遊水地事業の課題につきましては、これまでも住民説明会等で国から事業計画の説明を受けておりますが、住宅移転や営農継続、生活道路の機能維持、阿由里川の内水対策、将来的な土地の利活用や管理方法等の不安を抱えている地域住民もおります。町でも、須賀川市にあります浜尾遊水地を視察してまいりましたが、豊かな自然を生かし、人と地域を育てる浜尾遊水地を基本コンセプトに、動植物の自然保護ゾーンや地域住民が利活用できるジョギングコースやマレットゴルフ等、住民に親しまれる施設として利用されておりました。浜尾遊水地の土地利用計画は、住民参加のワークショップ等の開催により、計画を策定したとのことでありました。

今後も、町と協議会が連携し、住民の声を広く受け止め、先進事例を参考に課題解決するため、先進地視察研修や協議を重ね、地域住民の要望を取りまとめ、国・県への要望活動や町の各種計画へ反映するための調査研究を継続し、水害に強いまちづくり、住みよいまちづくりの実現を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、道の駅事業、大正ロマンの館の事業収支についてのおたかしであります。

この件につきましては、去る2月22日に開催されました第18回道の駅事業及び新町西道路整備等調査特別委員会によりまして、把握しております。

なお、町としましては、当時の道の駅やぶき地域協議会へ補助金を交付した範囲の事業内容、そして大正ロマンの館の指定管理者であった当時のマルベリーフィールドの指定管理業務については、ともに適正であった

と認識しておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、事象の規模、程度によっての問題に関する町の認識についてのおたがしでございますが、補助金等の取扱いについては、矢吹町補助金等の交付に関する規則において、法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないとされておりまして、また、補助金等を他の用途に使用し、その他補助事業等に関して、補助金等の交付の決定の内容またはこれに付した条件、その他の法令またはこれに基づく町長の指示もしくは命令に違反したときは、当該補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことがあると規定されております。

したがって、町といたしましては、補助事業者等において補助金等の取扱いに疑義等が生じた場合は、規則及びその他各種法令例規を遵守し、補助金交付事務を適正に執り行っておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今後の対応についてのおたがしでございますが、ただいま答弁いたしましたとおり、規則及びその他各種法令例規を遵守しながら、今後も引き続き適正な事務を遂行してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

以上で、11番、青山議員への答弁とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ご答弁ありがとうございます。

まず、遊水地に関してなんですが、治水という第一義の目的があり、それに対してもまだ様々な、住民の方々は不安とか、いろんな悩みとか、そういったものもあろうというところでの要望等も多いというふうに伺いました。

ただ、もう一点、やはりその側面、副次的なものとして逆に期待されるものもあると。つまり、人の入り込み、または施設の在り方によっては、経済的消費につなげることも可能でありまして、実際に全国では、そのような活用をしているところがあるということでございます。

矢吹町におきましても、三城目地区の一点ではなくて、これは遊水地群ということで3町村合わせると、周囲で17キロぐらいになるかなというふうに思うんです。そういった規模を考えたときに、もっともっと活用の仕方を考えれば、違うものもできてくるんじゃないかと。例えば青森県であれば、その敷地内に運転免許センターを入れたりとか、公共施設が入ってきたりとか、あるいは様々な事例として、恐らく担当課のほうでは把握しているものと思います。公園であり、レジャー、スポーツであり、あるいは学習の場として使っていくというようなことでございますが、新たに地元の方から聞いた話では、その利活用の仕方をもう少し具体的に、もっと規模を大きくしてやってはどうかということなんです。思えば、野崎前町長のときには、中心市街地活性化ということで、町なかでワークショップを行ったりとかしているわけです。それにも匹敵するような内容の素材が、今回の遊水地ではないのかなというふうに思ったりしております。

よって、その辺の工程とか、今後の方向性というものを明確に、このようにしていくことを考えているというものがあればお示しいただきたいと思っております。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

将来的な遊水地の土地利用についての方向性とか、工程というお話かと思いますが、今現在、私たち、玉川村、鏡石町と定期的に情報交換などを行っております。3町村で、できればなるべく同じような施設整備ではなくて、相乗効果が出るような整備計画をしていきたいと思いますというような話をしているところでございますが、具体的に、国のほうから土地を占用させていただくに当たっての許可条件などがまだ明確に示されておりませんので、今後、国などと協議をしながら3町村連携を図りながら、地域住民の声をお伺いしながら、計画などに反映させていければと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 具体的な図面といたしますか、工程とかはないということなんでしょうが、やはり早め早めに取り組む必要があるでしょうし、実際に今、地元住民からは結構、声が私のほうには聞こえてくるんですけども、要望とかそういうものでもって、要望書とかそういったものを、もう何か須賀川のほうの事務所が移転したところにもそのような要望は伝えたような話を聞いておりますが、具体的に住民からの要望というものが上がっているんじゃないかと思うんですけども、その内容というのはいかがなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

住民から意見、要望が上がっているのではないかというお話でございましたが、先ほども答弁でもありましたように、住民説明会等で地域住民の方から特に強い要望が上がっているのが、生活道路であります県道矢吹・小野線の道路機能の維持、阿由里川の内水対策、バックウォーター対策、あとは整備後の遊水地内の利活用、維持管理等についてなどがございます。そのほかにも、個別の住民の方から遊水地対策室にも相当、相談や意見などをお伺いしてございます。国の阿武隈川の出張所のほうにも、住民の方から直接、要望などをされているというお話もお伺いしてございます。

そのような住民の要望などを今後も地域協議会、地区の対策協議会を中心にお話をお伺いしながら、国・県への要望活動につなげてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 住民側からも要望が出されているということをお話いただきましたが、内容については触れられないのはなぜなんでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えしたいと思います。

住民からの意見、要望の内容についてというお話でございましたが、個別に相談を受けている案件で、特に多い内容についてちょっと説明をさせていただきたいと思います。

まず、土地をお借りして農業を営んでいる方についてが何点か、何人かからご意見などを伺っております。将来的に、今の農地がなくなった際に、どのように経営を継続していくかというようなご相談を受けてございます。こちらにつきましては、町も農業委員会のほうと連携しながら、ほかの地区での農地を探したりとか、そういうところで、今後、協議していくことになろうかと思っております。

また、遊水地の土地利用につきましても、様々なご意見などが寄せられております。青山議員からご質問あったとおり、公園、レジャー施設などを整備してはどうかというようなご意見などもお伺いしております。このような点につきましても、今後、地区の協議会の役員の方と協議をしながら3町村連携して、国・県などへ要望活動を行ってまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 住民の方からの要望ということで何点か出ましたけれども、もっと例えば、遊水地の利活用でもってたこ揚げ大会をすとか、花火大会をすとか、ドローンの操縦の場、講習の場にすとか。花火大会とドローンの競演をすとか、いろいろなものが提案されているんじゃないかと思うんです。そういったものがちょっと聞こえてこなかったんですが、といいますのは、やっぱり矢吹町、コロナとかありまして、ちょっと夢がないような状況です。やっぱり夢があることが欲しいという町民の皆さんが多くて、考えてみるとこの遊水地というのは、三城目の地区で今回設置されますけれども、結構かなり広い地域、3町村にわたっていますし、これは、渡良瀬は渡良瀬で遊水地で問題あるんですが、ほかの地域ではやはり利活用について、かなり学校から何から子供さん方が、皆さんが入り込んで、自分たちの未来は自分たちでつくるんだということをやっているんです。

思えば、中心市街地活性化等のときには、そのようなこともワークショップもあったなと思っております、ぜひそのような規模でもって夢のあるようなものに結びつけていこうという、何かそういう姿勢がちょっと弱いんじゃないかなというふうに思うんですが、もっとやんちゃな気持ちでもって、にぎやかになるような思いでもってやるような意思表示というものはできませんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

農業振興課課長、鈴木辰美君。

〔農業振興課長兼農業委員会事務局長 鈴木辰美君登壇〕

○農業振興課長兼農業委員会事務局長（鈴木辰美君） 11番、青山議員の再質問にお答えさせていただきたいと思ひます。

先ほども答弁で少し触れましたが、まだ国からその占用の許可条件なども伺っていませんし、今後、例えば

公園などの整備について計画を進めるとしても、費用負担がどうなるのかとか、その辺がまだ明らかにされていない部分もございますので、先進地の事例を協議会の皆さんと一緒に調査研究しながら、矢吹町に合った計画を今後つくってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） ぜひ将来にわたって夢のあるような、そういう前向きな生き生きとした事業の展開になるように期待をしたいと思います。

次に、大正ロマンの館のほうのちょっとお尋ねをしていきたいと思います。

まず、答弁でもって大正ロマンの館における道の駅事業からの委託業務について、2月22日に開催された百条委員会、特別委員会においての内容で把握しておりますということで、把握しているということでございますが、まず、じゃ事実関係をちょっと確認したいんですけども、平成29年度の道の駅やぶきブランド力強化及び仮設実験店舗事業支援委託としまして、契約金額が2,493万7,740円ございましたが、このうちの270万円が実証店舗の事業として、流通研究所から大正ロマンの館、マルベリーフィールズさんのほうに270万円が渡されたということは事実なのか、事実でないのかお尋ねいたします。

○議長（角田秀明君） 青山君、通告にこれ、ないんですけども。

○11番（青山英樹君） 把握しているという答弁をいただいたことに対して、確認しているだけです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

2月22日に開催されました特別委員会につきましては、傍聴とそれから会議録等で確認をしております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 質問に正しくお答えいただきたいんですが、百条委員会の内容としての事実関係を確認しております。270万円が流通研究所から大正ロマンの館に渡されたという、その事実は確認しているのかどうか、そこを把握しているのかどうかということをお尋ねしているわけです。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

地域協議会では、平成29年度、道の駅やぶきブランド力強化及び仮設実験店舗支援委託といたしまして、流通研究所と契約を行っております。その先につきましては、把握はしておりません。

以上でございます。

○11番（青山英樹君） もう一回、最後、何、その件につきましては……

○商工推進課長（柏村秀一君） 契約といたしましては、地域協議会と流通研究所が行っております。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 270万円の現金あるいは振込等が行われたかどうかについては、把握していないというところでよろしいでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

270万円につきましては、地域協議会では把握してございません。流通研究所から先につきましては、あくまでも民間企業と民間事業者の契約関係でございます。民、民との契約でありまして、私法上の関係になっておりますので、その先につきましては把握してございません。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 補助金事業でございます。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第3条におきまして、補助金等が国民から徴収された税金、その他の貴重な財源で賄われるものであることに特に留意し、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならないというふうにあります。この公正かつ効率的にという部分でもって、その補助金その後どうなったのか、そこまで責任を持つものではないのかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

今回の場合は、町は地域協議会に補助金を交付し、地域協議会が実施した事業について、地域協議会が交付申請書の事業計画書のとおり実施したのかどうかを確認する必要があります。地域協議会では、流通研究所と契約を締結し、適正に事業を実施しておりますので、補助金の審査といたしましては、矢吹町補助金等の交付に関する規則及び矢吹町補助金交付要綱に基づいて、適正に事務を行っているという認識でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 矢吹町補助金等の交付に関する規則に従ってということでございます。その矢吹町補助金等の交付に関する規則第3条の2項にも、公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならないという

ふうにあります。

例えば、公共事業工事におきましても、一次下請、二次下請とかございます。入札等で決まった後もその後、業務委託をして、二次請け三次請けとなった場合におきましても、当然、仕事の内容としては、あるいはその費用等に関しましては、そこまで責任を持って執行しなければならないというのが予算の執行に関する規定ではないでしょうか。

よって、その観点からいけば、流通研究所と大正ロマンの館の関係について関与しないというのは、いわゆる補助金に関しての関与をしないというのは、それは明らかに不備であるというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金の審査でございますが、補助金交付要綱では、それぞれの補助の審査の手続について定めております。例えば、補助金交付要綱では、補助金交付時の審査として提出のあった交付申請書に基づいて事業計画書、それから予算書が適正かどうかを確認しております。また、完了時には、確定審査といたしまして、提出のありました実績報告書に基づきまして、実績報告書、収支決算書が事業計画に沿って実施されているのか、補助金の支出が適切かどうかを確認しております。

あわせて、会計帳簿の整理といたしまして、補助金の交付を受けた事業主体は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿、その他証拠書類を整備することになっておりますので、これらについても適正に事務を行っているというところでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） まず、1点としましては、補助金270万円の実態が不明です。確認できていない。振込票並びに受領書ともございません。

もう一つ、別な角度から申し上げます。今、答弁にありました実績報告から申し上げますと、その直売でもって野菜等を売る実証店舗の売上金額が7万5,000円です、およそ。270万円かけて7万5,000円の成果です。これでもって適正な評価を行ったのかどうか、そこには何ら問題なかったのか。ほかに軽トラ市での販売等がございましたも、それは金額は明示されませんでした。売上げ等は明示されませんでした。あくまでも販売だけでしたが、7万5,000円です。270万円の費用効果に対しての7万5,000円の成果物、それが実績として今、答弁にありましたような内容として評価できるものなのかどうかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 青山議員、今、青山議員がお話をしているのは、民と民の話を皆さんにお話をしているということで、町と協議会の問題を話しするんであればあれなんです、協議会から流通研究所、そして流通研究所から大正ロマンの館のところで販売した金額というのは、これここで幾ら話してもらちが明かないんじゃないかと私は聞いていて……

○11番（青山英樹君） いえ、そうじゃなくて……

○議長（角田秀明君） いや、そうじゃなくてじゃなくて、私はそう聞こえるんですけども。

○11番（青山英樹君） いや、だから法的に、私は通告しています。法的に見ていかなのかという部分で、補助金適正化法に関する3条についての部分で申し上げました。それに対して答弁いただきまして、実績についての、法的な内容からの実績について答弁がありました。じゃ、その実績についてということで、今、申し上げたわけです。

○議長（角田秀明君） いや、だから今、実績というのは、大正ロマンの館の方に流通研究所が契約してやった中身のお話を7万幾らとかとしているわけですから、それは町と流通研究所との関係じゃないわけですから。

○11番（青山英樹君） いや、だから私が申し上げているのは……

○議長（角田秀明君） 協議会に……

○11番（青山英樹君） いや、ちょっと聞いてください。法的に、第3条の中での公正かつ効率的な使用がされたかどうかということに対して、具体的に数字として270万円の投資をして、それで7万5,000円という数字の成果物しかなかったですよと、それが公正かつ適正な使用に当たるのかどうかということをお聞きしているわけです。

○議長（角田秀明君） だから、今、商工推進課長としては、町との関与は、そこまでは関与できないということですよ。

○11番（青山英樹君） だから、私は3条から見て言っているんです。3条の観点からいって、どうなんですかということをお聞きしているんです。

○議長（角田秀明君） 要するに、できないものを答えることはできないでしょう、だって。

○11番（青山英樹君） 何ができないんですか。

○議長（角田秀明君） いや、要するに関与できないのに……

○11番（青山英樹君） じゃ、分かりました。質問変えます。

○議長（角田秀明君） 質問、変えてください。

○11番（青山英樹君） じゃ、質問をちょっと方向を変えます。

大正ロマンの館のほうの収支において270万円の収入がないというのは、これはどのように判断されるのでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘の関係ですが、農産物の売上げにつきましては、仮設実験店舗事業として行われているものでございます。道の駅やぶき地域協議会が株式会社流通研究所に委託をし、請け負った株式会社流通研究所がその業務の一部をマルベリーフィールズに委託したものでありますので、指定管理とは別なものと考えております。したがって、指定管理の決算報告には記載がないということでございます。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 答弁の中で、いわゆるマルベリーフィールズさんが行っている指定管理には関係ないということでございましたということで、今、答弁いただきました。それ、正しいですかね。いわゆる、大正ロマンの館の平成29年度の事業計画書には、明確にこの仮設実験店舗事業支援委託を受けますということで事業計画に載っています。これがある以上は、これは別枠じゃないじゃないですか。29年度の事業計画です。

しかも、流通研究所さんも実証実験店舗をするのに、大正ロマンの館を指定管理で運営していることを前提として、そこでの販売を実験として依頼しているわけじゃないですか。その観点からいけば、今答弁いただきました別であるというふうにはならないです。指定管理業務の一環としてなっていますので、当然270万円の収入を計上すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

大正ロマンの館の指定管理の事業計画書を今確認いたしました。事業計画書のほうにはそういった項目は確認はできませんが、事業報告書の中では記載はございました。ただし、この指定管理者につきましては、施設の管理者でありまして、施設の利用状況について町に報告する必要があります。例えば、2階の会議室、それから学習室については、指定管理者と毎月定例の報告会、確認会を行っておりまして、その中で実際、どれぐらいの数が使ったのかどうかの利用状況の報告があります。仮設実験店舗におきましても同様に、施設を利用したことについて事業報告書のほうに記載があったという認識でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 報告があったという、その部分の答弁なんですけれども、事業収入として計上しなければいけないのではないかとということに関してどうなんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

270万円の関係かと思いますが、そちらについてはマルベリーフィールズが一事業者として請け負ったものでありますので、指定管理とは違うという認識でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 一業者として請け負ったというような、使い分けというその分岐の基準というのはど

こんなんでしょうか。あくまでも、報告書を見ても、写真つきで大正ロマンの館の敷地内でちゃんと販売したのも出ておりますし、あくまでも大正ロマンの館ということで、そこでの販売に限定されてやっている事業じゃないですか、業務委託じゃないですか。ほかの場所では販売しておりません。

そのような客観的状況からいっても、それはちょっと無理のある答弁じゃないのかと思うんですが、いかがでしょうか。本来であれば、270万円を大正ロマンの館の業務収入として受託業務として計上し、なおかつ売上げとしても計上すべきではないのでしょうか、そのように思います。

平成28年度の場合には、野菜の販売額は野菜販売額として、飲食とは別にちゃんと計上して報告しているんですけども、平成29年度にはそれさえもない状況です。そのところの基準、いわゆる一業者として受けたのか、あるいは指定管理者として受けたのか。そこを区別するその基準というのは、一体何を基準にしているのかお尋ねします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

商工推進課課長、柏村秀一君。

〔商工推進課長 柏村秀一君登壇〕

○商工推進課長（柏村秀一君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

基準でございますが、指定管理者につきましては、年度当初に事業計画書を出していただいて協定書を結びます。その内容であれば指定管理に係る業務、それ以外は指定管理以外という整理でございます。

以上でございます。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 協定書を基にということですが、協定書ができる時期と、それ以降に受託した部分があるわけでもありまして、この協定書は当然、当初の段階での契約事項として結ばれるものではないかと思うんですけども、それ以降に、いわゆる委託業務として入ってきたときに、あくまでも運営しているのは、マルベリーフィールズさんが大正ロマンの館という施設を運営しており、その施設を運営していることでのメリットを考慮して、業務を委託しているのが流通研究所です。そこにおいては、区別されるような要因というのはないんじゃないでしょうか。

ほかにマルベリーフィールズさんが、ほかの場所でもって別の業務を行っていて、そこで販売したとか、そのようなことであれば多少なりとも聞ける話ですけども、そうではない。あくまでも、町の指定管理施設として、結局、町が運営するところを代わりに指定管理者として運営をしていく。そこでもって受けた受託業務ですから、その運営上においては収入として計上して、当然、売上げも、売上げとして計上するのは、それは当たり前のことじゃないかと思うんですが、いかがですか。

〔「議長、推測で言っているような質問なので、」と呼ぶ者あり〕

○11番（青山英樹君） 推測じゃないです。

〔発言する者あり〕

○議長（角田秀明君） 私から申し上げますが、何回も同じような質問、要するに執行側としては関与できない問題までをそうだったんじゃないかというような憶測での発言は、やっぱり青山君、控えていただきたいと思

います。もう先ほどから、商工推進課長が、業務の内容で、当初に契約をしたものに対しては監督義務があるが、その後指定管理の中でも、あと自分でそれ努力して販売をやって、流通研究所のほうから頑張ってるよというようなことで契約したやつに対しては何ら関与できないというようなことで、今、答弁して、何回もしていますので、その辺を流通研究所とか、いろんなことで協議会とかということを出してもらっても、要するに、執行側としてはなかなか関与できないということで何回も答弁していますので、それ以外のことで質問をしていただきたいと思います。

再質問ございますか。

11番。

○11番(青山英樹君) 同じことということと言われて、何とかそうならないようにと、今、思っているんですけども、推測とか憶測ではなく、あくまでも事実関係に基づいて断定的にそうではないのかということの確認をしているだけなんですけど、取りあえず大正ロマンの館の部分におきまして、1つだけ確認したいのは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律3条における公正かつ効率化、その点におきまして、実際に報告があった270万の補助に対しての7万5,000円の物販、それはどのように適正な売上げ、事業実施だったのかどうかということについて、どのように思われるのかお尋ねいたします。

○議長(角田秀明君) ちょっと、青山君、私からも聞き取りますが、マルベリーフィールズさんが270万円を受けたということはどこにも書いていないですね。ただ、売上げが7万5,000があったということは報告あるんですけども、270万で受けましたというあれはどこにもないんですよ。

○11番(青山英樹君) それは、流通研究所さんのほうでの資料でも出ています。

○議長(角田秀明君) いや、だから、それは民と民の関係なので、町側としては答えることはできないということ……

○11番(青山英樹君) だから、それを事実かどうかじゃなくて、売上げ7万5,000円に対しての270万の見積りをしたということ自体がどうなんですかということを知っているわけです。

○議長(角田秀明君) いや、だからそれは民と民の……

○11番(青山英樹君) お金が行った行かないじゃなくて。

○議長(角田秀明君) 要するに、協議会から流通研究所との中でやったやつであるわけだ、流通研究所と。そして、今度、その研究所から大正ロマンの館のマルベリーフィールズさんとの契約ということなので、町はその先はやっぱりなかなか関与できないということ。

○11番(青山英樹君) ですから、ちゃんと法律で決まっているじゃないですか。補助金に関して、適正かつ効率的にそれがどのように使われたかまでをちゃんと監督しなくちゃいけないわけですよ。そういう決まりですよ、これ。ですから、その観点としてどうなんですかという、あくまでも補助金等の予算執行に関する法律の第3条のその部分について、例えば矢吹町交付金交付に関しては第3条の2項について、その点についてはいかがなんですかということをお尋ねしているわけです。あくまでも、よりどころは法律です。

○議長(角田秀明君) 、法律の面で、そこまで監督する義務があるだろうということを行っているんだよ、そこじゃないよ。変なことまで答えると駄目だよ。

○11番(青山英樹君) 寛大な気持ちで。

○議長（角田秀明君） 補助金の使い方ということで、今、指摘されているんだから、余計なこと言わなくてもいいんだから。

答弁を求めます。

企画総務課課長、佐藤豊君。

〔企画総務課長 佐藤 豊君登壇〕

○企画総務課長（佐藤 豊君） 11番、青山議員の再質問にお答えいたします。

補助金の公正、効率的な使い方というところでございますが、審査すべきところは、商工推進課長が先ほども答弁しましたが、町から道の駅の地域協議会に出している補助金の内容についてをしっかりと検査していくべきものであって、その先の民、民の契約についてはそれ以外の部分であると認識しております。

以上です。

○議長（角田秀明君） 再質問ございますか。

11番。

○11番（青山英樹君） 1点だけお尋ねします。流通研究所さんのほうでもって270万の恐らく見積りをしたのかどうか分かりませんが、7万5,000という成果物でした。その270万という数字の見積りをしたというのは、もう数字は百条委員会のほうでも全部調べてあるんですけども、見積り合わせなり、見積りというものを取って、その成果物というのはそれで十分に満足する内容だったんでしょうかね。当初の見積りに対する成果物というのは幾らぐらいを予想したのか、その辺は把握しているんでしょうか。

○議長（角田秀明君） 青山君、これ通告していないので、今のことはそもそもが。申し訳ないですが、別な問題を発言してください。

○11番（青山英樹君） 大きな気持ちで、ひとつお答えいただきたい。

○議長（角田秀明君） その辺、すっと乗ってこないようにね。

再質問ありますか。

○11番（青山英樹君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（角田秀明君） ご苦労さまでした。

以上で、11番、青山英樹君の一般質問は打ち切ります。

◎総括質疑

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより町長から提出された議案に対する総括質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて総括質疑を終結いたします。

◎議案・陳情の付託

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案・陳情の付託をいたします。

お諮りをいたします。議案第27号については、7名の委員をもって構成する第一予算特別委員会を設置し、

これに付託の上、審査することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、第一予算特別委員会を設置し、付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任につきましては、私が指名をしたいと思いますので、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名をしたいと思います。

皆さんに配付行きましたでしょうか。

ただいま配付しました第433回矢吹町議会定例会予算特別委員会構成名簿のとおり指名をしたいと思います。

お諮りをいたします。議案第24号、第25号及び第26号につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

次に、6月1日までに受理しました陳情は、会議規則第92条及び第95条の規定により、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

◎散会の宣告

○議長（角田秀明君） これで、本日の日程は終了いたしました。

なお、午後の常任委員会は1時40分から開催したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日はこれにて散会をいたします。

誠にありがとうございました。ご苦労さまでございました。

(午後 零時34分)

令和4年6月17日（金曜日）

（第4号）

令和4年第433回矢吹町議会定例会

議事日程(第4号)

令和4年6月17日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第24号・第25号
審査結果報告 総務教育常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 議案第26号
陳情第 7号
審査結果報告 産業民生常任委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第27号
審査結果報告 第一予算特別委員会委員長 質疑・討論・採決
- 日程追加の議決
- 日程第 4 同意第 2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第28号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 6 閉会中の継続調査の申出について
- 日程第 7 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

1番	芳 賀 慎 也 君	2番	関 根 貴 将 君
3番	高 久 美 秋 君	4番	藤 井 源 喜 君
5番	堀 井 成 人 君	6番	鈴 木 浩 一 君
7番	三 村 正 一 君	8番	安 井 敬 博 君
9番	加 藤 宏 樹 君	10番	鈴 木 隆 司 君
11番	青 山 英 樹 君	12番	熊 田 宏 君
13番	富 永 創 造 君	14番	角 田 秀 明 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 蛭 田 泰 昭 君 副 町 長 小 松 健 太 郎 君

教 育 長	大 杉 和 規 君	企画総務課長	佐 藤 豊 君
危機管理監兼 企画・デジタル 推進室担当	阿 部 正 人 君	まちづくり 推 進 課 長	山 野 辺 幸 徳 君
会計管理者兼 総合窓口課長	佐 藤 浩 彦 君	税 務 課 長	小 磯 剛 君
保健福祉課長	正 木 孝 也 君	農業振興課長 兼農業委員会 事 務 局 長	鈴 木 辰 美 君
商工推進課長	柏 村 秀 一 君	都市整備課長	福 田 和 也 君
上下水道課長	有 松 泰 史 君	教育次長兼 教育振興課長	国 井 淳 一 君
子育て支援 課 長	小 椋 勲 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 氏 家 康 孝 副 局 長 神 山 義 久

◎開議の宣告

○議長（角田秀明君） 改めまして、皆さん、おはようございます。ご参集ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は14名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○議長（角田秀明君） それでは、去る6月14日の本会議において、各常任委員会、第一予算特別委員会に付託しました案件を議題といたします。

審査結果を各委員長から、順次報告を求めます。

◎議案第24号、第25号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第1、これより議案第24号、第25号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） 議場の皆様、おはようございます。

それでは、総務教育常任委員会の審査結果を報告いたします。

第433回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第24号、第25号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、東京電力福島第一原子力発電所事故により、避難指示区域等に住所を有していた世帯に対する国民健康保険税の減免措置を令和4年度も引き続き行うため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔「議長、報告書、今やっている」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ちょっと休議してください。

（午前10時 分）

○議長（角田秀明君） 再開してください。

（午前10時 分）

○1番（芳賀慎也君） それでは、議案第25号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免措置を延長するため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第24号 東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号 新型コロナウイルス感染症の影響による被保険者等に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第26号、陳情第7号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第2、これより議案第26号及び陳情第7号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業民生常任委員会委員長、5番、堀井成人君。

〔5番 堀井成人君登壇〕

○5番(堀井成人君) 改めて、おはようございます。

産業民生常任委員会審査結果報告書。

第433回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から7までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

8、審査結果。

当委員会に付託されました議案第26号及び陳情第7号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第26号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例。

本案は、低所得者の介護保険料について、今年度以降においても昨年度同様、軽減措置を継続することから所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第7号 沢尻地区生活道路の舗装に関する陳情。

本件は、沢尻地区内の生活道路の舗装についての陳情であります。

現地調査及び審査の結果、全委員異議なく採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長(角田秀明君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) 討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第26号 矢吹町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第7号 沢尻地区生活道路の舗装に関する陳情についてを採決いたします。

お諮りをいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(角田秀明君) ご異議なしと認めます。

よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択されました。

◎議案第27号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第3、これより議案第27号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第一予算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

○1番（芳賀慎也君） それでは、第一予算特別委員会の審査の結果を報告いたします。

第433回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1から6までは記載のとおりでありますので、割愛させていただきます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第27号の審査結果は次のとおりです。

議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,069万9,000円を追加し、総額を82億7,320万2,000円とするとともに地方債の補正を行うものであります。

歳入の主な内容は、県支出金840万9,000円、町債110万円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を矢吹駅舎個別計画策定業務委託料等により248万7,000円の増額、農林水産業費を第5回ふくしま植樹祭にかかるPR記念品等により203万2,000円の増額、消防費を防災ラジオ購入費等により513万円増額するものであります。

地方債補正の内容につきましては、新たに防災基盤整備事業債110万円を追加するものであります。

討論に入り、青山委員から、消防ポンプ購入自体は反対するものではないが、その消防ポンプ費用である154万円に起債を充てており、起債とすれば利息も発生する。流用や財調等で賄うべきであり、財政規律の観点から問題があることから反対する意見があり、一方、富永委員からは、全体的に適正な補正予算であり、執行部からの説明でも財調の取崩しはしたくないとのことであり、健全財政を目指して財政を組み立てていることから適正であると賛成する意見があり、挙手採決の結果、賛成、反対同数となったため、委員長採決により原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、青山委員から少数意見の留保があり、委員長を経て、議長へ少数意見報告書が提出されております。

以上のとおり報告いたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

○2番（関根貴将君） おはようございます。

今回の6月定例会では、第二予算特別委員会は開催されませんで、第一予算特別委員会のみが2日前の15日に開かれたわけですが、まずは、第一予算特別委員会の委員長はじめ委員の皆様、お疲れさまでした。

質疑にまいります。今回補正予算についての財源の内訳の説明はございましたでしょうか。

- 議長（角田秀明君） 何の財源ですか。
- 2番（関根貴将君） すみません、補正予算についてのポンプの関連のほうです、申し訳ないです。
- 議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

第一予算特別委員会委員長、1番、芳賀慎也君。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

- 1番（芳賀慎也君） 財源の内訳の説明はありました。ございました。
- 議長（角田秀明君） ほかに質疑ありますか。

2番。

- 2番（関根貴将君） 今回の補正予算の中の、その消防ポンプの購入費として110万円の起債、町債がございました。このことについて、財政調整基金など町の財源を使わず借金をするのかという意見があったと伺っているわけですが、この点に関して、第一予算特別委員会に出席していない私も理解できない面がございましたので、少し私のほうで調べてまいりました。

今回の補正予算は、防災基盤整備事業でありまして、国から普通交付税による財政措置を受けられる有利な地方債でございます。この交付税率は30%あり、国から財源として110万円の町債に対して30%ですので33万円、こちらが補填される仕組みとなっております。利子につきましても、僅か1万円ほどということでありまして、こうなった場合、154万円の事業費に対して利子を入れたとしても120万円ほどの持ち出しでよくなるということですが、このような説明はあったのでしょうか。

- 議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

第一予算特別委員会委員長、芳賀慎也君、1番。

〔1番 芳賀慎也君登壇〕

- 1番（芳賀慎也君） 起債を充当するという説明がありましたが、今、関根議員がおっしゃられたような30%が交付税措置になるとの説明はございませんでした。
- 議長（角田秀明君） ほかに質疑ありますか。

3回までですので。

2番。

- 2番（関根貴将君） 3回目ということで。

この30%交付があるということで、地方債、起債という形を取ったのかなというふうに私のほうでは納得はしたので。こちらの詳細のほうは、多分、委員会のほうの中では説明がなされていなかったのかなということで、皆さんとこの情報をちょっと共有させていただきたかったので質疑させていただきました。ありがとうございました。

- 議長（角田秀明君） 2番、関根君の質疑を打ち切ります。

そのほか、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（角田秀明君） 次に、議案第27号については、青山委員ほか1名から矢吹町議会会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 議場の皆様、おはようございます。

本定例会第一予算特別委員会での表決におきまして、多数決によって廃棄された少数者の意見を、民主主義の原則である少数意見の尊重の下に、その少数意見を留保した上で報告する機会を求め、それが認められましたので、ここにその意見を申し述べさせていただきます。

各議員の皆様のお手元のほうに、少数意見書が届いていることと思いますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

それでは、読み上げます。

少数意見報告書。

令和4年6月15日の第433回矢吹町議会定例会第一予算特別委員会において留保した少数意見を、下記のとおり会議規則第76条第2項の規定により報告いたします。

記。

1、議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）。

2、意見の要旨。本補正予算9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費における地方債起債110万円については、見直しを含め財政規律を働かせた財政運営をすべきであるとの意見を申し述べるものであります。

財政規律の根拠としましては、地方自治法第2条14項にある最少の経費で最大の効果を挙げること、加えて地方財政法第5条、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないを原則としなければならないことであります。

そもそもの事案である、可搬式小型動力ポンプを新規購入することには全く異論はございません。その新規購入費は154万円ですが、論点はなぜに地方債の起債、借金をしなければならないのかであります。毎年、10月、11月発行の広報やぶきでは、矢吹町の財政は健全との報告が町民になされています。起債、借金に頼らずに154万円のやりくりや捻出はできなかったのか、起債、借金をすれば、当然利息の支払いが生じます。財源は町民から徴収された税金、その他の貴重なもので賄われていることは明白です。また、当初において対象となる小型動力ポンプは、修繕すべく修繕料として70万円を予算計上していたものを代替新規購入へと変更したものです。とすれば、9款1項2目10節の需用費と17節備品購入費との科目間流用による154万円との差額84万円の捻出で新規購入が可能となるのではないのでしょうか。この84万円に関しても、やりくりや捻出することが不可能であったのでしょうか。あるいは、起債、借金額は84万円に対しての起債、借金で済んだのではないのでしょうか。起債額を縮小できたのではないのでしょうか。

いずれにしても、地方自治法第2条14項にある、最少の経費で最大の効果を挙げること、加えて、地方財政法第5条、地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもってその財源としなければならないを原則としなければならないことなど、法のコンプライアンス並びに財政民主主義に基づいた財政規律が働いている財政運営が図るべきとの意見を、少数意見として報告させていただきます。

以上、少数意見の留保としての報告といたします。

○議長（角田秀明君） ただいまの青山英樹君の報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

2番。

- 2番（関根貴将君） 先ほど委員長の質疑させていただいたときに、国から30%の交付措置があるということ
を、私述べさせていただいたんですけれども、その委員会の時点で、青山委員はそちらのことはご存じだった
のかお尋ねいたします。

〔11番 青山英樹君登壇〕

- 11番（青山英樹君） 一応、報告の内容に関する質疑ではちょっとないので、ちょっと該当しない……
- 議長（角田秀明君） 先ほどの青山君の、これ今の少数意見の留保についての意見を出したけれども、先ほど
の委員長に対する質疑のときに、関根君がいろいろと勉強して、こういうことだったんだなということで、勉
強して質疑をしたときの内容から、今質問したと思うんですけれども、それを質問しているんですよ。
- 2番（関根貴将君） そうですね、知っていたのと知らないのでは、ちょっと違うのかなと。
- 議長（角田秀明君） 知らなかったとか……
- 11番（青山英樹君） 質疑は、あくまでも留保の意見に関してのことなので、ちょっと内容が違うんです、
本当に。

〔「議事の運営は議長がやるんだから議長の指示に従ってください」と呼ぶ者あり〕

- 議長（角田秀明君） 要するに私からすれば、要するに先ほど第一予算特別委員会の委員長に対しての質疑を
したときの意見を聞いて、その予算委員会の中ではどうだったかということ、今、関根君が質問しているん
ですよ。だから今の意見書じゃなくて、質疑のときに分かっていたら分からないかということ。
- 11番（青山英樹君） 予算委員会の内容に関しては、全く私は述べておりません。あくまでも私の留保した
意見について述べているだけです。それについての質疑ならばお受けいたします。それが正しいですよ、本
当に。
- 議長（角田秀明君） 正しいか、正しくないか私が判断しますから、判断しますけれども、今、ここで少数意
見を、委員会の中で青山君が少数意見を発言して、これが結果として、今発言をしていますね。
- 11番（青山英樹君） 答えられないわけではないんですけれども、意図が違う。質疑は、あくまでも疑問に
思ったことを解消するためのものであって、私はあくまでも報告した、要はその留保の意見を報告して、その
意見に対しての質問であれば聞きます。委員会の中でこういうことがあったのか……
- 議長（角田秀明君） どうですか、関根君、じゃ。
- 2番（関根貴将君） もう先輩に従います。
- 議長（角田秀明君） じゃ、そんなことで。
- 2番（関根貴将君） すみません、ありがとうございました。
- 11番（青山英樹君） 個人的には何ほでもお話します。
- 2番（関根貴将君） 少数意見の留保、勉強させていただきました。ありがとうございます。
- 議長（角田秀明君） ほかに質疑ございますか。

12番。

- 12番（熊田 宏君） おはようございます。

議案第27号に関しまして、質疑をさせていただきます。

質疑、答弁していただけるかどうか、微妙な質問かもしれませんが、青山議員の大きな心で、ふだんいつもおっしゃっているのです、お願いします。

報告書の中に、財政規律の根拠としてということで、最少の経費で最大の効果というふうにおっしゃられています。当然のことです。まさに、先ほど芳賀委員長報告の中で関根貴将議員が質疑をされました。それで、交付税措置プラス利子払って32万ちょっとプラスになるということは、まさに最少の経費で最大の効果を狙おうとしていることだというふうに思います。それは、青山議員はどう思われますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 12番、熊田宏議員の質疑にお答えいたします。

最少の経費で最大の効果ということについての質問、それは該当するんじゃないかというようなご意見かと思います。地方財政法を申し上げました、第5条においては、原則として歳出に関しましては、申し上げましたとおり、5条債とよく言われますけれども起債については制限を加えているんですね。いわゆる地方債以外の歳入をもって財源としなければならないという原則があるんです。なおかつ、私が申し上げているのは、その規律、財政規律というものを働かせるんですよということを、この地方財政法でも地方自治法でもうたっているわけでございまして、その観点から申し上げたところでございます。

それと、いわゆる交付税措置をされるということですが、交付税措置されるものに関しては、一般財源として組み入れられるので、簡単に言えば消防費以外のものにもその財源は使われるということなんです、一般財源化するということは。ですから、原則として先ほど申し上げたとおり、歳入をもって歳出の費目に、費用に充てるという、この原則を守っていかなければならないというのが、私はいわゆる財政規律の保持だと思っております。その観点から、安易な起債等は避けたほうがよろしいですよということを申し述べているところでございます。

そのような趣旨なものですから、ご理解いただけたかどうか、また再度質問があれば申し述べてください、質問してください。

○議長（角田秀明君） 質疑ございますか。

12番。

○12番（熊田 宏君） 今、ちょっと答弁をお聞きしていて気になった言葉が、安易な起債という言葉がありました。ぜひ議場において発言される際は、言葉を厳選して発言していただければと、いつも青山議員に僕言われていますので。今日、ちょっとお返ししておきます。

もう一点目は、日頃、青山議員もいろんな質問の中、委員会においても予算委員会でも一般質問でもよく、有利な補助金を使っている事業をやったらどうかというふうなことをおっしゃっています。今回の起債も有利な資金の調達方法だというふうに思います。その点は、財政規律に沿っているなというふうに思いますが、それはどう思われますか。

○11番（青山英樹君） 質問の意図がちょっと分からないんですけれども、具体的に。

○12番（熊田 宏君） 青山議員が各委員会、常任委員会や予算決算特別委員会においてもそうですし、一般質問においても、財政に有利な、なるべく町の持ち出しが少なくなるような補助金等を使って事業をやれというふうにおっしゃられていますよね。それで、今回の起債についても、国から補助があるということで32万ちょっと、財政にプラスになるということは、それに沿っているんだろうというふうに思いますが、それはどういふふうに今回の件は思われますか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 私のその留保した意見の、どこの部分についての疑問があつて質問なのか、ちょっと理解できません。

○12番（熊田 宏君） じゃ、確認のために。最少の経費で最大の効果を挙げると、その点です。よろしくお願ひします。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 質問の趣旨がちょっとよく理解できないんですが、最少の経費で最大の効果という部分に関しては、それはごく当たり前のことであつて、余分な経費等をかけないでということだと思います。ですから、それは今回のことと言えば、私がここで申し述べているように、いわゆる科目間留保をしていわゆるその起債額を減らすことも狙えたでしょうし、書いてありますとおり、70万円の当初の修繕費を、要するに全部組み落としてしまつて154万円の新規購入に対しての起債を計画しておりますけれども、今回の予算書においては、それを70万円を組み入れれば84万円で要するに買えるわけですから、最低限度起債をするとしても84万円に対しての起債で済んだのではないかというような、それが最少で最大の効果ということになるんじゃないかと思つております。

ですから、そういった手法もあつたわけですので、その辺について、やりくりはできたはずですので、そういう方法を取るべきであつたのではないかということ、意見として留保したわけでございます。

○議長（角田秀明君） 熊田君、3回ですので。

○12番（熊田 宏君） その報告書の内容、特に討論についてを読ませていただきますと、別に執行部を責めるわけではないですが、若干、先ほどの関根貴将議員の中にもありましたが、説明がちょっと足りなかつたかなと。審議中に質疑をして答弁いただければ分かることだつたというふうに思いますが、そこは質疑が先なのか、説明が先なのか、微妙なところだと思いますが、今回の第一予算特別委員会において、説明不足だつたかなという感じはされておりますか、いかがでしょうか。

○議長（角田秀明君） 答弁を求めます。

11番、青山英樹君。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） 説明不足云々についての認識は、私はございません。あくまでも自分の意見として、

少数意見として、少数意見であったということに関しての留保をしたこの意見、書いてあるとおりでございます。ですから、その内容として、説明の量が多かったとか少なかったとか、そういったものに関するコメントは私は述べておりませんので、そこは何とも答えようがございません。あくまでも個人的に後でお話しすることはいっぱいできますけれども、あくまでも私が留保した意見についての質疑をお答えする場と認識しておりますので、そこは何とも、認識についてはお答えしようがございません。

以上です。

○12番（熊田 宏君） ありがとうございます。

青山議員の大きな心がちょっと見えませんでした。ありがとうございます。

○議長（角田秀明君） 熊田議員の質疑は打ち切ります。

そのほか、質疑ございますか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） では、青山議員戻ってください。

それでは、質疑なしと認め、これにて質疑は終結をいたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

11番。

〔11番 青山英樹君登壇〕

○11番（青山英樹君） それでは、討論を行います。

議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

反対する理由としましては、少数意見として留保をいたしました内容そのものでございますが、主眼としましては、地方自治法の第2条14項並びに地方財政法第5条、5条債の制限、これらによる財政規律の保持を願うことから、この議案の起債に関しまして反対をするところでございます。やりくりとしてできたものがあつたのではないかということでございます。内容に関しましては、少数意見の留保のほうで述べております。

また、起債規模それから利子の払込みの大小、そういったもので財政規律というものとは軽減されるのかそういったものではございません。当然、当初予算では予備費として1,000万円予備費があります。もっとも予備費は緊急、突発的な、緊急なものに備えるものではございますけれども、あくまでも予備費というもの、また、予備費の存在、また、財政調整基金の存在、普通であれば財政調整基金を取り崩して充てていくのが通常でございます。財政調整基金に関しましても、通常であれば、以前であれば、標準財政規模の5%ぐらいが一般的な考え方として十分事足りる積み立てる金額でありましたが、近年では大体、994自治体では20%ぐらいの残高を保有しております。当町におきましても、財政調整基金は標準財政規模が46億前後です。46億ですからその20%は保有していると。十分な財政調整基金があるというふうに思われます。そういう中においては、財政調整基金を崩す、あるいは科目間流用をする、あるいは予備費というものがございまして、そのような運用の下になるべく起債を避ける方向で取り組めたのではないかと。

財政規律という観点から、そこに主眼を置き、この今回の議案第27号に関しましては反対をする次第でございます。皆様のご賛同のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（角田秀明君） そのほかに討論ございますか。

賛成の立場の討論をお願いします。

13番。

〔13番 富永創造君登壇〕

○13番（富永創造君） 議場の皆さん、こんにちは。

議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）に賛成の立場で討論させていただきます。

反対討論でも触れていたと思うんですけども、消防団備品購入そのものには問題はないと。あくまでこの議案の起債に問題があるということでの反対と理解しております。ただ、執行側より説明を受けた消防団備品購入財源の捻出の方法、これよりも、青山議員が主張される予算のやりくりがよりよいと、そういう考え、その1点だけをもって今回の補正予算そのものに……

〔「議長、反対意見に対する討論をしていませんか」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 富永君、注意してください。補正予算に対してですから、補正予算に賛成の立場であれしてください。

○13番（富永創造君） そんなことで、内容を変えていきます。

それで、私なりに今回の起債に関しての例えをつくってみました。3つです。いわゆる会計の方法です。

1つ、お父さんの財布の現金払い、これは一般財源のみでの措置と。寒い財布の中身にあしたを思うお父さんの気持ち、それはとほほというふうな、現金払いですから。

2つ、将来の家系の負担を少しでも減らしたい、いわゆる実質公債費比率や将来負担比率の健全化の持続、そうしたいと。財布の現金での支払いを減らすことを考える。減らした分をカードやプレミアム商品券を利用する、いわゆる起債や交付税措置の利用に当たると思います。

3番目、現金の減るのをためらったお父さん、妻のへそくり、いわゆる財政調整基金ではないかと思いますが、から出してもらうことを言い出す。妻、何で食事のためにとへそを曲げるかもしれません。

ということで、今回のこの起債に対して、町のほうは②を選択していると考えられます。財政健全性を考えた、工夫された予算措置であると思います。そして、補正予算全体に関しても堅実な財政運営を考え、有効かつ適正な予算内容でありますので、議案第27号に賛成いたします。同僚議員の皆さんの賛同を求めます。

○議長（角田秀明君） ほかに討論ございますか。

〔「賛成討論でもよろしいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） いや、反対討論、先にやらないとあれでしょう。

なければ打ち切ります。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） それでは、討論なしと認め、これにて討論は終結をいたします。

これより議案第27号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りをいたします。この採決は起立により行います。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（角田秀明君） 起立多数であります。ご苦労さまです。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で全ての審議は終了いたしました。ここで会期中に町長から追加議案及び各委員長から閉会中の継続調査の申出がありましたので、提出議案等の概要説明による全員協議会を11時から開催したいと思いますので、引き続き、その取扱いについて議会運営委員会を開催するため暫時休議をいたします。

（午前10時48分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開をいたします。

（午前11時28分）

◎日程の追加

○議長（角田秀明君） 本定例会に提出されました追加議案等の取扱いについて、先ほど議会運営委員会において審議されましたので、その結果報告を求めます。

議会運営委員会委員長、7番、三村正一君。

〔7番 三村正一君登壇〕

○7番（三村正一君） 議場の皆さん、こんにちは。

議会運営委員会からご報告を申し上げます。

会期中に町長から提出のありました同意1件、議案1件、各委員長より提出のありました閉会中の継続調査の申出、議員の派遣について、企画総務課長及び議会事務局長から説明を求め協議をいたしました。

その結果、お手元に配付の追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすることに協議が成立いたしました。

皆さんのご協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（角田秀明君） お諮りをいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決定しました。

なお、追加日程については、お手元の配付資料のとおりであります。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（角田秀明君） 日程第4、これより同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） 議場の皆さん、こんにちは。傍聴に来られておられます方、本当にありがとうございます。

それでは、日程第4、同意第2号 固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、町の固定資産評価審査委員会委員として卓越した識見と誠実さをもって職務に尽力され、この6月30日をもって任期が満了となります平山雄也氏が退任されることとなったことから、矢吹町本町140番地1、佐久間佳良氏を同委員会委員に選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐久間氏は、町内企業において代表取締役を務められており、豊富な識見を持つ人格者であります。また、矢吹ロータリークラブにおいて幹事を務められており、地区住民からの信望も厚く、固定資産評価審査委員会の職務にご尽力いただきたく、本提案をするものであります。

皆様の満場一致のご同意をお願い申し上げまして、提案の説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（角田秀明君） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

この採決は起立により行います。

同意第2号に同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（角田秀明君） 起立全員であります。

よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決しました。

ここで、同意されました佐久間佳良様を紹介するため、暫時休議をいたします。

（午前11時32分）

○議長（角田秀明君） それでは、再開します。

（午前11時33分）

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（角田秀明君） 日程第5、これより議案第28号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長、蛭田泰昭君。

〔町長 蛭田泰昭君登壇〕

○町長（蛭田泰昭君） それでは、説明いたします。

日程第5、議案第28号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1億3,067万3,000円を追加し、総額を84億387万5,000円とするものであります。

歳入の内容は、国庫支出金が1億2,482万6,000円、繰入金584万7,000円をそれぞれ増額するものであります。

歳出の内容は、総務費を住民税非課税世帯等臨時特別給付金等により3,426万7,000円増額、民生費を子育て世帯生活支援特別給付金等によりまして1,290万6,000円増額、商工費を商品券交付業務委託料等によりまして8,350万円増額するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（角田秀明君） これより質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

お諮りをいたします。議案第28号 令和4年度矢吹町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申出について

○議長（角田秀明君） 日程第6、これより閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

お手元に配付しました申出書のとおり、継続調査の申出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎議員の派遣について

○議長（角田秀明君） 日程第7、これより議員の派遣についてを議題といたします。

会議規則第122条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田秀明君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

○議長（角田秀明君） 以上で本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き、午後1時から議員控室において全員協議会を開催いたしますので、ご協力を願いたいと思います。本日は大変ご苦労さまでございました。

これにて第433回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前11時37分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年9月14日

議 長 角田秀明

署 名 議 員 堀井成人

署 名 議 員 鈴木浩一